

平成23年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成23年12月中川村議会定例会議事日程(1)

平成23年12月12日(月) 午前9時00分 開会

出席議員(10名)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定について
 日程第3 諸般の報告
 日程第4 議案第1号 中川村暴力団排除条例の制定について
 日程第5 議案第2号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第6 議案第3号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第7 議案第4号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第8 議案第5号 中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第9 議案第6号 中川村保育所運営審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
 日程第10 議案第7号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第5号)
 日程第11 議案第8号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第12 議案第9号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
 日程第13 一般質問
 5番 村田 豊
 (1) 予算編成の基本方針について
 (2) 新たな助成施策への24年度取組について
 4番 山崎 啓造
 (1) 農商工と村とがともに活性化するための施策は
 3番 藤川 稔
 (1) 産業施策について
 (2) 平成24年度予算編成について
 7番 湯澤 賢一
 (1) 学校給食と保育園給食の無料化について
 (2) 地域まるごと農業公園構想と中川村の農業の担い手構想について
 8番 柳生 仁
 (1) 消防団について
 (2) 子育て支援と少子化対応について

- 1番 中塚 礼次郎
 2番 高橋 昭夫
 3番 藤川 稔
 4番 山崎 啓造
 5番 村田 豊
 6番 大原 孝芳(早退)
 7番 湯澤 賢一
 8番 柳生 仁
 9番 竹沢 久美子
 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 村長 | 曾我 逸郎 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 松村 正明 | 総務課長 | 宮下 健彦 |
| 会計管理者 | 宮澤 学 | 住民税務課長 | 北島 眞 |
| 保健福祉課長 | 玉垣 章司 | 振興課長 | 福島 喜弘 |
| 建設水道課長 | 鈴木 勝 | 教育次長 | 座光寺 悟司 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 中平 千賀夫
 書記 松村 順子

平成23年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年9月12日 午前9時00分 開会

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年12月中川村議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長 　平成23年12月中川村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
振り返ってみますと、今年は本当に災害の頻発する年でありました。
特に東京電力の原子力発電所の事故がもたらした最悪は、便利さとぜいたくにおぼれた我々の暮らしが、いかに危険な技術文明に依存していたのかということをはっきりといたしました。便利さとぜいたくのために一部の労働者の人々と一部の地方が被曝の危険にさらされて、その状態がずっと続いてまいりました。今回の事故によって、それが一部ではなく、非常に広範な地域、人々が汚染をされています。海洋への汚染水の流出など、今後、事態が判明するにつれて、その範囲は、さらに拡大をしていくものと思われまます。
赤ちゃんの粉ミルクにも放射性物質が混入し、香港のテレビやイギリスのBBC、ニューヨークタイムズ等でも報道がされ、汚染地域の食材の安全が脅かされ、信頼が著しく傷つけられました。
先日の全国町村長大会で飯館村の菅野村長が演壇に立たれ、報告をされました。手塩きかけて築き上げてきた村が、産業も伝統文化も地域の共同体も壊されてしまい、それぞれの家庭の中でも、なるべくこれまでの暮らしを続けたいお年寄りや、子供を連れて一刻も早く安全なところへ避難したい母親と、家族が引き裂かれてしまう苦悩というものを語っておられました。
一昨日はトイゴで飯館村の酪農家長谷川健一氏の講演がございましたけども、100歳を超えるお年寄りが若い者たちの避難の足手まといにはなれないということで自殺をしたという事例や、乳牛を屠殺場のほうへ見送らねばならなかった、その悔しさ、情けなさなどを語り、また、除染をしても山や森から放射性物質が流れてきて、大して効果は上がらないのではないか、もう村には戻れないのかもしれないという、そういう絶望にも近いお話を伺いました。
東京電力の原発災害は、あらゆる面で深い被害をもたらしています。

また、東南アジア、タイの洪水被害でも、この東日本の大震災と同様にサプライチェーンが分断され、さまざまな製品の生産が滞り、グローバル経済の脆弱性があらわになっています。

東京電力原発災害は、単に原子力発電の危険性を示しただけではなく、環境への負荷を顧みず、便利さやぜいたくにおぼれさせ、ブームを起こして大量生産し、大量消費をさせる、そういう規模の経済の問題点が明らかになったのではないかと思います。

規模の経済は、その総本山である米国においても、1%の人たちだけが富を独占し、残りの99%は貧困にあえいでいると、そういう糾弾がなされ、ウォールストリートほか各地で運動が展開されています。

野田政権は、この規模の経済にしがみついた米国の戦略であるところのTPPに前のめりでありますけれども、今後は、大きな歴史の流れとして、効率と利益だけを重視するグローバル経済の枠組みから一歩身を引いて、それぞれの地域において歴史、文化、自然に適合した暮らしを目指す動きが、さらに広がっていくのではないかと思います。

先だってブータンの人々の考え方が日本に大きな共感を呼んだのも、そのあらわれではないでしょうか。

このような時代の流れの中で、これまで、村の魅力や可能性を生かして、それによって後継者の暮らしも立つようにしていきたいというふうな考え、内発的発展を提起してきましたけれども、その考え方は間違っていなかったと、その思いを新たにしております。

住民の皆さんが、それぞれの地区において協力して地区を支え、祭りをみんなで楽しみ、それぞれが自分のこだわる楽しみにも打ち込むことができる、そんな中川村が受け継がれていくようにしたいものだと思います。

日本経済が低迷を続ける中、米国の緊急危機に続き欧州の財政危機など、世界経済の先行きは全く不透明であります。

村の後継者不足も深刻の度をだんだんと深めている、そういう中で、時間との競争だという意識を、再度、強くしております。

一歩前に踏み出そうとする村民が手ごたえを感じられるよう、バックアップの手立てを一層充実させていきたいと考えております。

さて、本定例会に附議いたしますのは、中川観光開発株式会社の経営状況についての報告が1件、新設条例として中川村暴力団排除条例の制定が1件、中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例など、一部改正条例が5件、平成23年度中川村一般会計補正予算(第5号)など、補正予算が3件であります。

何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げまして、議会開会のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

○議長 　日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、3番 藤川稔議員及び4番 山崎啓造議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について
を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長報告を求めます。

○議会運営委員長 過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、12月12日から16日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号の一般議案につきましては、上程、提案理由の説明までお願いし、議案第2号から議案第7号までの一般議案及び議案第8号から議案第10号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

13日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全委員協議会を行います。

引き続き委員会の日程としますので、請願及び陳情の負託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

14日は委員会の日程とします。

なお、議会全員協議会を午後2時から行います。

15日は議案調査とします。

最終日の16日は、午後1時30分から本会議をお願いし、議案第1号の質疑、討論、採決を行います。

次に、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、災害復旧事業の契約案件の追加が予定されていますが、追加議案がありましたら、当日の日程でお知らせし、上程、提案理由の説明から採決までをお願いする予定です。

以上、本定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から16日までの5日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付

しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る9月定例会において可決された郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は、一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号について報告を求めます。

なお、報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についての報告をしていただきますが、後ほど時間を取り、細部のついでの説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

報告を求めます。

○振興課長 報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況について

中川観光開発株式会社の第41期営業報告及び決算並びに第42期事業計画について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、第41期営業報告及び決算並びに第42期事業計画について報告します。

平成23年12月12日提出、中川村長 曾我逸郎

報告第1号についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき中川観光開発株式会社にかかる第41期の営業報告及び決算並びに第42期の事業計画について報告するものでございます。

第41期は、3月11日に発生した東日本大震災以降、自粛ムードによりキャンセルが相次ぎ、売上高は、宿泊が前期比83.5%と大きく落ち込み、宴会その他は前年並みを確保したものの、総売上でも前年比93.3%となってしまいました。

その結果、経常利益は20万9,000円となったものの、税引き後の当期純利益は3万3,000円の赤字となってしまいました。

運営面では、事業計画にも掲げた社内コミュニケーションが活発になりつつあり、料理、人、施設など、ハード、ソフト、両面により効果があらわれ始めており、また、顧客満足度、従業員満足度も着実に前進しています。

地産地消の取り組みも、村内の農産物を取り入れる意識は年々高くなっています。

一昨年に立ち上げた農産物事業につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金事業として年間300万円の委託料を受けたにもかかわらず、経常損失が150万円となり、今期の利益に大きく影響しました。

さらに、第42期においても、顧客満足度、従業員満足度は継続してより深いものを

目指し、さりげないおもてなしを実現するとともに、料理面では、地産地消をより一層進め、また、施設面では、館内のメンテナンスを充実させ、居心地のよい空間を維持、改良し、着実に進めてきた運営面の基礎をさらに強固なものにして乗り越えるといった事業計画が総会で確認されております。

また、本総会においては、取締役の改選及び監査役の補欠選任が行われ、松村隆一村議会議長が取締役に、高橋昭夫村議会議員が監査役に、それぞれ新たに選任され、他の役員は留任となりました。

村といたしましても、引き続きこの施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、各方面からのご支援をお願いを申し上げて、この場での説明とし、別紙、詳細については、席を改め説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。
日程第4 議案第1号 中川村暴力団排除条例の制定について
を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第1号につきまして提案を説明させていただきます。

暴力団団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力団対策法の第32条に国及び地方公共団体の責務が規定をされております。その意思表示として、社会全体で暴力団の排除を推進するため、村条例を制定するものです。

暴力団対策法は、暴力団員の行う暴力要求行為等について必要な規制を行い、暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講じ、暴力団員の活動による被害の予防等に資する民間団体の活動を促進するなど、市民生活の安全と平穏の確保を図ることを目的に制定されました。

長野県では、同法の第32条の規定を受けまして、平成23年3月に長野県暴力団排除条例を制定をいたしております。

県条例では、村の事業、事務等につきましては、村有施設の利用制限には、いずれも県条例の規定が及ばないということから、村、村条例を制定をして、暴力団排除を県、村が一体となり推進するために条例を制定するものでございます。

なお、この条例の内容につきましては、後日、改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長 説明を終わりました。

なお、議案第1号につきましては、最終日に質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第2号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第2号につきまして説明をさせていただきます。

関係する条例につきましては、第1巻の例規集611ページになります。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が、育児休業法と申し上げますけれども、これの一部改正に伴い中川村職員の育児休業等に関する条例を改正するため、本案を提出するものでございます。

お手元に新旧対照表、行っているかと思いますが、それに沿って改正箇所について説明をさせていただきます。

現在の育児休業等に関する条例の第2条は、育児休業をすることができない職員を規定をしております。1号の「非常勤職員」と2号の「臨時的に任意をされる職員」、これを削ります。これは、育児休業法の関係規定の改正により、これらの職員が育児休業等を行うことができないということが同法に直接規定されたことによるものでございます。

同条第5号及び第6号を削るとするのは、職員の配偶者の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業を行うことができるとする改正がされたためであります。

育児休業法第2条第1項、ただし書きは、当該する子について、既に育児休業をしたことがある職員で、特別の事情がなくても再び育児休業を取得することができる期間を人事院規則で定めるというふうにしておりますけれども、その期間、57日、これは、出生の日から産後休暇8週間目の翌日の合計日になるわけですが、これを規定するために条例第2条の2を加えるものであります。

現行条例の第3条では、再度の育児休業を行うことができる特別の事情を規定をしておりますが、育児休業法第2条第1項、ただし書きの条例で定める特別の事情について規定をいたします。

第1号は、育児休業法第5条の改正に伴う規定を整理したことによる改正であります。

第4号を追加をいたしますが、これは、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3月以上経過した場合に、再度の育児休業を行うことができるというふうにした改正であります。

第5条は、育児休業の取り消し事由を規定をしておりますが、第1号を削除いたしますのは、職員以外の子の親が、状態として、その子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないとする改正であります。

現行条例の第7条は、部分休業を行うことができない職員について規定をしておりますが、育児休業法の改正により、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は、この小学校就学まで部分休業を行うことができることとなったこと及び非常勤職員に関しても3歳までの子の養育で部分休業ができる

こととなったため、これを整理する改正を行い、これを削除するものであります。
改正の要点は以上であります。

なお、附則としまして、この条例は平成 24 年 1 月 1 日から施行するものでござい
ます。

よろしくご審議いただきますようお願いをします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

○5 番 (村田 豊君) 臨時職員の就業条件が大分正職員に近づく、そういった感を強く
しますし、厚生年金等についても、臨時職員に対する国の基準も多分に緩和される、
上がってくるということですが、24 年から実施をということですが、例え、
24 年時点で、今後、職員採用の段階で、こういった点がきちっと配慮をされて実施を
されていくと思いますが、その点については、どんなような点に改善点を置かれるか
お聞きしたい。

○総務課長 該当する方についてと言いますか、臨時職員の件と言いますか、育児休業等に関
してのこと、お話かと思いますが、このことにつきましては、地方公務員の育児休業
等に関する法律の中にも明記されておりますので、当然、そういったものについては
準用をしていくということになります。今回の改正は、改正日が 1 月、来年の 1 月
1 日以降でありますので、当面、こういった方が臨時職員の中にいるかという話につ
いては、今のところ、ちょっと考えられませんが、該当する方が出た場合につ
いては、このものに従っていくということになるかと思えます。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

○8 番 (柳生 仁君) 暴力団排除条例——最終日?——失礼しました。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第 3 号につきまして説明をさせていただきます。

関係する条例は、例規集第 1 巻の 567 ページになります。

提案理由でございますが、育児を行う職員の時間外勤務の制限について定めるため
本案を提出するものでございます。

お手元の新旧対照表に沿って改正要点を説明をいたします。

人事院規則 10 の 11、これは、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務並びに
深夜勤務及び超過勤務の制限について定めているものでございますが、これが平成 22
年 3 月 15 日改正をされました。

改正の内容は、3 歳に満たない子のある職員が当該の子を養育するために請求した
場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場
合を除き、超過勤務、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、災害等、避
けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除いて時間外勤務をさせてはならない
というものでございます。

この改正を尊重し、同様の規定を新たに設けるものでございます。

そのため、条例第 5 条の 4 第 1 項に、ごらんいただいたような追加を行いまして、
現行条例第 5 条第 1 項から第 3 項を 1 つずつ繰り下げる改正を行います。

職員の配偶者で当該子の親である者が、状態として、状態、つまり常の状態であり
ますけれども、状態として当該子を養育することができるか否かにかかわらず、当該
子を養育する旨、申し出た場合には、原則として 1 月について 24 時間、1 年について
150 時間を超えて時間が勤務をさせてはならない旨の改正を行い、この規定を第 2 項
とするものです。

以下、1 項ずつ繰り下げを行いまして、項の番号等の整理を行ったものであります。

附則として、この条例は平成 24 年 1 月 1 日から施行するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたしまして、提案の説明にかえます。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定につい
てを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 それでは、議案第 4 号について説明をさせていただきます。

中川村税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、地方税法及び関係法令の一部改正に伴い本案を提出するというものでございます。

資料としまして議案の条例案のほかに資料1、2、3という3つの資料を用意をさせていただきます。その資料に基づいて説明をします。

最初に資料1をごらんをいただきたいと思えます。

今回の改正は、国の平成23年度の税制改正により、現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が施行されたことによるもので、その法律改正の概要を、この資料1ということで記載をさせていただきます。

今回の改正につきまして、村の条例に関係するものにつきましては、網かけの少し黒い部分で示してございます。

最初に、一番上の金融条件税制関係でございますけれども、上場株式の配当等及び譲渡所得等に関する軽減税率の適用を2年間延長するというものでございます。これは、議案の第2条関係でございます。

次に、米印の3つ目でございますけれども、今の期限延長に伴い非課税口座内の小学上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等の非課税の施行日が2年間延長されるというものでございまして、これは、本条例の3条関係ということでございます。

続きまして、法人課税関係では、特別ございません。

それから、その下の固定資産税の関係でありますけれども、網かけの部分の条項についての項ずれに伴う改正でございます。

1枚めくってもらって、次ページの2ページをごらんをいただきたいと思えます。

市民公益税関係でございますけれども、NPO法人等に対する寄附金控除等の拡充がされましたけれども、網かけの3番、寄附金の控除額の適用の下限額を引き下げるといふものでございまして、現行5,000円を2,000円に引き下げるといふものであります。これは、NPO法人等じゃなくて、寄附金全般の話でございます。

それから、4番でありますけれども、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を税額控除の対象に追加をするという改正でございますけれども、この部分については、中川村については該当がございません。現行の条例でも、対象とするNPO法人等につきましては、具体的な法人名で定めるといふことでございますけれども、うちの村については、具体的な法人名の規定はございませんので、該当がございません。

その次に3ページ、次のページであります。

その他のところの肉用牛の売却による課税特例の見直しでございますけれども、適用期限を3年延長といふものでございますけれども、これは、附則の第1条の附則で改正をします。具体的には、中川村には該当する肉用牛の飼育者がいませんので、具体的な該当はないと思えます。

それから、その下の罰則の強化でありますけれども、2番目の秩序犯にかかわる罰

則等でありましてけれども、現行3万円以下の過料を10万円以下に引き上げるという、そんな改正でございます。

以上が今回の法律改正の概要でございます。

具体的な税条例の改正については、資料2をごらんいただきたいと思えます。

A3の大きな紙、資料でございますけれども、また、例規集につきましては、一番左端の欄外に例規集のページ数が書いてございます。1条関係でいいますと1758ページからということでございます。

また、資料3については、新旧対照表でございますので、あわせてごらんをいただきたいと思えますけれども、資料2を中心に説明させていただきます。

最初に第1条関係、本文の第1条でありますけれども、上から2つ目の34条の7でございまして、先ほど申した寄附金控除額の改正ということで、現行5,000円を2,000円に引き下げるといふものでございます。

次に過料の改正ということでありまして、一番上、第26条が村民税の納税管理人に関する不申告の過料、それから、36条の4の4第1項でありますけれども、これが村民税の不申告に関する過料、それから、53条の10第1項が退職申告書の不提出に関する過料、以下、第65条、75条、それぞれ第1項が固定資産税にかかわるもの、それから、88条第1項が軽自動車税の不申告に関するもの、それから、第100条がたばこ税の不申告に関する過料、これは新設でございます。105条の2が鉱産税にかかわる申告に関する過料、これも新設でございます。それから、107条が鉱産税の納税管理人にかかる不申告に関する過料であります。それから、133条、139条は、特別土地保有税にかかる、それぞれ納税管理人及び不申告に関する過料ということでありまして、過料につきましては、先ほど申したように、改正前3万円以下を10万円以下に改正をするというものでございます。

そのほかの第1条関係につきましては、字句の訂正、あるいは項番号の繰り下げという改正でございます。

次に下段でありますけれども、附則関係であります。

1条関係の附則につきましては、2つ目の附則第8条が肉用牛の売却による所得、事業所得にかかる村民税の課税特例でございますけれども、これは、先ほど申したように特例期間の延長、平成24年が平成27年に延長するといふものであります。

そのほかの第1条関係の改正につきましては、引用法令等の字句の改正でありまして、上位法令であります地方税法が改正されましたので、地方税法によるというふうな改正でございます。

続きまして、附則の第2条関係でありますけれども、村民税に関する経過措置の対象年度の2年間の延長でありまして、平成23年12月31日を平成25年12月31日に変更するといふものでございます。

第3条関係でありますけれども、これは、附則の第1条第4項でありますけれども、これは、施行期日の延長、平成25年1月1日を平成27年1月1日に、それから、第2条の第6項では、村民税に関する経過措置の延長で、同じく2年間延長するといふ

ものでございます。

施行期日につきましては、右端に記載をしてございますけれども、過料の改正につきましては公布の日から2ヶ月を経過した日、そのほかは公布の日から施行ということとであります。それから、一部は、附則の第8条については平成25年1月1日、附則の10条の第4項については、この高齢者の居住の安全確保に関する法律の一部改正の法律の施行日ということとあります。

以上、概略でありますけれども、説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほど、お願いをします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

○9番 (竹沢久美子君) 今度、村民税等の不申告に対する過料が引き上げになったわけですが、今まで、こうした税制上の対象になった事例があるのか、また、今度は10万円ということになるわけですが、10万円以下の過料、新設については10万円以下ということになっていますけど、これ、金額等による積算というか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 現在までのところ、中川村において過料を科したという事例はございません。

それ以前に、滞納というか、者がおりますので、そういった処理、そういった方の整理のほうに力を入れております。

税の不申告、例えば確定申告といいますが、住民税の申告の不申告者については、税務署と連携をしてリストを拾い上げて、申告漏れのないように努めてございます。

以上であります。

10万円以下ということで、その中にも、何ていうの、適用はどうかというご質問だと思いますけれども、今までも、ちょっと過料の適用をしたことがないので、ちょっと具体的な判断はできませんけれども、いずれにしても10万円以下ということとありますので、また、県とも相談しながら、その辺は、やっていきたいと思っております。

○議長 ほか質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 提案理由でありますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い本案を提出するものであります。

例規集では2巻の51ページになります。

改正の主な内容ですが、第4条第1項に第3号として、死亡者の配偶者、子、父母、孫または祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹があるときは、その者を加えることとしました。

災害弔慰金について支給対象といなる遺族の範囲に他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡当時、そのものと同居し、または生計を同じくしていた者を加える必要があるとされたためであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の中川村災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害にかかわる災害弔慰金について適用するものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 中川村保育所運営審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第6号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由は、中川村保育所運営審議会条例等の条項、字句等の整理を行うため本案を提出するものであります。

条例、条項等の引用の正確さ、現行法規との整合、用語の表現の仕方や文章表現は適切に行われているかを中心に例規の点検を行い、条例の題名に原則として中川村を付すことといたしました。

その結果、41本の条例を一部改正または廃止等をするために、今回は一部改正でございますが、集合条例としてまとめ、一括して改正を行うものであります。

お手元に関係説明資料をお配りをしてございますので、それと照らし合わせながらお願いをしたいと思います。

まず、1ページでございますけれども、説明資料の1ページになりますが、集合条例の第1条につきましては、中川村保育所運営審議会条例の一部改正でありまして、例規集では第2巻の101ページになります。

以下、例規集のページにつきましては、説明資料の右欄に記載してありますので、省略をさせていただきます。

第1条では、字句の訂正と文章の整理を行いました。

第4条でございますが、中川村年金給付条例の一部改正であります。

給付対象となる母子家庭を表記をいたしまして、引用する法律名を改めたところがあります。

説明資料の2ページをごらんをいただきたいと思います。

第6条は中川村介護医労福資金支給条例の一部改正であります。

第3条に略称規定を設け、以下の文章説明を簡略化し、別表中の字句を整理し、わかりやすく改正をいたしました。

第7条は、中川村予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正であります。

地方自治法では、「学識経験者」を「識見を有する者」という表現を用いておりますので、これに倣い改正をいたします。

また、現在の課の名称であります「保健福祉課」に改めをいたします。

説明資料3ページをごらんをいただきたいと思います。

条例第9条は、中川村営墓地条例の一部改正です。

文章整理と、条例のスタイルとして趣旨規定の次に用語の意義を記述してから設置について述べるということが流れがよろしいので、現行の第2条を削り、第3条を第2条にして繰り上げ、新たに第3条を記述することといたしました。

説明資料の4ページをお願いいたします。

第11条は、中川村環境保全条例の一部改正です。

名称を変更し、中川村環境審議会の略称を規定をいたしまして、「識見を有する者」というふうに改めをいたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。

第12条は、開発事業の調整に関する条例の一部改正であります。

まず、題名に「中川村」を付し、表記の決まりに従い字句等を訂正をいたしました。

第13条は、中川村国民健康保険条例の一部改正です。

第5条中に「保険税」とあるのを、正しく「国民健康保険税」とし、第6条中の「老人保健法」、これは廃止をされておまして、「高齢者の医療の確保に関する法律」というふうに名称が変わっておりますので、これを改め、かつ略称を規定をいたします。

第11条第2項に該当する「療養のための用具の貸し付け、国保診療所の設置」については、ありませんので、これを削除をいたします。

第13条中、引用する条例を訂正をし、以下、第18条、19条等では引用条項の訂正

と文章整理を行うものでございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

第14条は、中川村介護保険条例の一部改正です。

第3条中、「納期の末日」とあるのを、わかりやすく「納期限」に訂正をし、略称の規定を行います。

第4条第3項中、「同号」とあるのを正しく各記述後に「同号イ」に改める介護保険法からの法の引用条項を訂正をいたします。

第15条は、中川村後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

第1条の見出しを「趣旨」に改め、第6条中で略称を規定する改正を行います。

説明資料の7ページをお願いいたします。

第17条は、暴走行為を根絶する条例の一部改正です。

まず、題名に「中川村における」というように改正をいたします。

第1条で引用する決議を正しく改めます。

第3条第1項第5号中の引用を訂正し、以下、字句の訂正を行うものであります。

説明資料の8ページをお願いします。

第14条は、まず、指定を取り消すこと、次に、助成措置を中心とすること、そして、助成金の全部もしくは一部の返還を求めるという行為を順序立てて規定するための全部改正になります。

第20条は、中川村農産物加工施設条例の一部改正です。

第1条の略称規定は、以下の条項に出てまいりませんので、これを削ります。

第22条は、中川村農業基幹施設建設工事分担金徴収条例の一部改正です。

第2条、第3条で文章の整理を行い、分担金の徴収方法の文章表現を改めるため、ごらんいただくように訂正をいたします。

また、補足として、第7条で委任規定を設ける訂正を行います。

説明資料の9ページをお願いします。

第23条は、中川村中川村営土地改良事業の経費の賦課・徴収に関する条例の一部改正です。

字句訂正と引用条項の表現の訂正及び見出しの変更を行うものであります。

第24条は、日入れに関する条例の一部改正です。

まず、題名に「中川村」を付し、接続詞を「もしくは」と改め、第15条中、「消防分署長」を「消防署長」に改めるなどの名称の訂正を行います。

また、様式中の文章を正しい引用条例に改めます。

説明資料の10ページをお願いします。

第25条は、中川村林道工事分担金条例の一部改正です。

分担金の徴収方法について、集合条例の第22条の改正のように第4条を改めます。

また、第7条で委任規定を設けます。

第26条であります。中川村商工業振興条例の一部改正です。

第2条第1号中、引用する法律名を訂正をし、第5条第2項第3号中、「識見を有す

る者」に変更をいたします。

第 11 条では、委員を規定しておりますけれども、統一をして、「何々を代表する者」という表現に改めたいと思います。

第 13 条第 2 項中、第 14 条第 4 項中、第 15 条中及び第 16 項中の訂正は、いずれも文章表現の整理であります。

続いて説明資料の 11 ページになりますけれども、第 18 条、奨励措置を規定しておりますけれども、表現を改めるために、ごらんのように訂正をいたしたいと思いません。

第 27 条は、中川村地場センター条例の一部改正です。

第 3 条で名称及び位置を号で定める改正を行います。

第 6 条第 2 項中、文章整理を行い、別表中では額を定めておりますので、訂正するように文章整理を行います。

説明資料の 12 ページをお願いいたします。

第 28 条は、中川村土木関係工事分担金条例の改正です。

第 3 条中の文章の整理を行い、分担金の徴収方法について、ごらんいただくように改正をいたします。

第 6 条では、納期限の対象である分担金を加え、督促手数料を削ります。

補足として、第 7 条で委任規定を設けます。

説明資料の 13 ページをお願いします。

第 31 条は、中川村都市公園条例の一部を改正するものでございます。

ここでは、引用する条項の表現を改め、文章を整理し、略称の規定を設ける訂正を行います。

また、第 11 条では、都市公園法第 6 条第 3 項、ただし書きは、条例で占用許可の軽易な変更というものを定めている場合は、これによることを規定しておりますので、これについては見出しを改めます。

第 32 条では、中川村公共下水道条例の一部改正であります。

ここでは、文章表現を整理し、あわせて字句の訂正を行います。

14 ページのほうをごらんをいただきまして、公共下水道条例の第 11 条第 1 項であります、特定事業場から排出される汚水の水質基準を定めておりますので、根拠は下水道法の第 12 条の 2 第 5 項ということでございます。これで訂正を行います。

続いて、第 20 条中では、引用条項の訂正等を行います。

第 34 条は、中川村防災会議条例の一部改正でございます。

「識見を有する者」というふうに訂正をいたします。

説明資料の 15 ページをお願いします。

第 35 条は、中川村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正です。

第 5 条第 1 項中の対策本部に「中川村」を付し、規定をいたします。

説明資料の 16 ページをお願いいたします。

第 38 条は、中川村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正です。

第 1 条の見出しを「趣旨」に改め、文章の整理を行う改正です。

最後に、説明資料の 17 ページをお願いいたします。

第 40 条は、中川村非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正であります。

第 1 条の法の引用を「消防組織法第 25 条」が正しいので、これに改め、第 3 条、第 4 条中の文章を整理し、ただし書きを改めます。

以下、字句の訂正と文章の整理を行い、委任規定が重複するために第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とするものでございます。

この条例につきましては、附則で公布の日から施行するというところでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑・討論なしと認めます。

これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を 10 時 25 分とします。

〔午前 10 時 15 分 休憩〕

〔午前 10 時 25 分 再開〕

○議 長

会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第 10 議案第 7 号、日程第 11 議案第 8 号及び日程第 12 議案第 9 号の補正予算 3 件につきましては、会計間の繰り入れ、繰り出し等もありますので、この際、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、

日程第 10 議案第 7 号 平成 23 年度中川村一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 11 議案第 8 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 9 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

以上の 3 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第7号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

第1条で予算の総額から1,340万円を減額し、予算の総額を37億5,670万円とするものであります。

地方債の補正は、第2表 地方債補正によるものであります。

4ページをごらんください。

地方債の補正は廃止で、起債の目的にあります生活交通確保対策事業で、巡回バス車両購入事業に過疎対策事業債850万円を発行する予定でありましたが、備考にありますように、特別交付税で措置するため廃止とするものであります。

7ページをごらんください。

歳入であります。16款 国庫支出金の国庫負担金は、民生費国庫負担金で520万8,000円の減額であります。

児童福祉費負担金で1,145万8,000円の減額であります。制度改正により更正減であります。

社会福祉費負担金625万円の追加は、利用者の増加等に伴います自立支援給付費の増額に伴うものでございます。2分の1の負担率であります。

国庫補助金は、衛生費国庫補助金3万円の減額で、保健衛生費補助金52万8,000円の減額であります。

子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業で事業費の確定見込みによる更正減であります。

環境衛生費補助金49万8,000円であります。

循環型社会形成交付金浄化槽整備事業は、合併処理浄化槽設置基数の増加に伴う追加でございます。3分の1の補助率であります。

教育費国庫補助金は10万円の追加で、扶助費の増額に伴いまして国庫支出金が増額となります。補助率2分の1であります。

8ページをお願いします。

17款 県支出金の県負担金は、民生費県負担金で339万1,000円の増額であります。児童福祉費負担金26万6,000円あります。

子ども手当の負担金ですが、児童手当相当分で県の負担割合の多い区分の人数が当初より増えたことによりまして増額であります。

社会福祉費負担金312万5,000円あります。国の負担金と同様、利用者増に伴う増額で4分の1の負担率であります。

県補助金は、総務費県補助金で150万円の減額であります。総務管理費補助金で150万円でありまして、ふるさと雇用再生特別事業補助金でございます。地域資源活用コーディネート事業実施が困難なことになったことに伴う更正減であります。

緊急雇用創出事業補助金につきましては、それぞれの事業間の調整による増減でございます。金額的にはゼロでございます。

衛生費県補助金は49万8,000円の増額で、合併処理浄化槽の設置基数に伴う増額で

ございます。

農林水産業費の県補助金は243万9,000円の減額で、農業費補助金203万円の減額であります。

地籍調査事業費の増減に伴う減額、また、地域実質戦略交付金につきましては、農村災害対策整備事業、片桐地区の変更増額でございます。

林業補助金は40万9,000円の減額であります。

森林整備地域活動支援交付金につきましては、交付金事業の見直しがなされまして、当初、予定の事業が該当しなくなったために伴う減額であります。

市町村森林整備計画一斉変更支援事業補助金でございますが、新たな補助金でありまして、本年度、森林整備計画を一斉に変更するための事業が国で設けられまして、これに対する補助金であります。補助率2分の1であります。内示額を計上をしております。

18款の財産収入は財産貸付収入22万6,000円で、教員住宅の貸付収入の減少で、入居者の減少に伴うものであります。

物品売払収入につきましては、平成23年度に巡回バスの購入を行いました。旧車両の売却収入であります。

10ページであります。19款 寄附金でふるさと応援寄附金で15万円でございます。中川村出身の2人の個人の方からご寄附をいただき、村づくり事業、観光施設管理事業に充当する予定でございます。

11ページ、諸収入でございますが、預金利子につきましては、収支の調整を図るための計上で6万6,000円、受託事業収入としまして農林水産業費の水源林造成事業収入で14万8,000円あります。独立行政法人森林総合研究所の分周造林地陣馬形山の団地での受託収入になります。

雑入は10万円の追加で、ごらんをいただいたとおりの内容でございます。

12ページ、村債でございますが、4ページの地方債補正でご説明を申し上げたとおりで、総務費で850万円の減額でございます。

13ページの歳出であります。総務費で総務管理費の一般管理費で97万円の追加であります。共済費でありまして、臨時職員の増加に伴います追加であります。

文書広報費の文書費であります。251万円の追加であります。委託料で村の例規集のデータの保守業務ということでもあります。今回の議会にも提案させていただきましたが、例規の見直しにより更新ページ数の増加に伴います委託料の増額であります。

会計管理費16万円につきましては、プリンター、トナー等の事務用品の購入費であります。

財産管理費の庁舎管理費であります。18万9,000円で、収納棚の購入費であります。保管文書が増加をしております。これに伴います収納棚を購入するものであります。

企画費は3万6,000円ありますが、説明につきましては14ページにあります村づ

くり事業であります。今年度の末、平成24年3月に予定をしております大鹿村と合同開催の美しい村PR展の会場使用料ということで、かんてんばばホールを予定しておりますが、1週間をお借りするための経費であります。

バス運行事業は22万円の追加であります。軽油代であります。軽油単価が上昇をしております、これに伴う増額であります。

徴税費は50万円でございます。税務総務費の償還金利子及び割引料ということで、住民税の還付金に不足を生ずる見込みによりまして増額をするものであります。

民生費は社会福祉費の社会福祉総務費で3万6,000円の追加であります。上伊那の民生児童委員協議会の改選に伴います任期中1回の研修費負担金2人分でございます。

障害者支援事業1,250万円でございます。自立支援給付費で、利用者の増加に伴いまして、特に児童デイサービス、生活介護、また、就労支援に対する給付費が伸びておりまして、今後の支出見込額から増額をするものであります。財源的には4分の3が国と県から支出をされます。

老人福祉費の介護保険事業で281万2,000円の追加であります。介護保険事業特別会計の介護給付費が伸びておりまして、それに相当する12.5%分の村負担分の繰出金になります。

老人福祉施設管理費は50万円であります。高齢者憩いの家のふろの配管修繕、以前もお願いしたところでありますが、また発生をしております、ふろの漏水の修繕の経費であります。

児童福祉費であります。児童福祉費の1,092万7,000円の減額であります。扶助費でありまして、子ども手当の更正減でございます。制度の改正に伴いまして、当初予定額から支給単価が引き下げられたことによる減額でございます。平成23年4月から3歳未満児につきましては月2万円、それ以外は月1万3,000円の支給の予定でありましたが、実際には、9月まで、一律、月1万3,000円、10月から3歳未満児と小学校終了前の第3子につきましては月1万5,000円、それ以外は月1万円ということになったことによる減額であります。

16ページをお願いします。

16ページの保育所費で26万2,000円の追加であります。需用費、使用料及び賃借料につきましては、今までの使用実績と今後の必要量から追加計上をするものであります。

備品購入費につきましては、洗濯機が老朽化をしております、修繕ができないために購入をするものであります。

子育て支援事業17万8,000円ありますが、一時保育の事業補助金で、利用者の増加に伴いまして利用時間の増加がありまして、当初、年間625時間を見込んでおりましたが、年1,000時間を超える見込みでありまして、増額をするものであります。

衛生費は、保健衛生費の予防事業で110万円の減額であります。委託料で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の更正減ということですが、接種希望者数が固まりまして、当初見込みの291回が220回と少なくなる見込みで、減額をするものでありま

す。

環境衛生費は201万5,000円、このうちごみ処理事業につきましては52万5,000円の増額であります。ごみガイドの印刷代ということで、平成24年4月から資源ごみの回収方法の検討をしております、これを機会に新たに各家庭に適正なごみの排出をお知らせするためのごみガイドの印刷2,000部の印刷代を計上したところであります。

浄化槽整備事業は149万2,000円で、合併処理浄化槽設置事業の補助金であります。当初見込み7基でありましたが11基の設置が見込まれるための補助金の増額であります。

18ページをお願いします。

農林水産業費の農業費であります。12万8,000円の減額であります。賃金でありまして、農地情報等調査整備事業緊急雇用事業で臨時採用職員が4月下旬からの採用ということになったことに伴う減額であります。

農業振興費の農業振興事業は13万1,000円で、印刷製本費、フルーツパンフレットの印刷代であります。在庫がなくなりまして1万部を印刷するものであります。

農業施設管理事業は54万3,000円あります。

賃金につきましては、農産物加工指導研究事業、緊急雇用対策事業を活用しておりますが、勤務日数の増加により追加をするものであります。

需用費につきましては、台風10号の影響によります規格外のリンゴが大量に発生をしまして、ジュース加工の増加が見込まれるための追加であります。

役務費につきましては、電話料で、利用実績の見込から追加をするものであります。

使用料及び賃借料、下水道使用料9万2,000円は、水道料と同様、使用料の増加見込みのためでございます。

農地費ですが、村単農地事業で178万4,000円の増額であります。

工事請負費で78万4,000円あります。村単の大沢洞水路の改修工事ということで、災害の対象とならない11月19日の降雨がありまして、これにより破損した南陽地区の大沢洞水路改修工事費を計上するものであります。

19の負担金及び交付金100万円ありますが、ずく出し協働事業補助金であります。各地区からの要望が多く、また、緊急性があるということから追加するもので、総額が300万円となります。

農村災害対策整備事業は200万円の追加であります。委託料で片桐地区80haを対象に行います農村災害対策整備の計画作成業務ということで、平成23・24年度の2ヶ年の計画策定であります。県の追加内示がありまして、測量業務を前倒して実施を行うための経費であります。

国土調査事業は245万5,000円の減額であります。賃金から13の委託料まで、それぞれ計上してありますが、東日本大震災の発生に伴う地殻変動で、中川村で最大10cm程度のずれが生じまして、基準点が閉鎖されたことによります調査部の変更ということで、中央、中通り、上前沢、前沢洞と針ヶ平の山間部を平成24年に先送りをしまして、針ヶ平、横前を平成23年度に実施するための調整を行って、総額では減額となり

ます。

林業費であります。林業振興事業 12 万 1,000 円の減額ですが、このうち委託料につきましては、市町村森林整備計画の一斉変更支援事業としまして、平成 23 年度、新規に国の事業として創設をされまして、パソコン上で森林資源情報と地図情報とをリンクさせた森林GISの整備をするための委託料であります。

20 ページの負担金及び交付金であります。森林整備地域活動支援交付金ですが、制度の変更に伴いまして事業メニューから、当初、見込んでいた業界の明確化の事業がなくなったための減額であります。

林道管理事業 3 万 3,000 円は、林道黒牛折草峠線の路面の維持補修の追加であります。

村有林管理事業 14 万 9,000 円ですが、独立行政法人森林総合研究所の分周造林地陣馬形山の東団地に接します折草峠線から折草陣馬形線からの東山団地への入り口の作業道の遮断装置閉さく設置を行うものであります。一般の方の通行に支障はございません。

21 ページの商工費であります。観光事業で 141 万 6,000 円の減額であります。委託料は地域資源活用コーディネート事業の更正減でございます。この事業につきましては、ふるさと雇用特別事業が継続されることとなったことから、村としては引き続き事業を実施していく予定で 9 月議会で補正をしたところでありますが、委託先で実質的に事業を担っていた人が 10 月から不在となり、今年度の事業計画が困難となったことから減額をするものであります。

15 の工事請負費 8 万 4,000 円は、坂戸の看板設置、看板の撤去工事でございます。坂戸公園の整備にあわせ、景観上から撤去をするものであります。以降につきましては、村全体の再印計画で考えていくという予定であります。

観光施設管理事業 13 万 3,000 円ですが、需用費で四徳温泉の導水管の修繕であります。県道西伊那線沿いに埋設をされております導水管の漏水がたまして、これを修繕するものであります。

委託料につきましては、かつらの丘の危険木の除去業務ということで、マレットコースに影響のある危険木除去を行うものであります。

消費者行政推進費につきましては、金額の補正はございませんが、節間での調整であります。

22 ページをお願いします。

土木費ですが、村道新設改良事業、節間での調整で、補正額は計上がありませんが、委託料で、入札差金等で不用額が生じ、道路測量設計、用地測量費を落とし、補償、補てん及び賠償金で電柱等の移転費に不足を生ずるために、支障物移転補償料を、同額、計上をするものであります。

都市計画費の公園管理費で 53 万 1,000 円です。大草城址公園の遊具修繕であります。遊具の点検結果からジャンボ滑り台とコンビネーション遊具の修繕が必要とされたことに伴う計上です。

23 ページの消防費、消防施設事業であります。4 万円です。地区要望のあります消火栓のボックス消火栓ホースの整備の補助ということで計上をさせていただきました。

24 ページですが、教育費です。

教育費の教育委員会事務局費 29 万 5,000 円ですが、需用費として公用車の修繕ということで、教育委員会に配置をしてあります軽トラックのエンジン関係の修繕でございます。

役務費については、自賠責保険の追加。

負担金及び交付金につきましては、派遣実績で、当初 15 人を見込んでおりましたが、12 人となりました中学生の中川町派遣事業を減額するものであります。

児童・生徒支援事業は 68 万 9,000 円です。準要保護の児童・生徒就学援助費につきましては、当初見込み 35 人を見込んでおりましたが、実績見込みで 28 人となるための減額です。

特別支援教育就学援助費につきましては、給食費の支給割合を 8 分の 1 であったものから 2 分の 1 に引き上げるための計上です。対象者は 8 人です。

学校給食センターの運営事業は、賃金、需用費、それぞれ実績見込みによる増額で 30 万 8,000 円です。

小学校費につきましては、25 ページの東小学校管理費につきましては、水道料の実績見込みにより増、西小学校管理費は、実績見込みにより増額、増減と、また、備品購入費として老朽化をしました電気掃除機 2 台を購入するための経費であります。

中学校費ですが、中学校管理費は、実績見込みにより増水道料の増額であります。多額になっておりますが、プール管理、トイレ管理に昨年以上の水量を要したことから額が高くなっております。

社会教育費でございます。26 ページのほうをごらんください。

アンフォルメル中川村美術館管理事業は 8 万 3,000 円の追加で、浄化槽関係経費の追加です。

保健体育費の保健体育総務費ですが、44 万 8,000 円の減額で、12 月までの事業の実施状況から中止となった幼児関係交付金を減額するものであります。

最後に予備費ですが、2,487 万 4,000 円の減額です。収支の調整を図るために予備費を減額するものでございます。

特別会計につきましては担当課長からご説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○保健福祉課長

続きまして保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

最初に、議案第 8 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万円を追加し、総額を 4 億 8,241 万円とするものであります。

歳入の主な内容であります、5ページをごらんをいただきたいと思います。
国庫負担金1万円であります、特定健診交付金額の確定による平成22年度分の追加交付であります。

6ページからの歳出でありますけれども、2款の保険給付費で1項の療養諸費60万円は、一般被保険者の療養給付費が120万円の減額、退職被保険者の療養給付費が180万円の増額となるものです。

2項の高額療養費30万円は、退職被保険者の高額療養給付費が増額となるもので、いずれも、これまでの実績から年間予想を立てて補正をするものであります。

4項の葬祭費6万円は、当初予算で見込んでいた人数より亡くなった方が多くなっているための補正であります。

8ページの7款 協働事業拠出金の120万円減額は、保健財政共同安定化事業拠出金の減によるものであります。

9ページの11款 諸支出金で償還金及び還付加算金25万円は、一般被保険者及び退職被保険者への保健税還付で、社会保険に加入した後も国保税を払っていたことなどによる還付となります。

続きまして、議案第9号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、総額を4億8,350万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5ページをごらんをいただきたいと思います。

4款 国庫支出金468万円は、介護給付費負担金調整交付金を介護サービス費の増額分に対応して増額補正するものであります。

6ページの支払基金交付金も同様に675万円の増額補正となります。

7ページの県支出金も同様に263万1,000円の増額補正となります。

8ページの10款 繰入金は、介護サービス給付費村負担分の281万2,000円として一般会計からの繰り入れと介護給付費準備基金からの繰入金350万円となります。

また、9ページの諸収入で指定事業所収入として3万円の増額補正の計上であります。

10ページからの歳出ですが、一般管理費の委託料5,000円の減額は、パソコン補修委託料の厚生減、負担金の5,000円増額は研修会への参加負担金であります。

11ページの1項 介護サービス等諸費2,192万円は、在宅介護サービスにかかわる給付費の増額分となります。

高額介護給付費も58万円の増額補正となります。

12ページの地域支援事業では、貸し出し用のベッドの修繕料を計上いたしました。

13ページの予備費で歳出額を歳入額と同一とするために50万円を減額補正するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

説明を終わりました。

○議長

これより質疑・討論を行います。

○8番 (柳生 仁君) 私は、議案第7号の減額補正について伺ってまいります。

地域資源活用コーディネーターふるさと雇用でもって、9月のときに村長のほうから、商品開発のために、もう6ヶ月延長して行きたいという話があったわけでありまして。その後、諸般の事情でもって中止になって、今回、減額になったわけでありまして。この2年間、商品開発のために取り組んできた事業が、これで全く終わってしまうのか、また、新たに考えるのか、そういったことも考えられるわけでありまして。2年間、投資してきたものが無駄にならないためにも、新たな考えはあるかどうかお伺いします。

○村長 中川村の持っている可能性、あるいは魅力、そういったものを磨き上げてですね、外の方々に喜んでもらおうという取り組みは、いろんなことがありまして、例えば、つくっちゃオとかもそうですし、美しい村連合もそうですし、さまざまな形で、その取り組みをしている、その中の1つとして、国のほうからふるさと雇用というふうな形で人件費が出るというような中で、これを利用して、そういう、その経験のある即戦力となる方にやっていただくのも一つの方策であるということをやったわけなんですけれども、残念ながら、この秋からの収穫の時期に、もう一頑張りというふうなことで思っていたところでございますけれども、ちょっと出社はできないというような状況になって、大変残念ですけれども、補助金——補助金っていうか、支援をいただきながらも、それにこたえられるだけの効果が、どうも上げられそうもないというような中で、この事業に関しては、中止をせざるを得ませんでしたけれども、最初、申し上げたような中川村の魅力を生み出して行って、何とか後継者が残れるような所得を増やしていくというふうなことの努力というのは、もう本当に、いろんなことをやっていかなくはいけないというふうに思います。これ1つがすべてではなくて、これ、たくさん、いろんなものを積み重ねていくうちの一つ、ワンノブゼムと申しますか、そういうふうな形でございますので、今後もですね、いろいろな発想を議員の皆さん方からもいただき、また、国や県などの利用できる制度がありましたら活用していきたいし、村内の中から、いろんな声が、今、例えばJAさんなんかからも新しい取り組みが出てきておりますし、そういったもの等々、いろんな形のあらわれがありますので、そういうものが組み合わさっていくというふうなことでございまして、それができないので、じゃあ、かわりになるものをやるというよりも、さまざまなものの相乗効果をねらっていくというふうなことかと思っておりますので、そのようなご理解をいただければ幸いです。

○7番 (湯澤 賢一君) 一般会計補正予算のほうの15ページ、老人福祉施設管理費の高齢者憩いの家漏水修繕の50万円についてお聞きしますが、過日、委員会で視察してきました折には、非常に深刻な状況であるというふうな中で、どうなのかなあというふうに思っていて、とりあえず、これで50万円、これは応急処置だと思うんですが、将来的にはかなり大きな工事になるんじゃないかと思うんですが、その辺、担当課ではどのように思っているかお聞きします。

○保健福祉課長 委員会でも見ていただきましたけれども、1つ直せば、ほか、また漏れてくるというような状況で、現在は、漏れてきた所を、その都度、直すというような形で、今、行っておりますけれども、将来的には、おふろの配管等を全部直さなければならないというような事態になるかというふうに思っておりますが、今の計画としましては、来年度に、そこら辺のどうしたらいいかというような設計を盛りたいというようなことで、今のところは考えております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎君) 先ほど8番議員の柳生議員のほうから質問がありましたが、私、今度、事業の継続を断念するというふうな話がありましたふるさと雇用再生特別事業を使った地域資源を活用するコーディネート事業でありますけれども、これ、村の第5次総合計画の中で産業の振興という中で特産品の開発や観光農業、望岳荘を初めとする観光拠点や農産物直売施設、農産物加工施設を有機的に結びつけて、村内外にPRをして、村を訪れる人たちの満足度を高め、リピーターを増やす取り組みを進めるというふうに総合計画の中ではしており、それに向けた取り組みだというわけですが、この事業にかけてきた時間と経費を無駄にすることはできないというふうに思います。今まで積み上げてきた実績をどのように継承して、どう高めていくか、取り組む中で問題点や事業成果、さらに力を入れる課題など、十分な総括をし、前に進める必要があるというふうに思います。総合計画の実践からも、そういうことが重要と考えますが、先ほど、その点について村長のほうからお答えがありましたが、そういった反省や総括をどういうふうに生かしていくかということについて、そういうものがされたかどうかということと、今後、もし、されていないとすれば、今までの事業の総括をし、さらに、それをどういうふうに進めていくかという点をお答えいただきたいというふうに思います。

○村 長 まず、最初に、先ほどの繰り返しになりますけれども、総合計画に書いてある村の魅力も磨いてっていうふうな、そういうふうなことを、そのすべてを、この事業が担って、背負っているということではございません。たくさんの、本当にたくさんの村がやっていることもあるし、それから、村が環境を整える中で民間の中で、一つ、ぶっちゃけて言えば、もうけてやろうとかですね、いい結果を出そうみたいな形でお取り組み等々もおこってきているというふうに思っているところでございます。そういったものが相乗効果を上げていくことを期待をしているということでございます。

そうした中の、たくさんある取り組みの中の一つとして県からの補助をいただきながらトライをしてみたということでございますけれども、やってみて思うことは、一つは、村の中の可能性をうまく見つけて、それを改善、改良して事業として成り立つところまで持っていくっていうふうなところっていうのは、やっぱ、なかなか難しいところがあるなど、どうしても今回の場合は、村の外のいろんな事業者さんとか販売の拠点とかとの話というふうなところからの発想というふうな取り組みが多かったものですから、そうではなくて、村内にある中川村の魅力を発掘するっていうことですから、中川村の中でいろんな取り組みをしてる方がいらっしゃる、いろんな作物がある、

いろんな魅力があるというものを、どう後継者の方が、一番のねらいとしては、育てて暮らしていけるだけの収入を得られるかなっていうふうなところのものを持っていくっていうのがですね、やっぱり非常に工夫の余地が必要で、そう簡単には行かないところだなというふうなことを思っています。だれかが指導すればいいっていうものだけでもないし、村民の皆さん方の中での、いい意味での欲といいますか、一歩前に出ようという気持ちをですね、いかに引き出していかというふうなところ、その辺のところ、これから——これからのっていうか、これまでもと思いますけれども、課題かなというふうに関がっている次第で、また、これからも、その辺のところ意識しながら、いろんな方策を、トライ・アンド・エラーというふうなこともあるかもしれませんが、利用できそうなものを利用していろんなチャレンジをしていきたいなというふうに考えております。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

○2 番 (高橋 昭夫君) 雇用再生特別事業の件で、それに触れて質問したいと思うんですけども、コーディネーター、その村の中の可能性というお話がありましたが、コーディネーター、その当初の採用時点の打ち合わせといたしますか、そういう内容のことの詰めということの行き届きが、ちょっと欠けていたんじゃないかと、こう思うわけです。村外事業所に向けて、この村を、ある意味で宣伝し、そして、この中の生産物を広くに、その宣伝もしつつ相手を探ると、これは大きなこと、その面の村外への取り組みというものは、どのような打ち合わせをされていたのか、当初から村の中の可能性を探る、それべきに対応して努力をしてほしいと、こういうお話であれば、こんな結果にならないのではないかと、こう思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。それは、これからのコーディネーター事業、そういう向きにおいて一番大事なこと、村の中だけ、それは、やはり生産性の量というもの、これは知れたことで、やはり村外に大きく視点を持って取り組むことが大事ではないかと、こういうふうにするんですけども、お聞きしたいと思います。当初の、その採用時点の、その村長の思いというものが、どういう願いを持ってのことだったかを確認をしたい、これは、後においても大事なことで、こう思います。お願いします。

○村 長 大きな目的といたしますか、繰り返し繰り返し申し上げている中川村にある可能性を引き出して、それによって、それを外に売り出していくという内発的なというふうなところでございます。

それで、今回の事業につきましては、いろんな経験ある、経験があっても、なくてもよかったんですけども、採用となった方につきましては、農作物の販売というふうなことの経験のある方でした。いろんな、まず、どなたがなったにせよですね、まず、最初に中川村の可能性を見つけていただく、自分自身の考えに合う可能性を見つけていただいて、それを売り出していただく、そういう成功事例をつくってほしいと、中川村の全体を盛り上げてもらうっていうふうなことじゃなくても構わないから、中川村の中を、まず、当然、外から見えた人、内、中川村の中からの視点ではなくて、外から見た視点で、消費者となるであろう人の視点で見て、それで、中川村にある可能

性を見つけていただいて、それをどんなふうの外に売り出していけばいいのか、どんなふうに加価値をつけていけばいいのかというふうなことを考えて、中川村のそれをやっている人と一緒にタグを組んで協力しながら、いい体制をつくって、そういうビジネスとして成り立つものをつくり上げてくださいますようお願いをしております。

当初、今回のやっていただいた方もですね、村内をかなり、いろんなところに回ってですね、いろんな人のお話を聞いて、いろいろ研究を重ねてくれたというふうに思っております。

ところが、大体のところ、少なくとも、その観光開発のほうに上がってくる話というのは、ここに、こういうような販売店があって、ここにこういう物を持って行って売っているというふうな話はあったんですけども、じゃあ、具体的に中川の中で核となる——核となるというか、一つの成功事例となるものは、これだから、これについて、こういう生産者なり取り組みをしている人と一緒に、それを、こう、一つの成功事例として育て上げていこうという話には、そこまでの深まりが、ちょっと、時々話が出るんだけど、ちょっとトライをして、なかなか、それが、すぐにほかのものに移っていくというふうな形で、深掘りをして成功事例まで深めていくという話にはならないところがありました。

そんなことで、この秋から、また収穫の時期を迎えるという中で、幾つかの試みもありましたから、そういったものについて、もっと深掘りをして、特産品といいますか、成功事例にすべく、もう一踏ん張りを、何ていうか、深掘り、よろしいですか、深掘りということをしていただきたいというようなことで延長をお願いして、議会の承認も得て、県からも内諾を得ていたところなんですけども、ちょっとそれができないような状況になったもんですから、県のほうにもおわびをし、今回、補正にて、その予算の1回お認めいただいたものを、もう一度もとに戻すというふうな手続をさせていただいたということでございます。

○2 番 (高橋 昭夫君) その当初の見解というののずれというのは大変大きいことで、コーディネーターというのは、今、村長が求められたように、その成果を上げるために努力されているわけですね。その一年間なり、その目途が見解がずれていったわけですけども、実際、その当事者は、村外に向けて大変努力をされ、先ほど言う事業者と密にいろいろな取り組みをし、さらに商品交換も——商品交換といいますか、売り出しも現実にされていたと、ですから、その間の中の、そうしたつながりというものは、これで、コーディネーター事業、切るという形で、ぱさんと切れるものではないと思うんです。ですから、その後における——その後におけるといいますのは、今までの実績経過のものを、やはり大事に、先ほど質問ありましたけれども、大事にして、次につなぐと、あるいは、そういう姿勢も改めて——改めてということは、村長が言われた村の中の可能性という形だったり、修正されることは結構です。けれども、今までの流れの中のものを、切ったから、これでいいんだという形ではない大事なところがあるかと思えます。その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○村 長 事業をやってみての反省点を述べよとおっしゃったので、反省点を述べました。ただし、それが理由で、これを、予算をもとに戻すというわけではございません。その点は、重々ご理解をいただきたい。

そういう反省点に立って、この秋から収穫時期を迎える中で、何とか成功事例をつくろうよということでやってきたわけなんですけれども、9月の途中から会社に出てこなくなって、有給休暇というふうな形で、最初、処理しておったけども、それを使い果たした中で、なかなか連絡もとれないというふうなことが起こってきたと、電話しても出ないし、手紙を出しても、そのまま突き返されるというふうなことになってきたという中で、このままの状況においてですね、補助をいただきながら、その村のよさを発掘していくということがですね、コミュニケーションもとれないし会社にも出てこないという中でですね、実現できるということは、もう、ちょっと不可能であろうということですね、そういう事情に至ったがために、このふるさと雇用の県からのものについては返上し、このプロジェクト自体、今回のことについては中止をせざるを得ないと、違う形で、先ほど申し上げたような反省も踏まえつつ、いろんなほかの方策も踏まえて村の可能性を生かしていくというふうなことは引き続きやっていたかなくてはいけないというふうに思っているけども、今の体制の中で、連絡もとれない、休んでしまっているというところでは、できないという判断をせざるを得なかったというのが今回の補正予算をお願いしているところの理由でございますので、その点は、重々、誤解のないようご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
これで質疑・討論を終わります。
これより採決を行います。
初めに議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開を11時半とします。
[午前11時21分 休憩]

[午前11時30分 再開]

○議長 ご報告を申し上げますが、6番 大原孝芳議員ですが、都合により、これからの会議を退席していますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

引き続き会議を再開します。

日程第13 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 村田豊議員。

○5番 (村田 豊君) さきに通告をいたしました2点についてお聞きをしたいと思いません。

1点目として、予算編成の基本方針についてお伺いをいたします。

先ごろ予算編成の職員説明会がありました。村長は、その折に、次年度に向けて何点かの重点項目を強調をされ、職員の皆さんに組み立てが要望されました。

大枠の骨組み、特徴的な提示がされたわけですが、もう少し、もう少しアウトラインの点についてお伺いをしたい、村長の考えをお伺いをしたいと思いますし、必要があれば課長の皆さんからも、村長のほうから提示をされました内容に対してどのように考えておられるかということもお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、1点目の定住促進の取り組みについてということですが、国勢調査の前回対比、中川は3.6%のマイナスというような数字が出されているということも聞いております。高齢化が進み、農業の継承率も非常に下がってきております。また、それに加えて、高齢者だけの世帯というものも増加をしてきておりますが、そうした現状を踏まえて、どのような方針で定住促進を取り組んでいくというような提案がされたのか、この点、まず、最初に村長にお聞きをしたいと思いますが、この中では、村として、23年度から、また新たに村営住宅の建設が始まっておりますけれども、現在つくっている所、あるいは中田島の計画、住宅建設の計画以外にどのような点が24年度の中で盛り込まれてくるのか、考え方があるのか、牧ヶ原の建てかえ等を含めてお聞きをしたいと思いません。

○村長 予算編成の基本方針についてということでご質問をいただきました。

今、現状は、先ほど申し上げたとおり、予算編成の基本方針について庁内をお願いをした中で、各課のほうからは、では、こういうふうな形でというふうなものが上がってきているというような状況でございます。その中から、また、今後ですね、絞り込みをしていくというような、現状、段階、庁内では、今、そういうことにございます。

ですので、ちょっと、かなり具体的なところをというご質問だったので、若干、やや具体的なお話もさせていただきますが、それについては、訴状に上っていると状況でございまして、言ってみれば、スーパーマーケットの中でかごの中に一たんは入れたけれども、本当にレジまで持っていかどうかは、まだ、ちょっとわからないところがございまして、また棚に戻すこともあり得るということで、検討中の内容であって、それが本当にやるかどうかは、来年度予算の提案の中で見ていただかなくてはいけないという、そういうお断りをした上で、現段階ではお話をしなくてはいけないの

かなというふうに思います。

それで、まず、人口について、国勢調査のお話をいただきました。そのとおりなんですけども、ただ、ちょっと、今年についてはですね、やや違う状況が生まれてきております。今年の4月から11月までの直近の期間におきましてはですね、自然増減、亡くなる方と産まれる方、当然、亡くなる方のほうが残念ながら多いというふうな状態が続いておりまして、マイナス8人というのが、この4月から11月のトータルでございます。

ところが、その一方で、社会的な増減、引っ越して来る方、それから引っ越して転居される方、これ、住民票ベースでございまして、これについては、13、引っ越して来られる方のほうが多いというふうな状況です。ですので、自然増減でマイナス8、転入、転出で13のプラスということで、差し引き、トータルで言うと5人増えているというふうな形になっています。

今までも、社会増減、転入と転出を比べると転入のほうが多いという年はちょくちょくあったわけなんですけども、今回、ちょっと、私が見始めてからはですね、トータルで自然増減を上回るだけの社会増があったっていうのは、ちょっと最近はなかったのかなと、私が見始めてからは、少なくともないなというふうに思っています。

しかも、今年度は、新たな村営住宅等々ができたわけではない中で、こういう形になっていると、それが、すぐさま人口増のトレンドが生まれているんだというふうには私も思わないです。年によってでこぼこは、ちっちゃな村ですので、かなりありますし、可能性としては、不況の影響で、例えば都会にいるよりは田舎に帰ってきたほうが、いろんな生活費やなんか、安上がりだというふうな形の、そういう、必ずしも村の魅力が非常にいいから増えているんだとは言えない要素もかなりあるかというふうに思っておりますが、それにしても、そういうふうな状況が生まれてきているというふうなことがございまして。

それから、今、先ほどお話をありましたように、今、中田島のほうに村営住宅を建てておりまして、今年度中、3月の末には10戸の集合住宅、集合住棟1棟10戸がオープンをして、3月末に入居が始まる、来週あたりから募集開始になるかと思いますが、そういうことで、その分が増えるだろうし、中田島に関しましては、その周辺に、さらに、今の考え方としては、戸建てで9戸というふうに考えておりますけれども、その辺は、ちょっと、また、検討しなくてははいけませんけれども、いずれにせよ、そういうものをさらにつくっていかうということで、その分については、人口増につながるのかなと思っています。中田島に関しましては、中田島の分譲地については、非常に長い間、懸案のテーマであったわけなんですけども、これをもって、すべて利用が図られるということになってきました。

そういうことで、議員のご質問のとおりですね、その次をどうするのかというふうなことが問題になってきます。

一つにはですね、今までのような利便性の高い場所にまとめて住宅を用意するという考え方ではなくてですね、担い手不足に悩んでいる地区において、そこに入って

ださる方への住宅支援というようなことを考えていかななくてはいけないのかなというふうな思いがあります。

中川村に移り住みたいということで村のほうに問い合わせに見える方は結構おられるわけですが、実際、それにこたえられるだけのですね、空き民家は、空き民家はあるんだけど、それを貸してあげようとか売ってあげようとかいうふうな物件がないのが課題であります。それに対する補助というような制度もつくっているんですけども、なかなか、それにしても、空き民家の持ち主というのは都会に出ていらっしゃる方が多いので、この中川村で後継者を必要としているっていう人の気持ちというものが、なかなか家主さんには、都会に暮らしていらっしゃる方にはわかっていただいていないところもあって、いろんな家主さん側の荷物があるとか時々使うとか、それはしょうがない理由ですけども、そういうことがあって利用できていないということでございます。

そういうことで、余り空き民家にばかり期待していてもしょうがないのかなというふうなことで、そういう力になってくれる人を求める地区があれば、その地区に住もうとする人に、ちょっと、その辺の制度は、これから考えていかななくては行かないけども、そういうことを考えていこうというふうにして、思っているところでございます。

この話は、今までも、議会も含めてですね、地区の方にも、いろいろお話は、非公式な形ではありますけども、しているところなんですけども、なかなか、あの話どうなったと、早くせんかというような声が、議員の方々も含めてですね、具体的にそれについての問い合わせ等々がないというところで、余り、ひょっとするとピントがずれた発想なのかもしれないというふうなところを思っているところなんですけども、そういうところも含めて研究をしていかななくては行かないと思っております。

それから、国土利用計画の見直しということも必要となってきましたので、その中でですね、今の申し上げたようなことは、また、違う視点からも、住宅地域というものをどう考えていくのかというふうなことは考えていかななくては行かないのかな、いろいろ、大きなことを言えばニアのこととかもあるし、いろんなことを考えながら、非常に長期的な問題意識を持って考えなくては行かないのかなというふうに思っています。

それから、もう一つは、役場のことではありませんけれども、飯島と中川の企業経営者の皆さん方が定住促進協議会というようなものを立ち上げておられます。つい最近、立ち上げられたというふうな状況ですけども、その中にお誘いをいただいて、村の営農センターや観光協会も会員とかいう形で参加をしております。そちらでのテーマは「農業を取り巻く自然環境」そして「田舎暮らしの楽しさ」と、そういうようなことをセールスポイントにして、都会との交流人口、それから定住、移住者を増やして定住促進につなげていこうというような取り組みをしております。立ち上がって間もないんですけども、こういう民間の動きにも大いに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○5 番 (村田 豊君) 中川・飯島政経人会の内容をお聞きしたいと思いましたが、考え方をお聞きしたいと思いましたが、今、村長のほうから話がありましたので、この点は省きたいと思えます。

次に、2番目として若者支援と少子化対策についてということで、やはり指示がされました。

県におきましても、新5カ年計画の中で望ましい姿ということが、先ごろ、うたわれております。10年間の計画の中で、まず、最初の5年として、ゆとりや楽しさ、幸福感を実感できる地域づくり、子どもを産む幸せ、育てる楽しさのある地域というようなことを言われております。やはり、望ましい地域の将来像の姿かもしれません。

こんな、県でも20年後を見据えた中で、少子化になってきたときに、どう今後の事業のとらえ方をしているのかというふうなことの、まず一步の足がかりじゃないかというふうに思いますが、そうした中で、若者支援と少子化対策、24年度に、どんな点に、これは、具体的なことは、細かい点はいいと思えますけれども、重点的に予算立てをしていってほしいというような気持ちで提言をされたか、お聞きをしたいと思います。

○村 長 若者支援、少子化対策ということで、これまでも、集いの広場バンビーニの創設ですとか乳幼児福祉医療費の無料化、高校生までの医療費を無料化にするとかいうふうなこととか、給食費の要保護・重要保護世帯、児童への支給等々のことをして来たわけでございますけども、そういう点での支援のみならず、今おっしゃったとおり、いろんな活動、それはスポーツなのかもしれないし、文化活動なのかもしれないし、さらに言えば消防団活動みたいなこともそうであるし、そういう中で仲間と一緒に取り組んでいくというふうな中で、手ごたえを感じる、この地域でみんなと一緒に頑張っていくというふうなことに喜びを、やりがいを感じていただくというふうな、そういう幅広いことも考えていかななくては行かないのかなというふうに思っているところでございます。

来年度について具体的に、その何か予算立てというふうなところでは、これまでの継続ということの部分が多いわけなんですけども、何か、先ほど申し上げたような、地区の中で地区活動を担っていくというような決意で地区に入ってくれる若者を何とか支援できないのかなというふうなことの模索とかですね、いうようなことも考えておりますし、また、何か、これは、ちょっと、ほとんど実現は難しいかと思えますけども、子ども手当につながるような若者手当的な発想なんかもありますけども、これは、なかなか実現が難しいのかなというふうに思っています。

もう一つは、具体的なことで、ちょっと、そんなに予算立てをするものではないので恐縮でございますけども、前々からお母さん方のほうから、バンビーニの場所でも一時保育をしてもらえると、子供も非常になじんでいるのでというふうな問い合わせ、要望がございましたので、それについて、これは来年度というふうな今年度、12月、3月というふうな形ですけども、森の小人とかつらに子供を預けて、そして、その親

御さんが場所としてバンビーニを使わせてほしいというような状況であれば、ちょっと試験的に、そういうふうな使い方もしてもらおうかなというふうに思っています。

また、繰り返し申し上げたように、バンビーニは決して子供の遊ばせ場ではなくて、育児に悩んでいるお父さん、お母さん方が、そこで情報を得たり、仲間をつくったり、相談をしたりするという場所でございますので、その本来の意味、目的がですね、に支障があって、単なる託児所みたいな形に、な傾向が、もし出てくるとすれば、それは、やめて、あくまで本来のお父さん、お母さん方の育児に悩む方々を、もう最後の駆け込み寺みたいな場所としての機能は必ず維持されるようなことを考えていかななくてはいけないと思っていますけれども、ちょっと、とりあえず試験的に、それほど、その使い方が増えていってですね、本来の機能が損なわれることがないのであれば、お母さん方も、いろんな事情がある中で、ずっと子供を見ているっていうことが、時々ストレスになるときもあるというふうなことがあるみたいなので、そういう意味では、それもお母さんのストレス対策なのかなというふうなところもあって、試験的に導入をしたいというふうに思っております。

ちょっととりとめのないお話になりましたけれども、そんなことを考えているところでもあります。

○5 番 (村田 豊君) 大枠につきましては確認をさせていただきました。

ここで1点だけ、こうした手法を参考にして取り組みをしてもらえればという、質問でなくて、ことをお願いをしたいと思いますが、宮田の場合は、ブータンの国王が来てから、先ほど村長あいさつの中にありましたが、幸福感、幸福度というようなことを盛んに国でも県でも言い始めました。そうした中で、宮田は8月ころ、もう既に村民アンケートを幸福度についてということで調査をしながら、23年からの10年間の5次計画の中へ反映をしていこうというような取り組みが始められております。こうした手法については、ぜひ、中川でも様子を聞きながら参考にして生かしていただくということも大事ではないかと思っておりますので、この点についてはお願いをしておきます。

それでは、次に、担い手不足と遊休地対策、農地対策ということで、この点については、2番目の4項目目に含めて質問をさせていただきますので、後段のほうへ回させていただきます。

それで、4点目として挙げてあります地域資源を生かす方策、この点は、先ほど、それぞれ補正の中で3人の方から質問があって、相当、考え方を、村長の考え方は確認をできました。ただ、私は、1点、農・商の各組織の連携をより強めて進めていかないと、今、見ておりますと、ばらばらであり、先ほど村長のほうからJAの推進策はというような言われ方がしましたが、営農センターの活用が、なぜできないのか、進まないのか、この点に絞ってお聞きをしたいと思っております。

特に2番目の質問の中でも出てきますけれども、観光を含めた農・商の連携と一体化した推進を行政が中心となって調整をとりながら進めていく時期じゃないかと思っておりますが、そういった点で、営農センターの活用が、なぜ進まないのか、そういうこと

を考えた段階で、どうして、その点の進展が、私、前、申し上げましたけれども、進んでこないのかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 通告所のほうでは地域資源を生かす方策についてという非常に広いテーマでいただいております、そのJAさんとの提携というような部分だけではないようなことで少し考えてみましたんで、せっかくなんで、そちらのほうも触れさせていただきますけれども、先日、NHKスペシャルの中で、ごらんになった方も多と思うんですけども、戦争中の、大変、15の森を担った村のいろんな苦しみというようなことで、ご主人を失われた方のつらい思いとかっていうふうなお話がありました。その中で何度も、その兵士たちを見送った坂戸橋、そこでいろんなことが、こんなことがあった、最初のうちはこうだったけどもっていうふうな、どんなふうに移り変わってきたかっていう話があって、印象的に坂戸橋の映像が流れました。坂戸橋も、そういう意味では一つの、ある意味、中川村の歴史を刻んできた、そしてまた景観的にも美しい誇るべきものというふうなことで、魅力の一つだというふうに思っております。だから、そういうような自然なり建造物なり、そういったものについても、人の直接の活動ではないものについても磨いていったりっていうふうなことをしていかななくてはならないというふうに思っています。

そういう意味で、日本で最も美しい村連合という取り組みをしているわけなんですけれども、フォトコンテストやら、県内の7町村で協力していろんな取り組みをしています。先ほど予算の中でも説明しました大鹿村さんとの連携しながらの取り組みというふうなことも、この中の一環としてあります。

連合のほうではですね、いろんな新聞広告等々も出しているわけなんですけれども、そのみならず、次にはですね、フランスやイタリアで出しているガイドブックというものを見本にして、その中川のみならず、日本中の美しい村連合加盟の市町村の意そんな魅力を発信していく、そういう、もう少し深掘りした本を出していこうとしています。ヨーロッパにおいては、それが大変中身の濃いものになっておって、非常にファンづくりに貢献しているというふうなところがございます。

それから、村としては、準会員の皆さんに入っていて、その美しい村連合をそれぞれのお仕事、ビジネスのほうに生かしていただきたいというふうに思っているところなんですけれども、その辺は、まだ、なかなか目立ったような成功事例というものが生まれていないような状況でございますので、その辺のところも含めて、今度、立ち上がりました美しい村協議会というものの中でもお互いに助け合いながらブランド化を図っていくというふうなことについても検討していただきたいというふうに思っています。

つくっちゃオでも特産品の開発というふうなことに一生懸命頑張らせていただいておりますので、そちらのほうの成果にも期待をしているというところでございます。

それから、お話のJAさんの天の中川村丸ごと農業農園構想ということでございますけど、これにつきましてはですね、別の一般質問の通告もいただいているところなんですけれども、JAさんも、決してですね、単に中川村のイメージアップとか、そう

ということのためだけになさっているわけではないと思うんですね。JAさんはJAさんとしてのビジネスとしてのもくろみがある、農家の皆さん方に、この構想によって農家の方々にも利益がもたらされる、そしてまた、JAさんにも利益がもたらされると、そういうウィンウィンの関係がこれで作れるのではないかという、そういう商売としてのもくろみが、まず、しっかりあると思います。それで、その中で、支所長さんも大変なリーダーシップを発揮し、いろんなご努力をなさって、これの成功にやっているわけなんですけども、ある意味、村としても、ちょっと、後ほど、また振興課長のほうから村としてのかかわり方というふうなところの、どんなふうなことを一緒にやっているのかというふうなご説明はさせていただきますけども、基本的には、JAさんのビジネスの部分もあるかと思うので、そこに余りいろんな人が、こうじゃないか、ああじゃないかじゃなくて、JAさんのリーダーシップ、JAさんの戦略の中で成果が発揮されていく、つくっちゃオは、つくっちゃオの考え方、つくっちゃオのビジネスとしてどう持っていくかというふうな、そういうもくろみがある、それがいい意味での、自分たちの欲も出しながら活動していくことによって、それが一緒になることによって中川村としての魅力がより太く立派なものになって行くというふうに思います。もし、それを否定してですね、単に、もう、そんなことは、もうけとか度外視して村のためだけにボランティアとして奉仕することだけでやっていかなくはないかというふうなことになるかと思いますが、非常に、そのあたり、長続きしないものになるかと思いますが、そうではなくて、それぞれのプレーヤーが自分たちの継続的な利益が上がることを考える、いい意欲の出し方を考えることによって中川村の魅力が本当にビジネスとしても成り立っていくというふうなことを考えていかなくはないかと思うので、そういうふうに言うと、丸ごと農業公園構想についても、JAさんの構想、JAさんの戦略、JAさんのリーダーシップ、JAさんの責任というふうなところというふうなことについては、余りそのことについては、基本的には尊重しなくてはならないのではないかなというふうに思っています。

村のかかわりについては振興課長のほうから補足の説明をいたしますので、以上です。

○5 番 (村田 豊君) 振興課長の話に、具体的な各論については、私、2問目で、2問目の4番でお聞きをしたいと思っておりましてので、その時点でお聞きできますでしょうか。いかがですか。

それでは、今、内容的には触れていただきましたが、営農センターの活用が、なぜ進まないのかということについては、また、2番の4項のところでお聞きをしたいというふうに思います。

それでは、次の2項目目の24年度の新たな助成施策の取り組みについてという各論的な部分についてお聞きをしたいというふうに思います。

特に、今の経済情勢につきましては、村長も先ほどあいさつの中にもありましたけれども、国としても税収の増加ということは期待できない、あれだけの大きな災害があったという中では、恐らく国から来る交付税だとか臨時財政対策債ですか、そういっ

た部分の減額ということは、だれが考えても、これは、少なくなるだろうということでは考えられます。そういう点では、予算を立てる中で、村費の負担を少しでも減らせるような国・県の補助施策の効率活用ということが一番大事になってくるということも考えられます。

また、そういう点で、職員の皆さんの英知を結集して工夫をしていただきながら新年度予算の取り組みをしていっていただきたいと思いますが、私は、4点ほどについて、新年度で、ぜひ、予算計上を、盛りつけをしていただけないかなあということについて4点を挙げてみました。

特に、この1番の太陽光発電助成については、今まで3人の皆さんから、議員の皆さんから質問がありました。そういう点では、特に3・11の大震災以来、特に原発事故以来、自然エネルギーの関心が高まっておりますし、国でも強力に、助成施策を盛りつけをして取り組みが進められてきているところは既に承知のとおりですけれども、村長の、こういった質問に対する答弁、理解は、一たんは理解できますが、すべて否定するということに対して、私は疑義を感じます。

持続可能な社会の実現のためには、今、自然エネルギーへの取り組みということが最優先であるということをお口に、見識者から始まって政界等でも言われておりますが、この特に自然エネルギーの取り組みの中で、これはアル信だかどこかでアンケートをとった中では、80%が太陽光を使った取り組みをしていきたいというような希望が出され、アンケートの結果が出ております。そういう中では、特に初期投資が非常にかかるということによって設置が進まない現状です。

中川として、3年ぐらいをめどに、これから、一部、提案を申し上げますけれども、予算づけをして進めていただけないかどうか。

恐らく普及が図られてきたりして整備費が安くなってくれば、その時点で考慮していったらどうかということを感じます。

現状の中で、村長、まず1点、村でどのくらい普及しているか把握されているかお聞きしたいと思います。

○村 長 特に、そういうデータはないかと思います。

以上です。

○5 番 (村田 豊君) 私が調べた中では、22年度末の時点で69軒、今年度10月末までの時点でトータルして80軒ということをお聞きしております。他の町村の内容等、設置数を見ますと、豊丘や喬木等では、中川より少し人口が多いわけですが、世帯数、多いかと思いますが、相当数の普及がされてきております。

そういう点では、提案をしたいというふうに思いますけれども、ぜひ助成施策を組んでもらって、今まで各他町村で行っているような、何でもかんでも太陽光を設置すれば助成するってということじゃなくて、一定の基準を決めて、中川独自の基準を決めて支援策を講じていったらどうだろうか、例えば、その一端として、今回、国のほうでエコ住宅ということに対しては助成があると、そういう重複助成ということに対してはチェックするとか、容量の基準、助成額の頭打ちで出していくという点

で公平性が図れるような太陽光に対する助成設置を検討してもらえないかというふうに感じます。

この点については、いかがでしょうか。

○村 長 原発の事故の中で、そういう状況の中でですね、自然エネルギーへの転換を図っていかなくてはいけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。あわせて省エネというふうなことも、贅沢から目覚めていくというふうなことも必要かと思いますが、自然エネルギーについて、もっと真剣に取り組んでいかなくてはいけないということは間違いのないことだというふうに思います。

ですので、これまでですね、やっぱり国の研究開発費とかはですね、やっぱり原発のような大規模で大量に電気をつくって広い範囲に供給するというような仕組みに向けての研究費の投入が多かったかと思いますが、そうではない形の自然エネルギーのあり方について、もっともっと研究を進めていただく、技術的な研究だけではなくて、そういうものが成り立つような、広がっていくような制度設計についてもやっていただかなくてはいけないなというふうに思っています。ですので、国の任務といえますか、国のところで、それは非常に大きいところだと思っています。

その中で、村の仕事というふうなことを考えていくとですね、村の仕事は、もっと村民生活に密着したところで、村民生活のしんどいところ、苦しいところを保全をしていくというふうなことが大事なというふうに思っています。

今、エコ住宅というふうなお話もありましたけど、エコ住宅への補助とかですね、エコカーの補助とかですね、あるいは、株の所得に対する減税枠とかですね、何か、どっかかっていうと、そういう経済対策ということで、金持ち優遇みたいなことばかりが起きているように、そっちのほうが広がっているように思います。

ですんで、私は、その不況の原因ってというのは、その格差が広がって、その多くの人が本当に必要としている物を買えない状況が生まれているというふうに思っているのです。そういう金持ち優遇よりも、本当は、もっと低所得層への補助というふうなことをやって、本当の实事をつくっていく、もう切実な需要にこたえていくというふうなことをやっていただきたいなというふうに思っているところです。

例えば、その太陽光発電でもですね、それによってできた電気を売れるわけですね、売ったのは、その世帯に入るわけですね、何か、ちょっと、公費でもって補助を得て、それで電気の節約ができて、さらに余った電気を売って、もうかった分は、そのおうちに入るっていうのも、ちょっと、何か、どうなのかなというふうなところがございまして。

村の役割としてやらなくちゃいけないことは、もう少し、もっと切実なところにやっていきたいし、国の研究なり、大きな町なり県なりの取り組みとして、そういう物の普及を図ってくればですね、おっしゃるとおり単価も下がってくるでしょうから、そうなるからでもいいんじゃないかなというふうに思います。

この件について、中川村がトップ集団の中におらねばならないというふうには思っていない。一番にならなくてもいいし、トップ集団にいなくてもいいし、少しおく

れ目で、値段が安くなってから取り組んでも別にいいんじゃないかなと、うちが、そのリーダーシップを、この省エネの開発とかですね、自然エネルギーの開発等々において実験的な研究に取り組むとか、あるいは、今、価格破壊の中において率先して普及を図っていくというふうなことをやるよりも、もっとほかにすべきことがあるのではないのかなというのが私の考え方でございます。

○5 番 (村田 豊君) リーダーシップどころじゃない、おくらしているわけですので、特に、私は、先ごろ、7日の日に伊那の議会の黒河内議員が、この太陽光発電に対して、一番最後のころ質問をしておりましたが、そのちょうど後段に聞くことができ、後の休み時間に議長ともちょっと話をしたんですが、伊那市は、8日の日に既に日報さんで報道されました。4年間、実施してみたけれども、私がさっき言ったような平等性に欠けていたと、だから、今まで4年間実施してみた中では、ああいった方法の太陽光発電補助については廃止していきたいというようなことがありましたので、先例として伊那、駒ヶ根、箕輪、辰野等でも追加補正まで組んでやっておられるんで、遅きに失した感はありますけれども、ぜひ、中川も3年間くらいの限定した一定の基準枠を決めた太陽光発電の助成を考えていけないかどうか、その点、再度、いけるか、いけないかお聞きをして、次の質問に入りたいと思います。

○村 長 いけるか、いけないか、どちらかと言われれば、後者かと思っています。

○5 番 (村田 豊君) 村長の考え方は、わかりました。
次の問題も端的に、リフォーム助成につきましても端的にお聞きをしたいと思いま

す。
特に、ゆとりと安心して暮らせる生活環境の改善のために、支援策として国からも出ておりますし、各自治体としても、それぞれの独自の施策を講じて出しております。

これにつきましても、助成支援事業を限定して助成を組んでいけないかどうかという事です。

例えば、リフォームするから、全額、リフォームに対して出すということではなくて、村長、いいですか、そういうことなく、下水道のつなぎ込みとか、あるいは耐震対策についてとか、限定と金額、実施額の、言ってみれば基準を決めて、事業と支援額の基準を決めて助成、リフォーム助成ができないかと、この点についてお聞きしたいと思えます。

○村 長 テーマを絞ったリフォームのっていうふうなお話かというふうに思います。

まず、例えば高齢者の手すりを階段につけようとか、ステップをなくそうとか、バリアフリー化っていいですか、ちょっと言葉は少しあれですが、高齢者の皆さん方の暮らしのところで、ここの所にこういう物をということについては制度がございまして。

それから、耐震につきましても制度はございまして。

それからまた、下水道の補助というふうにおっしゃいましたけれども、下水道そのものがですね、非常に大きなお金をかけてやっているというふうなことです。その中で、せめてこれぐらいはというふうなところなんで、それをさらに補助とおっしゃいまして、全体の、何ていいますか、全く均等割りですべてお願いしているわけじゃ

○5 番 ございますので、既に現制度そのものがですね、補助をもってやっているっていうふうにご理解、考えることもできるというふうに思っているところでございますけれども。

○5 番 以上です。

○5 番 (村田 豊君) それでは、次に、3番目の美しい村づくりについて、先ほど、村長、少し具体論に入られましたけれども、私、お聞きしたいのは、この中で2点あります。

1点は、協議会が設立をされました。24年度の具体的な活動方針が、協議しながら決めていくというような情報の中では、出し方がされておりますが、組み立てがされないのかどうか、もし、組み立てするとしたら、条例なり予算づけということが必要じゃないかと、そのくらいの強いものを持っていかないと、本当の具体的な協議にならないんじゃないかっていう感じを受けます。そういう点で、今、申しあげました活動方針が、村内・村外活動、あるいは加盟町村等の連携等も含めた組み立てがされないのか、それによって予算づけがされないか、この点についてお聞きをしたいと思えます。

○村 長 組み立て、何というか、長野県の中にある7つの町村で協力し合っているいろいろやっというふうなことは、もう既に方針を出して、そのことについては、既に幾つかの取り組みが始まっています。お隣であるところの大鹿村さんとも協力してやっというふうなことで具体的な話が始まっております。そういうものは、そういうものとして進めながら、さらに、この美しい村連合をいうのをもっと生かしていく方法はどんな方法があるのか、それによって、準会員の皆さん、あるいは中川村の新しいことをしようというふうなことを考えていらっしゃる皆さん方、それから、中川村全体に対する、もっと意味といますか、メリットが生まれてくる方策はどうすればいいのかっていう、さらに突っ込んだところを協議会では話をさせていただきたいなというふうに思っています。

です、あらかじめ組み立てがあって、こういうことをするから、これだけの予算をというふうなことになるのと、もう、協議会自体が、何というか、後づけの承認するだけの形式的なものになっていくのではないなと思うところで、とりあえず、現時点では、こういうことをするから幾らということはないんですけども、その中で、協議会の中でいろんな話が出てくると思います。視察に行こうというふうなこともあるかもしれないし、もっと、こういう組織をつくったらどうかと、そのためにはこれくらいの運営費がいるぞというふうなお話があるかもしれないし、いろんなことが出てくるかと思えます。それぞれの提案の中でですね、個別に、これについては取り組もうとか、これについては、ちょっと、いい提案だけでも金額的に難しいなとか、いろんなことがあるかと思えますので、協議会の中でもんでいただいて、そこから出てくるご意見、ご提案について、それぞれにどうしていくか、どれくらい予算がつけられるのか、あるいは、ちょっと難しいということなのか、そういうことは個別に考えていきたいなというふうに思えます。

○5 番 (村田 豊君) 時間があるようで少ないので、この点については、ぜひ、1点だけ検討していただきたいところを、回答は結構ですのでお願いしたいと思います。

今回、あの3・11の大災害の中で特に感じたところは、連盟加盟町村との、特に交流なり、そういった災害支援、こういったことに対しては、やはり基準をつくっておいて取り組みをしていかないと、無計画性のためのマイナス要因が、皆さん感じておられると思いますけれども、出ております。そういう点では、組織討議にどうしても欠けてしまうというようなこと、その場しのぎの対応をしてしまうということ、総合判断に欠けておるじゃないかという村民の批判が出ているということですので、ぜひ、基準をきちっと決めて取り組みをする必要があるというふうに思えますので、その点は、その場しのぎで、そのときに出て、その場だけの一過性の判断をするということじゃなくて、こういう場合は、こういう基準で支援をしていくんだ、あるいは連携を図っていくんだっていう基準づくりをしてほしいというふうに思えます。

それでは、4点目として、情報発信基地構想についてということで、先ほど新たな、言ってみれば取り組みの中で出ておりましたけれども、具体的にチャオの中に情報発信基地をつくりながら、体制をつくって、美しい村と農業のよさを生かせる観光施策の取り組みを、先ほども申しあげましたけれども、行政が中心となって一本化をしながら事業展開を進めていく時期だと思います。このことが大事だと思います。総合的な効果を上げていくポイントではないかというふうに思えます。

私も、前にも申しあげましたけれども、例えば下伊那の喬木交流センター、熊代の、やはり大地、松川にもあります。行政とJA、商工会との連携をとりながらやっている、それぞれ効果を上げている事例が近隣にあるわけですので、そういった部分の内容を見ながら、中川として取り入れていけるところは取り入れをしていただくことが必要だというふうに思えます。

特に美しい村連合の景観をPRした観光部分と農業体験や、先ほど出ておりましたような農業施設見学体験をセットにした観光施策の具体的な組み立てと取り組みを、私、先ほど申しあげましたように、営農センターが個々、ばらばらじゃなくて、商工会は商工会、農協は農協ということでなくて、営農センターあたりが中心になって調整をとりながら進めていただく時期に来ているというふうに思えます。

特に、花、いろいろな景観に合わせて、花の時期に合わせて、そういった、言ってみれば体制というか、内容を組むというようなこと、それから、最近、出始めました施設型園芸に対する体験・県学ツアー、こういうようなことも、それぞれの部署でやるんじゃないかと、先ほど申しあげたような取り組みをしてもらおうということが、営農センターは既に地域の営農組合から農業委員会から村から農協から全部含まれているわけですが、そこへ商工会の関係も一緒になってもらって、そういった施策を進めていただきたいというふうに思いますが、特に、24年度に、そういった進め方が具体的に、一部は、やっていると思いますけれども、充実した体制に持っていけるかどうか、この点、お聞きをしたいと思えます。

○村 長 初めに、美しい村連合で災害対応というのがばらばらではないかというふうなお話

がありましたけども、今、ちょっと、すぐに思いついた中では、飯館村さん、それから高原町さんがかなりの被害に遭われた、それから、先日の十津川村というふうなことですけど、村としてやったことにつきましては、村として、多分、ほとんど変わって、みんな5万円だったかと思えますけども、のものを村としてお出しして、それから、庁内、あるいは、いろんなところでの募金活動みたいなこと、募金活動については、もう、村としては、社協が中心となってやっていただいた、村とはちょっと違う形で、庁内の募金活動も、庁内、回しましたが、これも社協に一本化してと、ですね、そんな形でやってきているわけです。そのほかに、いろいろ村ではない組織がいろんな活動をしたと、先日、ちょっと私がお声がけをして保育園の保護者の皆さん方にも協力していただいて野菜を送りましょうというふうなこともやりましたけども、あれも、村としてはできないのというふうなことでやったことをごさいます、それからまた、飯館のほうには、までの力ネットワークでしたっけ、そちらの村民有志の皆さん方がいろんな活動をなさったというようなことがございます。

ですんで、村としては、そんなに極端に対応が違うってということはないのかなというふうに思っているところがございますけれども、おっしゃったところについては、ちょっと、また、もう一度、見直しをして考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

それから、情報発信基地構想というふうなことで、ちょっといろいろ、事前に担当のほうからお話を聞いた中では、いろんな観光情報なんかを発信をして、問い合わせに答えて、お客様を「こちらにどうぞ。」というふうな形で案内なんかもできるような、そういう組織、体制というふうなことを取り組むべきではないかなというふうな、そういうご提案として受けとめたところなんですけども、今、中川村の現状を見るとですね、そういう情報発信をしたり、あるいはお客様を募集したり送りこんだりというふうなところが必要かどうかということよりもですね、さらに、もっと受け皿が、まだ十分ではないんじゃないかなというふうに思っています。例えばブドウなんかは、本当にたくさんの方が見える、これ、もう、宣伝をそんなにしなくてもバスがどんどん来て、たくさんの方が買いに見える、赤そばもそうですし、そういう所にはどんどん、実際、来ておられるというふうなことがあって、本来は、そういうのが育っているけれども、それが一年間通じて、いつ行っても、ここではこんなことができて、ここではこんなことができてって、そういう訪れる人に喜んでもらえるような受け皿というか、そういうのがもっとないといかんのかなと、だから、そういう情報発信コーナーよりも、受け皿づくり、村の中の魅力の発掘みたいなことのほうが、今は、やるべき主眼ではないかなというふうに思っています。

今、観光農園とかでも、ブルーベリーだとかサクランボだとか、いろんなことが観光農園として立ち上がってきておりますし、JAさんの丸ごと農業公園構想でも、非常に今までは発想のなかったキノコ工場ですとか、そういうところにまで、花をつくる花づくり農家とかも含めてですね、いろんなところ、新しい発想でお客様を入れていただいているというふうなことで、そういう意味でですね、受け皿、魅力の発掘みた

いなところを、まず、もっとやっていって、そっこのほうに、ちょっと主眼を置きたいなというふうに思っています。

開花情報ですとか、観光農園等々のことにつきましてはですね、これまでも振興課で対応をして、問い合わせ等々に答えておりますし、ホームページ等々でも、そういう情報を流しているし、チャオの情報発信コーナーなんかでも田島ファームさんに対応していただいているところがございます。

例えば、その体験農園みたいなものももっと受け皿として大きくたくさんできてきたということがありましたら、ただ、その時期には、ブルーベリーの時期にはブルーベリー情報みたいなことの体制づくりっていうふうなことがこれまで以上に必要になってくるかもしれません。

いずれにせよ、いろんなことをですね、おっしゃるとおり、JAさんとか、それから宿泊施設だとか、あるいは、何ていうか、商工会等々も含めてですね、もっともっと密接に連絡を取り合う中でですね、今後のことも含めて一緒にやっていかなければいけない、その情報発信のところでお互いメリットがあるような、商工会は商工会として、それぞれの会員の方々が、先ほど申し上げたようにメリットを得られる方策をつくっていく、JAさんはJAさんでJAさんとしてももうかるような方法を考えていく、その中で、どこどこがウィンウィンの関係で結びつけるのか、これは、この企画は、ちょっとうちとは、余りもうからないからやめておこうというふうな形の、しっかりとした商売としてのつながりができてくるようなのが望ましいと思いますし、その上のところでは、情報交換とか、お互いにねらいなんかをわかってもらえるような体制をつくっていけるような、協力体制を、おっしゃるとおり、役場の中でもリーダーシップをとって構築していかなければいけないなというふうに思っております。

○5 番 (村田 豊君) 時間が来ましたので、後で質問を、関連して質問をされる3番議員さんもおられますので、その折に課長のほうから営農センターの考え方については、お聞きを、答弁をいただくようお願いしたいと思います。

私は、1点だけ、リンゴジュースを活用したソースだとか、そういった物のことも専門の業者の皆さんにも打診をしておりますが、いずれにしても、新たな中川産品を生かした、村民を応援団にできるような加工品開発もお願いをして、今回、……

○議 長 時間です。
○5 番 (村田 豊君) けど、これだけは、最後のことだけ言わせてもらっていいですか。

○議 長 質問はしないように。
○5 番 (村田 豊君) 質問というか、これで最後の言葉にしたいと思いますが、いいですか。

今回、提案をしたようなもの、内容については、次年度の予算に生かしていただきたいということと、予算内容によっては、再度、3月に問題を提起をさせていただくということをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議 長 これで村田豊議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分とします。

[午後12時32分 休憩]

[午後 1時30分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番 山崎啓造議員。

○4番 (山崎 啓造君) 私は、今年一年、活性化策ということでずっと質問させていただいてまいりました。今回も、また関連した質問をさせていただきたいと、こんなふうに思うわけであります。

参院では、9日午後の本会議で防衛大臣と消費者行政担当大臣に対する問責決議案を賛成多数で可決をしました。

野田総理は、2人を更迭することもできず、むしろ擁護するような発言さえしていました。

そして、国民の負担増を求める消費税増税論、増税のかわりに進めるとした社会保障と税の一体改革や議員の定数削減などの歳出削減策が一向に進みません。数々の重要法案を先送りしたまま、国会は9日で終わりました。

このような国会運営は、与党、民主党のみならず、野党にも同党の責任が求められても不思議ではありません。

また、先月の27日、大阪市長と府知事のW選挙、大阪維新の会が圧勝をしました。民主、自民、両党風連が指示した平松氏、反橋本の立場で推薦候補の擁立をとりやめ平松氏を支援した共産党、二重行政解消を図るとする橋本氏の政治手法を独裁と批判を強めた平松氏でしたが、及びませんでした。

地方の首長では、たびたび見られる選挙態勢ですが、呉越同舟の選挙戦、選挙戦だけでなく、国難に対しての呉越同舟を自分は望むものであります。

既成政党への期待と国政に対する信頼が完全に失墜してしまっているのではないかとこのように思うわけであります。

国政への期待が持てない今、村長の開会のあいさつで言うておられましたけれども、農業に対しても自治体独自の活性化策を考え、模索する必要があるのではないかと、そのような状況に迫られているのではないかとこのように思うわけであります。

そこで1問目ですが、日本で最も美しい村の加盟して3年が経過をしました。加盟を最大限に生かす活性化策、どのような方法、手法を考えているのか、村長に起き気をしたいと思えます。

○村長 日本で最も美しい村連合に加盟したことを生かすにはどうすればいいかというふうな問い合わせをいただいたと思えます。

初めに、そのどんな効果というふうなことで考えていきますとですね、2つに分けられると思えます。外の、村外の方に向けての話と村内の方に向けてのことで2つあると思えます。

村外につきましては、中川村を既に知っておったとか、あるいは、たまたま中川村を知ったときに、日本で最も美しい村連合の一つだというふうなことを知ってですね、

美しい村として認識していただいたでしょうし、あるいは、どんなにきれいなんだろうというふうなことで期待をしていただいたのかなというふうに思っています。

ただ、中川村を知らなかった人が美しい村連合に加盟しているんだということを引きかけとして中川村を知ったという方の数はですね、余り多くはないのではないかなと、それは、一つは、美しい村連合自体の知名度はですね、まだ、そんなに、やっぱり、まだまだ、これからもっともっと認識されるように頑張っていかなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、村内、村内に対してですけれども、自分たちの村のすばらしさ、ほかと比べて、景観という意味でも、それから可能性という意味でも、なかなかすばらしいものなのだということで、村民の皆さん方が自分の村、中川村に対する自信を深めていただくことができたのではないかなというふうに思います。

ただ、こちらのほうもですね、おっしゃっている農業も含めてというふうなことで、これをうまくブランドとして利用して付加価値を高めるといいますか、そういう実利的な部分ではですね、まだまだ目立った顕著な効果を上げるというところまでは至っていないのではないかなというふうに感じています。

連合としましては、新聞広告を打ったりとか、雑誌に広告を出したりとか、歩とコンテストを実施したり、東京で観光物産展をやったりというふうな、いろんな活動をしておりますし、先ほど村田議員のときに申し上げましたように、フランスやイタリアに倣った形での魅力を深掘りした形でのガイドブックというものを出版しようということで、今、準備が進んでいるところでございます。

村としても、フォトコンテストとか、フォトコンテストを実施したり、これは本当に加盟している市町村の中でも非常に多い応募点数が集まる、連合の主催しているフォトコンテストで、中川村は、ほかの市町村と比べて比較的多い、トップではないですけども、高位の順位での応募点数を集めているっていうことでございますが、村としても、それをやっていますし、先ほども申したような大鹿村さん、あるいは県内の7町村との連携というふうなことも始まっているところでございます。

一番、その活性化というところで扱わなければいけないというところで、そのブランド化ということなんですけれども、準会員の皆さん方、いろんな農家であったりとか、建設業も含めて、いろんな会社の方々為準会員になっていただいております、準会員の数では、中川村が、多分、一番多いのではないかとこのように思いますが、さきに申し上げたとおりですね、その準会員としてロゴマークが使えるよというふうなところを、上手にですね、自分のビジネスに生かしているには至っていないのかなというふうなところでございます。

願いといたしましては、この地域のよさが受け継がれていくように、後継者の暮らしも立つような形でビジネスにも貢献することが連合のそもそもの全体的な目標でございますので、それを何とか模索をしていきたいなということでございますけれども、10月に中川村福祉村づくり協議会というのを立ち上げてございます。39の組織や団体が加盟してございまして、地域資源を利用して、どんなふうに活性化をしてい

くのか、持続可能な共同体の形成というようなことで、協議会の皆さん方とともに、そしてまた、そうじゃない、ほかの一般の村民の方々からもいろいろアイデアをちょうだいしながら取り組んでいかねばならないなというふうに考えているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造君) 言っていることは、よくわかりますが、加盟した中途ですかね、最初のころ、実は、この美しい村連合のことで質問したことがありまして、このメンバーにね、カルビーの会長だとか、かんてんばばの会長だとか入っているんで、そういう人たち、人脈という物を使った何か戦略というものは考えないですかということをお聞きしたことがあるんですよ、実は。そのときに、いや、そういうことは一切しないんだってという村長の答弁だったように思うんですが、今でも、その考えは変わりありませんか。人頼みはしないんだってというようなことを言われたと思うんですけど。

○村 長 どういうご質問をいただいて、そういうふうに答えたのか、ちょっとわかりませんが、例え、その工場誘致とか、そういうふうなことであれば、余り考えていないところでございます。

例えば、開田高原なんかの場合はですね、いろいろ、何だろう、サブプレっていうんですか、サブプレみたいなもの、お菓子ですよ、お菓子の開発なんかのところ、多分、カルビーだと思いますけれども、その辺のアドバイスなんかもちょうだいしながらなさっているというふうなこともございますし、いろいろ、なかなか何でもいいからアイデアちょうだいというわけにもいきませんので、村内の中で、いい、何か可能性のある物の具体的なことで、何とかならんのかな、ここまで来たけど、あと一歩というような、そういうときにはですね、いろんなアドバイスをいただいたりということは、していきたいと思っておりますし、いろんな専門家の、外の専門家の方々の、専門家じゃなくても、いろんなアイデアをですね、いただいて、村の中の可能性が外に向かって出ていくというふうなことであれば、それは、もう内発的なことでございますし、外の物を持ってくるってことじゃなくて、いろんな、その中の可能性が、外からの知恵やアドバイスや物で花開いていくっていうふうなことは、非常に大歓迎というふうに思っております。

○4 番 (山崎 啓造君) 村長の好きな内発的という言葉、今、聞きましたけれども、活性化させるには、やっぱり内発的ということが非常に大事なというふうな気がいたします。

中の物を外に売り出していく、示していく、それには、協力をお願いしたり利用したりすることは、やぶさかではないということだと思いますが、ぜひ、そんな方向でいっていただくとありがたいのかというふうに私は思っています。

それでですね、美しい村に、今まで連合に入ってから参加した定期総会とかですね、戦略会議や連盟に加盟したこと等によって、何か得たものっていうか、ああよかったなというふうなものがありましたら教えていただきたいと思いますが。

○村 長 今おっしゃった総会等々の中ですね、やっぱり、いろいろ交流する機会が、その

同じ村同士、町村同士だけでなく、デザインの世界に生きていらっしゃる方とか、あるいは会社経営されている方、塚越副会長とかカルビーさんとか、いろいろいらっしゃるわけですが、その辺のお話なんかいろいろ聞けますし、イタリアやフランス等々の方々もお見えになって、そこでのどういうふうな取り組みをしているかというふうなところでは、大変大きな刺激を受けているところでございます。

それからまた、できたご縁の中で、近隣、県内のみならずですね、福岡県のほうの八女長ですとか、とかからも視察に来ていただいたりというふうなことで、お互いに刺激し合って、いろんな事例というのもの、ああ、そういう手もあるのかというふうなことは感じているところがあると思います。

一番感じるころはですね、それぞれ、やっぱり、ちっちゃな日本だけでも、みんな違うと、それぞれ個性があるし、やり方も違うし、置かれている環境も違うというふうなことがあるけれども、その中で、やっぱり、なかなかおもしろい活動をしているところにおいてはですね、住民の皆さんも、なかなか、こう、ユニークな取り組みをしておられて、それが花開いているところが多いのかな、なかなか、やっぱり、こう、行政だけやっても空回りになってしまうので、住民の方々の、何度も言っているいい意欲を出していただく中で、やっぱり、その持続可能なビジネスになっていくというためには、そのいい意欲を出していく村民の方々のどう増やしていくかというのは、やっぱり課題というか、そういう、何か、そういう成功事例の陰には、何か、そういうのが結構あるなというふうなところは感じています。だから、個性と住民パワーみたいなところの両立みたいなところをうまくつくっていかなくてはいけないなというふうなところが感じているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造君) それでですね、その参加すること、結構だと思います。今までに何回ですか、7回ほどあったと思いますが、延べ24名が参加をしていると、予算的にも90万円、80万円ですか、が使われているということでございますが、この参加については、あれですかね、連盟というか、向こうから、じゃあ幾人来てくださいよとかいうものがあるのか、こちらでこれくらい参加させてくださいよって言うのか、そんなところは、どうなんです？

○村 長 特に条件はございません。いろんな、住民の中でいろんな活動をなさっている方が一緒に来られたりというふうなこともございますし、その辺、旅費と宿泊費っていうものはかかってきますので、その辺をどんなふうに、それぞれなさっているのか、それぞれの町村のやり方があるんだと思いますけれども、加盟している町村の住民の方でも、志のある方であれば、来ていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造君) 今までにですね、中川村から24名行っています。準会員が1回ですか、3名ですか、参加をしています。それに参加する人選、じゃあ、皆さんに、何か村中へ行っているようには見えませんが、人選はどんなふうに行っているんです？

○副 村 長 戦略会議ですとか総会等、また、フェスティバル等へ参加につきましては、お声をしておまして、申し込みのあった方をご参加いただいているということで、特

に枠を設けたり選定をするということじゃなく、前回、多分、白川村だったと思いますけれども、希望の方につきましては、行っていただいているということです。

ただ、補助するといっても予算もありますので、それを越えたときには、何らかの選定をしなければならないかと思えますけれども、前回のものについては、希望された方について行っていただいたということでございます。

○4 番 (山崎 啓造君) 公募しているっていうんだけど、自分が、ちょっと耳が悪かったんだか、聞こえてこないんですけど、もうちょっと幅広く、村民みんなにわかるような公募というかがあってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺は反論ありますか。

○副 村 長 投げかけにつきましては、ちょっと広報で全村へ流したかどうかって言うのは、ちょっと忘れてしまったんですけど、趣旨が美しい村の総会、フェスティバルという限られたものということもありましたし、また、とっかかりという初めの部分もございまして、準会員の皆さんを、まずはお声がけをしたということでありますが、今後については、今のご意見等もありますので、考えてまいりたいというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造君) せっかく、そのね、連盟へ加盟したんで、そこで得たものというか、役に立つものって言えばいいのかな、それが、いわゆる、みんな、村民の皆さん、村民益につながったり、活性化につながるというところへ持っていかないと、これ、意味ないと思うんですよ。その、何か上だけで滑っちゃっていて、足元の、じゃあ、全村民が一緒になってやろうよっていう、そういう雰囲気が、どうも見えてこないのが私の見方なんですけど、いわゆる加盟して、こうなんだ、だから村が活性化していきんだっていうものは、何か見えていますかね。聞かせてください。

○村 長 やっぱ、それぞれのいろんな方が、農家の方とか、いろんな方がいらっしやいますけれども、そうした中で、それぞれがビジネスをなさっているところで、ああ、おれだったら、こんなふうな使い方ができるなあみたいところで、そういうアイデアでもって参加していただけるっていうのが一番ありがたいのかなと、だから、その準会員の方々も、確かに中川村は、結構、ほかに比べると、ほかに比べるというか、一番多いかと思うんですけども、なかなか、どういうふうに使っていいかっていうのが、名刺に入れたりっていうふうなことはしてるいけどもとか、そのいろんな話題にはなって、中川村、美しい村なんですよみたいなこと、お客様とそんなお話ができるとか、いろんなことは聞いているんですけども、もうちょっと、こう、手ごたえのある形で、それが利用できたらいいのになというふうなところを思っているところなんですけども、ですから、一般の村民の方々には、先ほど申し上げたように、美しい村、中川村ってすばらしい所らしいわねっていうふうなところで自信を持っていただいたりとか、村外の方からうらやましがられるっていうふうなところでメリット出ていると思えますけれども、そこから、さらに一歩、もう少し商売ベースのメリットもってというふうなところについては、そういう意欲ある方が準会員にもなっただき、そして、それをどう活用するかっていうようなところまで踏み込んでいただけるような方が増えてきて、その中から幾つか、1つでも2つでも3つでも、ああ、なる

ほど、上手に使っていらっしやっていいなっていうふうなのが増えてくれば、うれしいのかなというふうに思います。

幾つかは、そんなに多くはないけれども、上手にやっていらっしやるなと思うところもあるし、それが、全体にはなかなか広がっていないなっていうふうなところもあります。

今のところ、その準会員になるのに5,000円、年間5,000円という費用がかかりますけれども、年間5,000円なので、名刺に入れて、いろんなごあいさつのときに、いろんなトークをするだけでも、ある程度の効果は上がっているのかなと思いますけれども、それ以上のものに、上手にされているなというところは、本当に少ない、数えるほどしかないなというふうに思っているところで、そこを増やす、増やしていくようなことを考えていきたいなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造君) その趣旨、いろいろわかったわけですが、この間、さっきも言っていましたけど、協議会、村づくり協議会っていうのが10月の25日に設立をされたということで、小さい村だけれども、すばらしい地域や資源だとか、誇りを持っている住民によるまちづくりだなんていうこともうたっていました。

そこでですね、その地域の活性化を図るって言っているんですが、基本的な考え方としては、今まで、今、説明していただいたとおりで思うんですけども、じゃあ、その基本理念っていうのかな、もとを村民に、どうも周知がされていないんじゃないかっていう気がしてならないんですよ。

「美しい村って何？」っていう人がね、結構たくさんいるんですね。「どこが美しいの？」とかね、だから、その本当のこういう村にしたいんだっていうものが、足元の草の根的には、通じていないというか、わかっていない、それを、まず、わからせることが一番大事なことだというふうには自分としては思うんですが、どんなものでしょうかね。どんなふうを考えますか。

○村 長 おっしゃるとおりだと思います。

○4 番 (山崎 啓造君) それじゃあですね、そのとおりで思うっていうことは、じゃあ、どのようにこれから進めていくかというふうにお考えでしょうか。

○村 長 議会でも、このようにいいご質問をいただいているところでございますし、このような機会、あるいは、いろんな広報の機会ですとか、いろんなところ、ごあいさつ等々でも、特に村外の方向けのごあいさつで触れることが多いんですけども、もっともいろいろな機会を通じて広報に努力をしていかねばいけないなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造君) 広報、実に結構だと思いますが、そうじゃなくて、村民一人一人がね、一緒になってやりてえんだ、やるんだっていう、そういう方向性にもっていくということがうんと大事だと思うんですよ。そうすればね、その協議会だとか準会員だとか言っていなくてもね、だあっとでかい力になっちゃうと思うんですよ。だから、その広報じゃなくて、もうちょっと何か一言欲しいんですよ。どうですか。

○村 長 何度も申し上げているいい意欲を出していただける村民の方が増えていくようにしていきたいなと思います。これを利用していいビジネス環境をつくろうと思う、農家

の方であれ、そういう方を増やしていきたいなと思います。

○4 番 (山崎 啓造君) 意欲になると思います。こういうものがあって、こういうものが動いて、こうだよ、そこに少しでもね、じゃあ、農家のだれでもいいですが、結果が見えてくる、ああ、本当いいやっていうことになれば、これ、一番いいことだと思うんですが、そこへ行くまでが非常に難しく、じゃあ、できるものを考えてやれよという話なのか、いつも言うんですが、行政が、じゃあ、リーダーシップをとって、我が村は、こういう村にするんだから、皆さん信じてついてきてくださいよっていうのか、多分、答えはわかりますが、お聞きします。

○村 長 わかるかと思いますが、やっぱり、私としては、実質的な、中川村の例えば、農業だけじゃないですけど、農業でいえば、単作で、大規模な、みんなが同じ物をつくってやっているということではなくて、それぞれ花をやっている方もあれば果樹の方もいらっしゃる、野菜の方もいらっしゃる、観光的なところをやっている方もある、いろんな形のアプローチをされているし、その多様性を生かす、それぞれの人のこだわりっていうか、やりたいやり方っていうのがあるかと思うので、考えるときには、なるべくいろんな方に利用していただける、いろんな状況の方にも活用していただけるようなことを考えたいなというふうに思っております、だから、美しい村連合のロゴマークですとか、ブランド化というふうなことについては、いろんな応用問題が利くのかなというふうに思っておりますし、つくっちゃオなんかでも、いろんなタイプの加工ができるというふうにも思っておりますし、観光的なやり方についても、観光農園的な宿泊、それから飲食、飲食でも、いろんなお料理なりお酒なりの提供の仕方があると思いますし、自分に合った形で、じゃあ、ちょっとトライしてみるかというような方が増えてきて、工夫を重ねて、持続可能なビジネスになっていけば、そして、あとを継ぐ人ができるようなね、自分だけが楽しみでやっておって、もう、しんどくなれば辞めるっていうんじゃないで、引き継げる、受け継いでいけるようなくらいのものに、何とか、そういうものが少しでも増えていくような形になるような、それは、だから、これだ、中川村は村を挙げて、この産業とか、この作物をやるんだというとか、この方法だっていうんじゃないで、いろいろ条件はあると思いますので、そんなふうなことを思っております。

○4 番 (山崎 啓造君) 確かに、それは、個々がね、研究して、いろいろと考えながらいい方向へ持っていくっていうのは当たり前なことなんです、それでも、やっぱり同じ話になっちゃうんですが、行政っていうものはね、そうは言っても、皆さん、こういうふうになるんだよ、将来はっていうものを、自信がなくて言えなきゃ無理ですが、そういうものを示して、みんなをその気にさせてしまうということ、大事なことだと私は思うんですよ。だから、ちょっと、そこが寂しいところ、村長、いいんだけど、だから、ぜひ、そういう方向で行ってほしいともいます。

それで、ちょっと1つだけね、その国政というか、行政というかがね、こうなんじゃねえのっていうこと、好きな言葉がありますんで、ちょっと言わせてもらいますが、これは、ドイツの評論家、デ・ベルネっていう人が書いた言葉なんですけども、これ、

自分が好きなんです、政府は帆、帆船ですね、帆かけ船、帆、海に浮かぶ船ですね、政府は帆、国民は風、風で押すっていうんですね、帆をね、風を当てる、そして、国家が船なんです。時代が海だと、そこに船が浮かんでいて、進めるんだ、それにはね、国民の声、いわゆる村民の声ですわな、それをしっかりと受けとめてかじをとる、この姿勢を示すことが大事なんだっていうことを言っていますんで、ぜひ、この言葉も覚えておいていただいて、そんな方向でやってもらえると、多分、草の根的に声が上がってきて、全部吸収されて、いい方向へ動いて行くような気がいたしますんで、参考にさせていただければありがたいかなと思います。

それです、次に行きますが、日本の農業が壊滅的な打撃を受けるというTPPであります、これ、反対だけでいいのかな、自分、個人的な考えですが、思っております。自分は、このTPP反対、それは否定しませんし、理解をしているつもりですが、今後の、いわゆる日本の農業っていうものは、多分、このまま行っても、だんだん衰退をしていって、どうしようもなくなるというふうに思います。そんな中でね、今後の中山間地域の農業というものをどうするんだと、将来像、活性化策っていうものを、これは、もう、必ず、否が応でも考えていかなきゃいけない、そういうふうに思います。

そこで、いわゆる農家が一番身近にいるわけですから、行政体としっかりコミュニケーションをとって、協働で考えて、こういう将来像をつくっていかよというものを示すべきではないのかなと思うし、そういう時代になったんじゃないかと思いますが、村長の考えを聞かせてください。

○村 長 これは、繰り返し申している、申していない、繰り返しと言えほど広がっていないかもしれませんが、機会を見つけては振れていることなんですけども、TPPは農業問題ではないということが、まず、TPPイコール農業問題、農業を何とかしなければという考え方っていうのは、既に1.5%とか何とかって言った人がいましたけども、その思考パターンに毒されているというか、はめられているということだと思います。TPPは、医療にも大きな問題が出てきますし、いろんな世の中の仕組み、食品の安全性も含めて、いろんな政府調達、国なり市町村なりが、県なりが仕事をする、その仕事の仕方にもかかわってくるし、そういう問題だというふうなこと、その理解がないと、農業補助金かなんかでお茶を濁されてですね、鼻薬かがされて、それでTPPが実現して、ふたを開けてみれば、国民生活の隅から隅まで、えらい大変な目に遭わされたというふうなことになりかねませんので、TPPは農業問題ということ、まず、その考え方自体が、もう、そこから間違っているよっていうふうなところは意識をしていただければありがたいのかなというふうに思います。

TPPは、さておいて、ですから、日本の農業というふうなことも、ということよりも、中川村の中山間地の農業、一般について論ぜよとというふうなことでもないと思いますから、中川村の農業について、先ほど、その示すべき方向が見せられていないんじゃないかというふうにおっしゃいましたけど、繰り返し申し上げているつもりなんですけど、そのイメージの問題かなというふうに思うんですが、じゃあ、

もう1回、ちょっと申し上げますと、中川村については、先ほど申し上げたように、1つの品目が大量につくられているというわけではなくて、いろんな方が、いろんな農業のあり方を、それぞれのこだわりで追及をしておられると、作物も、果物もあればお米もあれば、野菜もあれば花もあれば、キノコなんかもあると、ですから、季節がいろんな季節にわたるわけですね。レタスだったら、レタスだけが、ある程度の時期に、ずらして出荷するにしても、まとまってっていうんではなくて、いろんな、いろんな魅力が、それこそあると、果物の魅力もあるし、野菜の魅力もあるし、それをお料理したときのキノコの魅力もあるし、可能性なんか非常に広がってくるというふうなことがあります。だから、四季折々を通じて、いつ行っても、いろんな魅力があるなっていうのが中川村のよさだと思います。

それからまた、中川村は、初雪というか、初冠雪というか、山が白くなりましたけども、ほとんど一年の大方の時期を通じて白い山を間近に見上げられるというのは、本当に都会の方にとっては、中川の方にとっては当たり前のことかもしれませんが、非常な大きな魅力であり、なおかつ、その雪道をこわごわ走ることも余りない、めったにないですね。夏でも、その都会の、あの嫌なじっとりとした暑さではなくて、暑くてもドライで過ごしやすいというようなことで、そういう意味では、非常に過ごしやすい、いつ行ってもいいよね、春は春で花が咲き、秋は秋でキノコが食べられたとか、いろんなことがあって、魅力があるところだというふうに思います。

それから、車の便がとてもいい、東京からも、大阪、名古屋からも、車で行きやすいというふうなことがあって、そういうところって、日本の中では余りないと思うんですね。非常に行くのに遠かったり、飛行機に乗っていかなくちゃいけない、お金もかかるっていうんじゃないかと、割と行きやすいような場所だというふうに思います。

だから、そういうようなところですね、いろんな方がいろんなことをされている、そういうことがありますから、来る人にとっては、中川村に来たら、あそこには、こんなおもしろい、じいちゃん、ばあちゃんがやっている民宿があるよと、そこで、いろんな話、聞きながら、まるで自分の田舎に帰ってきたかのような、くつろいで、いろんな話を聞けていいよね、食事については、手打ちそばの店があったり、鳥料理の店があったり、いろんなお店があったりして、きょうは、あそこで、あれを食べようか、きょうは、ちょっと、東南アジアのお料理もいいよねみたいなことで、いろんなところに、いろんなことが行ける、だから、きょうは、じゃあ、陣馬形に登ってみようかとか、きょうは、歴史民俗博物館に行って、ちょっと勉強してみようかとか、もぎ取りをやるかとかですね、どこかの工場見学をしようかとかですね、そういう形で、もう、本当にいろんな楽しみがあって飽きないよね、慌ただしくばつと来て、それだけして、ばつと観光バスで帰るとかじゃなくて、もう少しじっくりと、いろんな、この地域全体のことを、交流をしてもらったり、ハチのことについて、いろいろ深いうんちくの深い話を聞いたりとかですね、いろんなことをしながら、ああ、なるほど、勉強になったわとか、おもしろかったわねと、おいしかったよねっていうふうな形で言ってもらえる、いろんな魅力が季節を問わずあって、じゃあ、また、いついつの季

節にはこんなことがあるんだったら、また、その季節に行くわねというふうな形で、知れば知るほどおもしろいみたいな深みのある、そのために、いろんな魅力を、そのいろんな魅力を発信できる、おいしいお料理をつくれる、こんなお料理をつくれる人、違うお料理の人、こんな飲める場所があったりとかっていうふうなのがたくさんあって、そういうような、そんな場所になればいいのかな、いろんな地の利とか、いろんな自然環境のこととか生かした形であるんじゃないかなというふうな、そういう形で、ちょっと、もう少し付加価値の高い、価格決定力のある、もうけの、もうちょっと厚いですね、商品、サービスの提供の仕方、お土産には、こういう地元の物を生かした物があるから、あれ、買って帰ったらいいですよみたいなお話ができて、それを買って帰って、喜ばれて、どこで買ってきたの、こうこうこうでね、じゃあ、私も今度行ってみようみたいな、そういうロコミでも、また広がっていくような、美しい村なのよっていうふうな、そんなふうなことがですね、できてくればいいな、だから、そういうのが、そういう魅力がですね、増えていく、だんだん増えれば増えるほど、厚みのある、魅力のある、長く滞在したくなる場所になってくるかと思うんで、そういうことっていうのは、今のこのTPPがあっても、その被害の少ない取り組みの仕方かなっていうふうなことは思っているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造君) 村長、いつもね、いろいろ魅力をいっぱい並べてくれますんで、確かに、そのとおりなんです。それは、あとは自分で考えてねっていう話でしょ。そうじゃなくて、そういう、いっぱいいいものがあるんだから、そいつをひとまとめにして、行政が、何とか、このみんなを引っ張っていったらどうでしょうか、やってほしいよっていうことを言っているんですが、なかなか、そこが聞かせてもらえないんで、実に残念ですが、だめですね、それは、どうですか。もう1回だけ。

○村 長 振興課で、例えば、そのいろんな開業、保健所のこととか、いろんな、それから、消防法とか何とか、何か、いろいろ、そういうふうな手続も必要だし、その辺の、何ていうんですか、アドバイスなり仲立ちなり、そういうふうなこともやっておりますし、いつか、だから民宿も5軒に増えたけど、そこでちょっとストップしちゃったんですが、その辺が、もっと、そういう制度も利用して、制度というか、そういう形でも支援をするし、加工に関しては、つくっちゃオで受け皿をつくったつもりでございますし、何か、そういう利用できる、そのツールといいますか、サポートみたいなものはいろいろございますので、ぜひ活用をしていただきたいと、私から、あなたは民宿やれとか、あなたはレストランやりなさいとかいう、やったらどうとかって、お料理上手だし、いいのになんていうふうなことを申し上げることは、しょっちゅうあるんですけども、それをやれというふうには言えないし、なかなか、この制度以上のは、出資をですね、村の立場でできるはずありませんし、利用できる制度がいろいろあるから、それを利用して、こんなことをしてみらどうですかね、せっかく、こんなにおいしいお料理があるのにとかいうふうな、そんなふうなサゼスションというか、ご提案はするけども、そこで、ぜひ、じゃあ、ちょっと、そんなにリスクの少ない形で、ちょっとやってみようかみたいな形が増えていって、そこから手ごたえを

つかんでいただいて、もう少し、もう一歩っていうふうな形で広がっていく、それがたくさん、あちこちから芽を吹いてくれば、ありがたいなと思っているところです。

○4 番 (山崎 啓造君) 振興課のほうでも、何かいろいろと手助けをしていただいているようだということですが、何か課長のほうから言うことありますか？お聞かせください。

○振興課長 中川村の農家、さまざまあります。専業でやられている農家、それから、第1種兼業農家、第2種兼業農家があります。

10年前と比べますと、農産物を販売している農家っていうのは、143戸減少しています。残念ながら。

でも、その中でも、逆に自分自身で、それこそ村長の言われる内発的な活動を取り入れて規模拡大をされたりとか、あるいはインターネットを活用したり、あるいは自分で直接取り引きできる消費者を確保したりとか、そういった活動も積極的に行われています。

それから、先ほど村長が申しましたとおり、いろんな活動をやっている中で、農家民宿っていうものが5軒できましたし、言い方は農家レストランっていいですけども、農産物を活用した飲食店、こういったものも、今、村内に2軒あります。農家民宿、農家レストランがどんどん普及していくかっていうと、そうは言っても、それは限度があるかと思えますけれども、皆さん、それぞれ知恵を絞りながら、そんな活動をされている農家も出てきている。

ただ、どうしても第1種・第2種兼業農家ですと、どうしても勤めの傍ら農業とか、ほかに所得を求めているっていう傾向はありますので、どうしても、そういった活動まで取り組めることはなかなかできないというのがあります。そういった面では、現在、農協さんのほうで、例えば米みたいなものは圧倒的に農協へ集荷されて、農協が販売するというものが多いですし、農産物によっては、やはり農協さんを通じての販売が多いという実態もあります。

最終的には、営農センターには、当然、村も加わり、農協も加わり、それから、普及センターも加わり、いろんな立場の、いろんな知識、組織力を持ったものが集まっておりますので、そんな中でも、常日ごろ中川村の農業としての取り組みというものは検討しております。

そんなところで答弁とさせていただきます。

○4 番 (山崎 啓造君) よくわかりました。

それでですね、最後になりますけれども、こういう世の中の状況、国政、当てにならない、補助金頼りはだめ、村長、全く同じ考えだと思いますが、そんな中で、ちょっとくどいようですけども、中川村の農業の将来像っていうものは、こういうふうにするぞっていうことを、いわゆるJAさんとも農家さんとも一緒になって考えて、もんで、しっかりした方向性を出して、それには、わしは、わしのところは、もうお国の厄介になりませんよ、そのかわり自分のところで自分なりの方向で行くから、このくらいの金をよこせよとか、このくらいの時間がかかるから、ちょっと首かしげられちゃったんですが、そういうことを、こっちから提案をして、内発的に、それこそ、

それで国を動かしていくというような方向に持っていくときが来たんじゃないかなと思います。最後ですけど、それだけ、決意というか、思いを聞かせていただきたいと思います。

○村 長 国のほうでも、いろんな制度がありますよね。そういうものを上手に活用していくと、それは、補助金頼みというよりも、使えるものは上手に活用するという姿勢だと思いますけども、そういうことは必要だと思っておりますし、村としても、いろんなものを利用しているし、それからまた、村内の方でも、いろんな大きな結構な額の支援をいただいて、いろんな体制づくりをして、いろんなことに取り組んでいらっしゃる方はいらっしゃいますので、そういうことは引き続き、それこそ、いい形の欲の発露だと思いますから、そういうのはどんどんやっついていかないといかんと思うし、それからまた、国のほうの制度として、こういうふうなことができんのかというふうなことの投げかけ、例えば、先ほど言ったように、この地域としての集落を維持する力に対して、もっと手厚く何かできんのかみたいなこととかですね、そういうふうなことについては、もっと引き続き言っていかなければいけないというふうに思いますし、また、具体的に、わしは、こんなことをすると絶対もうかるし、村にもお客さんが来てくれて効果があると思うんだけど、いい方法はないのかなっていうふうなご提案をいただけたとしたら、それを実現するために、いろんな、どんな方法があるのかっていうようなことで国なり県なりとも相談をするでしょうし、その中で、いいのがないよねって言ったら、せつかく、こういうのを、これ、ちょっと、抜け落ちてるじゃん、その辺をカバーするのが、ちょっと国でも考えてよっていうふうなことも、また、おっしゃるとおり、そういう具体的な事例について、何か使えるものがなくて、おいしいなというふうなものについては、また、言っていかなくちやいかんというふうに思います。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、3番 藤川稔議員。

○3 番 (藤川 稔君) それでは、さきに通告いたしました産業政策についてと平成24年度予算編成についての2項目にわたり、一部、私見を交えて質問をいたします。

質問内容につきましては、先ほどの5番議員とダブる部分もあるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、最初に我が中川村にとっても極めて重要な課題であります産業振興について伺います。

村の第5次総合計画では、村の魅力を生かした産業の育成で、若者が夢を持てる村づくりを進めるための産業振興について記述されています。これは、中川村過疎地域自立促進計画にも生かされているところでございます。

この産業振興計画は、村にとっても極めて重要な位置づけにあり、まさしく、現在、そして未来へと中川村をしょって立つ若者が夢を持って生活や産業活動ができる基盤づくりの指針であります。

言うまでもなく、産業は経済活動の根幹であり、産業が衰退することは許されません。また、村政に大きな影響を及ぼすこととなります。

とりわけ第1次産業であります農業の衰退、いわゆる農家の減少でありますとか就農者の減少などは非常に懸念をしているところでございます。

去る10月25日、基幹集落センターにおいて中川村美しい村づくり協議会の設立総会が行われました。設立総会には、行政初め、村内の農業、商業、教育関係など、約40団体や個人が出席をし、美しい村づくりについての意見交換や提案など、非常に活発な議論が行われたと聞いているところでございます。

この組織の設立目的の1つに地域資源を生かしながら地域の活性化と産業振興を図ることが掲げられております。

そこで、農林業、商工業、観光、それぞれの振興策について、行政としてどのように考え、また、どのようなビジョン、つまり方向性を持って産業の振興を進めていくのか、まず、その取り組みについてお伺いをいたします。

○村長 美しい村連合とかもそうですし、いろいろ申し上げていることは、いつも、そういう気持ちを持っているんですけども、決して産業そのものが、その産業そのものとして目的ではないというふうに思っております。やっぱり、この村の暮らし、お祭りをしたりとか、みんなでスポーツをしたりとか、地域活動をしたりしながら支えていく、そして、子供も育て、お互いに思いやりながら暮らしが送られていくという、そういうものが持続していくためには、当然、産業が必要だろうというふうに思っています。

ですので、例えば、農業、兼業農家だから悪いとか、全然思わないです。兼業農家でも、おじいちゃん、おばあちゃんがお仕事、主体となって農業をやって、若い衆が働きながら、休みの日にはそれを手伝ってというふうなことで、それが、また、定年にその人がなったら、じゃあ本格的におれがやろうというふうな形で、引き続き、受け渡しが続けていかれる、暮らしが続いていくというふうな形になれば、それもいいのかなどというふうに思うところです。

逆に、今、例えば、TPPあるからって言って、農業の競争力だっという話になって、株式会社の参入を許すんだと、そしてまた、無理やりでも大規模化を図るんだというふうなことになっていってですね、タイムカードを押して、言われるがままの農作業をするような形の農業で生産量が増えたとしても、それが本当に地域のよさを持続することになるのかなというのと、違うのかなというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、中川村のこのよさが受け継がれていくような、そのためには、全然、その生活も成り立たんでは困りますし、かといっても、もうかつて、よさが破壊されては困るしというようなことを思っております。

それぞれについての考えやビジョンってということなんですけども、1つだけ、それぞればらばらについていう話ではないので、先ほど申し上げたように飲食のほうで、こんな形の飲食をっていうふうな、もう完全予約制でやっていくんだっていうふうな方もいらっしやれば、もっと気軽に来てもらったらいよいよっていうふうな形で、私は田

舎料理よとか、私は手塩にかけた高級な物よっていうふうな人もいるだろうし、ちょっとケーキを主体にやっているんだっていうふうな方もあらわれましたし、いろんな方がいらっしやる、農業のほうもいろいろだっという形で、その辺のことが、中川村に行けば、本当にいろいろな魅力が、おもしろいこと、楽しいこと、おいしいことがあって飽きないよねっていうふうな所になっていくっていうふうなことがいいのか、その中には、先ほど申し上げたように兼業農家でお勤めになっている方がいらっしやっても、それは全然構わないし、魅力がだんだん増えていって、大発展というよりも、続いて行く、もうちょっと子供の数は増えたほうがいいと思いますけども、地域の中でも子ども会がもう少し盛んになる程度の形にできれば、本当に理想かなというふうに思っているところでございます。

○3番 (藤川 稔君) ちょっと私がお聞きしたいという核になる部分と、ちょっと、答弁、物足りない部分を感じましたけれども、第5次総合計画の104ページに、この産業振興についての施策の体系ということで、とりわけ農業についてのことがうたわれております。生産性、効率性を重視した農業の推進、あるいは担い手の育成、そして確保、遊休荒廃農地の拡大防止、都市住民との交流、拡大を目指す農業推進、環境保全農業の推進等々あるわけです。

産業振興といっても非常に幅広い分野でございますので、一概になかなか方向づけでありますとかビジョンというのは、なかなか言い難い、そういう部分があると思うんですけども、それにしても、基本的な理念でありますとか、あるいは方針っていうものは、やっぱり一つ、行政としても首長としても、やっぱり持っているべきではないかと、そんなふうに思います。そんなところですね、ぜひ、私は聞きたかったわけでありまして、なかなか、ちょっと、答弁をお聞きしますと、何か物足りない、そんな感じを受けました。

そこで、村の産業が今後とも持続的な発展を遂げ、村民一人一人が働きがいと豊かさを実感できるような地域経済を実現していくためには、時代に変化に対応しながら村の特性を生かした地域産業の振興策を迅速かつ着実に進めていくことが大変重要なことで、求められていると思います。

いずれにしても、農業振興策の政策実行は待たなしであり、早急に実行計画の策定を進めることが重要と考えておりますけれども、この点につきましてお伺いをいたします。

○村長 ちょっと、今、ページが104ページとおっしゃったかと思うんですが、111ですかね？

○3番 (藤川 稔君) 私のほうの、あれですかね、私、インターネットのほうからとりましたので、紙ベースになると、ちょっと数字、ページが違っておられますか。

○村長 産業の振興の農業のところ。

○3番 (藤川 稔君) そうです。産業の振興のところですよ。

○村長 なかなか答弁が、何とおっしゃいましたっけ、物足りない、答弁になっていない、ちょっとわからないですけど、多分、聞きたい答えが得られないというふうなことで

はないかと、私としては、この村の農業の目指す方向、さまざまな多様な人々が自分のやりたい農業をしつつ、かつ持続可能なぐらいの利益が上がる状況をつくっていく、そのさまざまな取り組みが、それぞれが魅力を発信して、ちらしずしというふうに言っていますけれども、宝石のほうでもいいんですけども、いろんなちっちゃなきらきらした魅力がたくさんあって、飽きないなというふうな、そういう地域に中川村になっていく、その中には、それが一つの大きな要素としては農業があるだろうし、それ以外の産業も同じく、別に農業以外でやったらいかんっていうわけではありませんから、飲食なんか商業のほうに入ってくるのかもしれないし、そういうふうなものがたくさんあって、魅力があるというふうなところを目指したいというふうなことでございます。そのためには、手ごたえを感じられて、一定の所得があって、持続可能になるというふうなことが、私の考えている中川村の、この環境なり条件に適した将来のあり方、そしてまた、その村外の方々にも喜ばれる、価値のある行き方ではないかなというふうに思っているところでございます。

ちょっと振興課長から補足があるかと思えますので、よろしくをお願いします。

○振興課長

中川村の今、緊急課題、農業の取り巻く情勢の中での緊急課題としましては、まず、1つは、その生産基盤である農地の遊休荒廃化、これが非常に進んでおります。現在、これも昨年の村で行った調査では、村内で58haの耕作放棄地がある。そのうち28haは、もう原野や山林などになってしまっており、そのままでは復旧が困難と、残り30haは、農業の再開は可能というふうに判断しております。これだけの、1つは遊休荒廃地がある。

それから、もう1点、先ほども販売農家数が143戸減少しているという、10年間で、お話をしましたけれども、こういう販売農家の減少とともに、農業従事者の年齢も上がってきている。農業従事者の高齢化が進んでいるということが、1つ言えます。

そんな中で、中川の景観、あるいは一生懸命農業をやっている方々のためにも、そういった遊休農地の解消っていうのは、病害虫の巣にもなりますので、解消をしていきたい。ですので、農業の、まず、1点は、農業の担い手を確保していかなければいけない。

これにつきましては、1つは新規就農者の確保、これがございますけれども、具体的には、Iターンによって新規に就農しようとする方、あるいはサラリーマンからの転職、こういったものもあるかと思えます。

また、これは、これから1つの重要なことだなあと自分は考えておりますけれども、兼業農家でサラリーマンをされていた方、この方が定年退職された後、担い手としてやっていっていただけがないか、あるいは、その方に、今までサラリーマンで余り面積はできなかったけれども、少し規模拡大をしていただく、こういった方法もあると思えます。

それと、現在、当然、兼業農家の方についても、実際は減ってきているんですけども、なるべく兼業でもやっていけるような支援をしていく、こういったことも大事だと思います。

それから、以前と変わりました、最近では、農業生産法人とか、あるいは法人で農業をやっておられる方、そういったものがあります。こういった方に規模拡大や、あるいは既存の農家にも、場合によっては法人化をしていただいて規模拡大をしていただく。

こういった取り組みを、具体的などころまでは申しませんが、こういった、まず、1つは担い手の確保をしていく。

それから、遊休農地の対応としましては、平成23年度に設立した農業再生協議会の活動で、現在、水田の自己保全管理など、今まで作付されていなかった水田へソバとか大豆等の作付を推進し、なるべく耕作していただく、そんなことを考えているとともに、山間地の傾斜等につきましては、管理が比較的楽な作物の導入、こういったものも営農センターで研究していかなければいけないのかなと。

過去には、ちょうど営農センター発足当時、私も農政を担当していたんですけども、ナンテンに着目しまして、ナンテンを植えたかどうかということで、一時期、村内各所にナンテンが導入をされた経過もございますし、現在も、農協の丸ごと農業公園構想の中でも、一部、ナンテンの導入も使われているところです。

それから、今、言いました丸ごと農業公園構想、こういったものについても、農家の新たな挑戦としては、当然、支援していく対象になるというふうに考えております。

若干、具体的に言うと、こんなことを先に取り組みながら担い手をつくっていく、遊休荒廃地をつくっていく、そして、さらに、その上の対応をしていく、そういう考えを持っております。

○3 番

(藤川 稔君) 今、振興課長からご答弁をいただきました。

私も、そのような優先順位等を含めた取り組みについてお聞かせいただきましたので、それはそれで結構であります。

この施策の体系の中にも、今、振興課長が答弁いたしました遊休荒廃地の拡大防止でありますとか、担い手の育成、確保といったような項目がうたわれておりますので、産業振興策の政策実行については、ぜひ、スピード感を持ってやっていただきたいと、そんなふうに思います。

私は、とりわけ農業の施策の体系の中で、できることから始めるという基本姿勢を持つことが大事かと思えますし、今の答弁の中の優先順位もございますので、まず、できることから始めるというスタンスが大事かと思えます。

この体系の中に都市住民との交流拡大を目指す農業の推進の項目がございます。そして、その具体的項目の1つに都市住民との交流、観光農業の推進が挙げられております。

次は、この項目に当てはまる事例があり、先ほどの村長のあいさつの中でも触れられましたJAの取り組みについてであります。

去る11月24日に議会活性化の一環として議会とJA中川支所との懇談会の場を持ちました。この席で、JA中川支所では、天の中川村地域丸ごと農業公園構想を打ち出し、村内にある地域資源、あるいは観光資源の掘り起こしを行うとともに、既に農

業観光への実践を始めたということでした。

その内容をお聞きますと、観光客へのおもてなしの心を基本に、名鉄観光とタイアップしてバス観光農業ツアーを組み、キノコの収穫体験を既に実施して440人ほどが参加をしたということでした。

また、今後の計画として、シクラメンの買いつけツアーを組んだところ、もう既に5,080人ほど申し込みがあるようでもあります。

また、ハチみつやトマト、イチゴなど生産加工企業と連携して観光農業を推進をしていく予定とのことでした。

そこで出た課題といたしまして、観光客の受け入れや大型バスの乗り入れを確保するための道路の拡幅改良、あるいは駐車場の造成、トイレの設置など、インフラ整備が必要であり、そこは行政のかかわりを期待するとした意見をいただきました。

また、観光協会などとの連携も当然必要でしょう。

特に道路改良は、地元の要望などの絡みがあると思いますし、生活道路と観光道路との位置づけなど、十分な協議と段取りが必要だと思います。

しかしながら、できることから始めようとする、こうしたJAの取り組みは十分に評価できると思います。

私も、このような事業を進める上では、行政やJA、営農センター、観光協会、関係団体との連携協力は、農業観光の発展の起爆剤として、村の活性化、あるいは交流人口などによる付加価値の創出に大いに貢献をする事業だと痛感を常々しております。

先ほどの5番議員の答弁では、これは村長の答弁でございますけれども、JAはビジネスとしての利益を追求するだけの戦略だけで、村のイメージアップを考えていないような趣旨に私は聞こえました。まことに残念に思いました。

村の活性化を推進する上では、目的の達成のために、それぞれ相互に意思や考え方、多少違いはあると思いますが、余り大きな離があってはならないと思います。まさに、総合計画の実現のためにも、こうした事業に行政としても公益を考え、インフラ整備を含めて積極的に参画する必要があると思いますが、この点についていかがか伺いをいたします。

○村長 ただいまの私の発言についての要約は、大変事実をねじ曲げたものであるというふうに感じておりますので、できれば訂正をしていただきたいというふうに思います。

JAさんは、私が申し上げたのは、ボランティアとして地域貢献だけのためにやっておられるのではない、そして、中川村の中の農家に、もちろん利益が出るような仕組みをつくり、そして、JAとしても利益が上がるウィンウィンの関係を目指して、その中で戦略があるというふうなことです。ですので、JAさんの、せっかくお立てになって、せっかく、その観光会社とも関係をつくって、構築なさってきたもの、それに対して、あれはこうすべきだ、あれはこうしたほうがいいんじゃないかというふうなことを余り言うべきではないんじゃないかと、そこはJAさんの主体的な戦略、取り組み、その主体性を、リーダーシップというものを尊重して、そして、JAさんからいろんな協力の要請とかも、実際、来ておりますし、その中で、できる

ものについては、やっていくというふうなことかなと思います。そしてまた、我々のほうから、こんなことはできんかねというふうな提案もあるでしょうし、その辺は、JAさんとしても乗れる話だったら乗ってくれるだろうし、それは乗れんわと、ちょっと、それは無理な話だというふうなことであれば、お断りになるでしょうし、そこら辺は、何でもかんでも、みんなが集まって、わいわい言って、和気あいあいとやっていけばいいというもんでなくて、それぞれの立場の中でのはっきりとした戦略、ねらい等々がある中で、組めるものはしっかりとタッグを組んで取り組んでいく、そういう取り組みがたくさん芽吹いてきたときに、それがお互いにつながり合って、よじれ合って、ねじれ合って、太い綱のように強くなっていくというものだというふうに思います。みんなが行って、わいわいってやっていくというふうな、今までのような、はっきり、その責任とかのないような形ではなくて、きちんとビジネスとしてもリターンも考えた形の中で、それがなければ続かない話ですので、そして、パートナー、kビジネスパートナーにも利益があるようなことを考えて、そして、村全体にも利益があるようなことも考えながら、JAさんはなさっているというふうに思っているところでございまして、そういう意味で、よい意味での欲を出した取り組みをなさっているということございまして、逆に、単に村のために思っているということよりも、もっともっと高い評価を、私としては、JAさんの取り組みにしているところです。

ただし、だからといって、何でもかんでもJAさんの申し出に対して、こちらも協力するというわけではないし、うちとしても、筋の通る支援はするし、筋の通らないものはできないというわけですけども、そういう形で、しっかりとタッグを組む、いわゆる大人の関係でやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○3番 (藤川 稔君) 先ほどの5番議員の村長の答弁につきましては、私の耳に入ってきた聞こえといいますか、そういったものについては、そのようにとらえましたので、そう申し上げたところでございますが、私の解釈に誤りがあるとすれば、申しわけなく思うところでございます。

今のご答弁の中にも、JAのほうからも村に対していろいろと要望も来ているということでありまして、できるものはできる、できないものはできないという中でのバックアップという内容かと思えます。

ただ、しっかり、そうした関係団体と協議をする上では、可能なものは可能で、これは、しっかりバックアップをしてやっていただきたいと思えますし、仮に不可能なものであっても、どうしたら可能に近づけられるかというような協議もしていくことも大変目的達成ためには大事なことでありますので、そういったことが政治であり、また、行政運営の基本であると思っておりますので、お互い、よりよい目的達成のために、また、村の活性化、あるいは、それぞれの相互の利益のためにお取り組みをいただければと、そんなふうに思います。

この観光農業といいますか、観光資源を非常に有効に利用したネットワーク化ということも非常に大事なことかと思えます。チャオなどへの観光客の誘導も含めて、

観光資源の活用を図られることも考えられると思います。観光資源のネットワーク化や観光機能の充実、強化を図ることによって、広く観光資源を発掘し、また、観光ルートなどの基盤整備を行い、多様化する観光客のニーズに対応できる魅力的観光地の創出を考えていくことも大変必要ではなからうかと思えます。

例えば、農業観光に加えて、村の歴史、自然、その他、観光資源をめぐるお勧めの周遊ルートを設定することによって、中川村の魅力を伝えることができますし、あわせて、よく村長が公約と申しますか、お考えの中でも言っております村にお金を落としてもらえ、そうした効果があるんじゃないかと思えます。

村の歴史、いわゆる理兵衛堤防でありますとか、養命酒の発祥地でありますとか、南向発電所、あるいは坂戸橋、そういった近代遺産もございます。

また、自然に関しては、陣馬形のすばらしい景観も、ひとつ、この観光の中に取り込むということも大事ではなからうかというように考えます。

いずれにしても、広い視野で観光政策を進めていただきたいと思えます。

次に、農業6次産業化の推進について伺います。

地域の中にある農業、あるいは活力ある農業、農村を目指していくための6次産業が注目をされております。6次産業とは、ご存じのように、農業、林業、漁業など、山村、漁村が1次産業だけである生産だけでなく、2次産業である食品加工、あるいは3次産業である流通、販売にも主体的、総合的にかかわり合うことで高付加価値化を図って活性化につなげていこうという考え方であります。これは、東京大学名誉教授の今村氏が提唱したものでありまして、1次産業、2次産業、3次産業の1、2、3を掛けてもいいですし、足してもいい、それで6になるということで6次産業と呼ぼうとしたものであります。

国においても、地域資源を活用した農林漁業者等による新規事業の創出、または地域農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法というものを平成22年12月3日に公布をして取り組んでおります。

また、民主党におきましても、農山漁村6次産業化ビジョンというものを掲げ、骨子として、農山漁村特有の資源を活用した付加価値のある地域ブランドの確立でありますとか、新たな生産販売サイクルの確立、また、バイオマスを基軸とした新たな産業の振興、あるいは農山漁村集落の定住人口、交流人口の拡大等々、骨子の中にうたわれております。

つまり、6次産業化とは、農業が農産物を生産するだけでなく、それを加工し、販売するところまで視野に入れた事業展開をすることによって、農業者が多くの利益にかかわれる仕組みをつくるという、つくろうという考え方でございます。

村としても、農産物加工施設つくっちゃオの建設や、廃案となってしまうましたが、天の中川村のブランド化、また、さきに事業継続を断念いたしました地域資源活用コーディネート事業など、何とか農業の活性化を目指すという行政の取り組みは、それなりにわかりますが、有機的なシステムづくりや組織づくり、それぞれが相互に連携をとるといって、そういった有機的なシステムづくりや組織づくりでございますけれども、

なかなか進んでいないように思いますし、加えて、そうした成果が、なかなか、まだ見えてこない現状にあるように感じます。

総合計画では、特に6次産業についての言及は見当たりませんが、村内における農業活性化策としての6次産業について、行政としてどのように考え、どのような方向性を持って、こういった6次産業化に向けての取り組みのお考えがあるのか、その点について伺いをいたします。

○振興課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、今、藤川議員のおっしゃられたとおり、村の産業は農業、商工業、観光、こういったものから成り立っております。従来は、それぞれに対して進行を図ってきたところですが、近年は、企業規模や業種、地域によって景況に格差があります。地域において元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、産業の中核をなす農業者や中小企業者の活性化を図ることが重要と考えております。そのためには、農業や中小企業が1次2次3時の産業の壁を超えて有機的に連携し、お互いに有するノウハウや技術等を活用することで両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路の開拓等を促進する必要があると思えます。

これを踏まえまして、従来の農業及び商工業、観光の個々の振興を図るとともに、農業者と中小企業者のつながりを応援し、それぞれの持ち味を十二分に発揮した事業活動を促進するための支援を行っていく必要があるということで、農・商・工連携につきまして取り組みを始めたところであります。

まだ、さほど情報交換等に終わっている部分が、まだ多いわけですが、今までの活動としましては、異業種交流会の開催、あるいは観光資源の掘り起こし、現地調査、それから、現在、ちょっと地域丸ごと農業公園構想の中で、来年度、陣馬形へのトレッキングのツアーを企画したいというお話がございまして、飲食店や加工組合も交えた行楽弁当の検討、こういったことも商工業者と一緒に検討をしております。

また、村内には農産物の加工も手がけている企業も、実際にはあります。今後、これらの企業と農業が一層関係が深まり、互いに連携していくことができるようになればという期待をしております。

以上です。

○3 番

(藤川 稔君) いよいよ農・商・工の連携のもとで一歩進んだということのご答弁をいただきまして、今後の取り組みについて期待をしておりますので、ぜひ、ご努力されんことを期待をいたします。

この6次産業化の中です、いわゆる6次産業化プランナー制度というものがございます。

このプランナー制度は、各都道府県ごとの6次産業化サポートセンターに配置された6次産業化プランナー、いわゆる、そういった人材がいるわけですが、農業者などの皆さんの6次産業化の取り組みにつながる案件の発掘や新商品開発、販路拡大のアドバイス、6次産業化法の認定申請から認定後のフォローアップまでを一貫し

てサポートする制度でございます。

こうした制度の活用を図っていくことも、また、ひとつ農業の活性化に向けた一歩となるように思います。

こういった制度を活用する中でも、いろいろな方策について検討を、先ほどの農・商・工の連携ともども、また、こういったことを検討されていくこともよろしいのではないかとということで、参考までに話をさせていただきました。

さて、次に農産物加工施設つくっチャオの今後の取り組みと行政支援について伺います。

昨年5月にオープンしました農産物加工施設つくっチャオも1年半が過ぎました。

そこで、新規開業から1年半が過ぎたつくっチャオの現状と今後の課題について伺いたいと思います。

○振興課長 農産物加工施設は、農産物の加工処理を行い、地域の活性化及び地場産業の振興を図るため、村が設置したもので、現在は、業務委託としまして加工組合が当たっておりますけれども、その加工組合の設立に際しても、村は協力してきたところであります。

行政支援としましては、平成22年、23年度において、それぞれ臨時職員1名を村が配置をしています。

また、委託料として年145万円を交付するとともに、水道光熱費等の経費は村が負担しております。

新商品の開発や販路開拓、加工のための技術研修につきましては、本年度、村が配置している臨時職員を県により年6回開催されたアグリビジネス講座、それから、信州大学が6月～12月に開催しました信州直売所学校、そういったものの受講をしております。また、他市町村の加工施設の見学や食品加工技術を身につけておられる方の指導を仰ぐなど、こういった研修を行ってきております。

先ほど述べましたとおり、現在は業務委託となっておりますけれども、平成25年度からは指定管理に移行を予定しております。

加工組合の現状は、農業者からの加工委託収入が中心です。

将来の法人化を目指していることから、経営の安定化を図るとともに、必要な人件費を確保するためにも、新商品の開発や販路開拓は重要な課題となっております。

そのため、平成24年度においても委託料の交付や水道光熱費等の経費負担は村が負担することを、現在、検討しておりますけれども、農業者みずから生産物を利用した加工品開発にチャレンジされている方もおられます。今後、このような方が、さらに増加することが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○3番 (藤川 稔君) 現状のつくっチャオの課題、あるいは今後の流れと伺いますか、そういうものについてご答弁をいただきました。

過去、JAに委託していたときの農産物加工施設における収益につきましては、果物のジュース加工で、何とか最後、帳尻が合ったと聞いております。

現在、果樹農家は、つくっチャオ以外の村外における加工施設においてジュース加工をお願いしているところもあると聞いております。

せっかく村内にできた加工施設で、行政支援を受けている以上、できればつくっチャオを十分に活用し、生産性を向上できればと考えますが、こうした現状と伺いますか、その点について、ちょっとお伺いをいたします。

○振興課長 現在の体制になったのが22年からということで、まだ、技術的な面が、ひとつは確立されておられません。

それと、農業者が望むジュース、中川のこの加工施設でできるものと、他の加工施設でできるものと、違いがございます。どうしても、農家それぞれのお考えもありますので、なかなか、村内の物すべて、つくっチャオ利用というわけにはいきませんが、今後、現在のところは、このリンゴジュースの加工収入というものが、確かに経営の上では大きく占めておまして、これによって何とか運営ができていたというのは実態でありますけれども、ますます技術面でも高めていただいで、なるべく多くの村内利用をお願いするとともに、これも一つの事業施設でありますので、将来的には雇用の拡大、そういったものへもつながるような生産活動ができるように、いくなればヒット商品、こういった物が幾つかできれば、そういった雇用の場としても生かされてくるのかなというふうに考えております。

○3番 (藤川 稔君) 今、振興課長の言われたとおり、何かヒット商品、新しい商品の開発、そういったことができれば、非常に魅力的な施設になり、また、雇用も生まれると思います。

今、お話のありました加工技術の問題、そういったところが、まだまだ、新規事業、始まったばかりで、なかなか追いつけない部分があるとすれば、そういった加工技術の研修でありますとか、あるいは機器の取り扱いの習得、そういったことに、今後、ぜひ、力を注いでいただき、よりよい施設と、よりよい商品の開発が進むことを望んでおります。

せっかく農産業の中核施設としての整備をしたものですので、十分に機能が果たせるような方策を行政と現場とで連携を組むとともに、先ほどの6次産業化プランナー制度の活用や、それに類似した人材の登用もつくっチャオに組み込み、施設一体となった事業展開を図ることも、ひとつ考えられないかと思っております。

次に、先ほども再三お話の出ました地域資源活用コーディネート事業の継続断念に伴う今後の取り組みについてということでお伺いをいたします。

先ほども補正予算の質疑の中にも村長の答弁がございました。

また、5番議員への答弁といたしまして、中川村の魅力を売り出し、後継者の育成を進める上でも、今後、いろいろな意見を聞き、よい制度があれば、再度、活用し、チャレンジをしていきたいという前向きな答弁がございました。

一応、この事業の今後の取り組みについては、先ほどの、そういったご答弁をいただきましたので、ご答弁のほうは割愛いただいて結構でございます。

私は、この地域資源活用コーディネート事業については、何となく補助金ありきで、

産業振興政策としての位置づけが不足していたように思いますが、私の思い違いでしょうか。

今回のコーディネート事業で雇用した人材は、先ほどの6次産業化プランナーのような位置づけの活用をして、つくっちゃオ、あるいは生産者、次には販売施設としての田島ファームなどとの有機的な連携を図っていれば、もう少し何とかあったのではないかと推測しますが、まことに残念に思っております。

いずれにしましても、それはそれとして、くどいようですが、地域の食材、人材、技術等の資源を有効に結びつけて、新たな製品、新たな販路、新たな地域ブランドを創出する、そうした立場の人材の活用や育成、制度の活用を含めて、私は必要なポジションだと思っております。

ぜひ、村の産業発展のためにも、今までの時間を無駄にしないよう、今後、こうした事業の活用を積極的に行っていただきたいと思っております。

次に、再三、質問のテーブルに上がっております企業誘致でございます。

地形とか水の問題とか、企業誘致にネガティブな部分しか見えてきませんが、第5次総合計画の中で優良企業の誘致と題して情報の収集や工場立地に適した土地の研究などがうたわれています。

産業振興策としては、企業誘致にかかる研究をすることは必要に思います。

そこで、つくっちゃオとの競合をしないような農産物加工会社の誘致などを図って、農業生産者と連携した物づくりができないかと考えております。

また、雇用の確保、税収の確保、村内産業の発展など、その効果に期待するところですが、こうした農産物加工会社と生産者がタイアップし、また、生産者は、その生産するものの喜び、加工でできた商品の喜び、そういったものを感じるような、企業とのタイアップ、連携、そういったものができれば、大変理想ではないかと思っております。

この企業誘致について、農産物加工会社の誘致、あるいは、特に水だとか、そういったものは問題ないと思っておりますが、T I 企業など、そういった企業を含めて、簡単でございますので、もう一度、企業誘致についての取り組み、お考えについて伺いをいたします。

○振興課長

まず、ご提案のありました農産物の加工の企業誘致に関しまして最初にお答えいたしますけれども、例えば、藤川議員の質問の中にも出てきましたけれども、村内には農産物加工施設つくっちゃオがございます。このつくっちゃオは、みそ以外なら、村内で生産する生産物を加工することができる施設です。現在の施設規模から、稼働率は、まだまだ、相当、余裕がございます。今後、地元産の農産物を活用した新商品の開発に期待するところです。

また、先ほども述べましたけれども、その稼働率が高まることによって施設の雇用が生まれ、雇用対策につながることも期待しているところです。

それと、これも先ほど、ちょっと述べましたけれども、村内には農産物の加工を手がけている企業もあります。これらの企業と農家が、一層関係が深まることを期待し

ているところであります。

藤川議員さんの質問の中に、水の心配はないというふうにおっしゃられましたけれども、農産物加工には大量の水が必要となります。これは、かつて、そういった企業が中川村に来たいという話があった時期が過去にあるんですけれども、やはり水の問題で、最終的には水の問題だけではありませんでしたけれども、1つは水の問題もあって断念をしたという経過もございますが、いずれにせよ、村の農産物を活用し、村の農業の発展に貢献されるような企業の進出希望があれば、その時点で検討はしていきたいと思っております。

他市町村では、工業団地をつくって、土地を整備しておいて、さあ、おいでくださいという企業誘致をやっておられるところがありますけれども、非常にリスクが大きいのが現状です。他市町村の土地開発公社等では、これが不良資産となり、経営が苦しくなっているという状況もあります。そんな点もあって、村では、工業団地の造成はしておりません。

以上です。

○3 番

(藤川 稔君) 村内に農産物加工会社、GOKO トマトさんでありますとか、そういったものがありますが、今、答弁では、つくっちゃオを最大限活用して発展させたいということでございましたので、わかりました。

水については、確かに農産物等の加工については要りますが、私の言ったのは、特にIT企業ですね、そういったもの、特に、水は相当要るとかいう企業でもないように思いますので、そういった企業の、また、企業誘致等についても、総合計画との絡みで、また、検討、協議、研究を進めていっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、平成24年度予算編成方針について、先ほど5番議員も、この点について質問をし、答弁において、私も内容をお聞きいたしました。

また、質問時間の関係上、多くは質問いたしません、1つだけお聞きしたいと思います。

平成27年度までの6年間延長されました過疎法に基づき、中川村過疎地域自立促進計画が策定をされております。

来年度、平成24年度の予算編成において、この計画に基づき過疎債を活用した事業はどのようなものを予定されているのか、いないのか、その点について、最後、お聞きをしたいと思います。

○総務課長

平成24年度の予算編成の中で過疎債を活用した事業のことについてというご質問でございますけれども、新規事業につきましては、第5次の総合計画に基づいて、このほどというか、しばらく前に実施計画のヒアリングを行ったところであります。

その結果ですけれど、発行の見込額は、大分、見込みっていうか、事業の実施に伴いまして、かなり大きなものになっておりまして、23年度を上回る起債総額になる見込み、今のところであります。ただし、これは予算編成の過程で、当然、収支を合わせていくということがございますので、24年度から後年度に送るということが十分あり得るといってございまして、現在のところ、新規事業の主なものを、ちょっと

お示しできる段階にはないということについてでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

したがいまして、継続している事業を、まず完了させるということを優先に考えているところがございます。

それから、22年の決算でもお示ししたとおり、予算の——予算といいますか、村の財政状況は、かなり好転をしておりますけれども、この起債が有利だからといって前倒して実施いたしますと、当然、何といいますか、実質公債費比率というのが、やはり一番大きくなってきてまして、後年度で、今でも、しばらく後には、2年3年後には、措置が、また上がるということが十分考えられておりますので、それとの見比べしながら編成をしなければならないということがございますので、その点を考慮しながら対象事業を実施していくというのが基本的な考えでございます。

○3 番 (藤川 稔君) それでは、以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時30分とします。

[午後3時15分 休憩]

[午後3時30分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一君) 私は、2点の質問を通告いたしました。まず、最初に義務教育における学校給食費を無料化できないかという問題と2つの観点から質問し、村長及び教育委員会のお考えをお伺いいたします。

日本国憲法は、第26条におきまして、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとし、その2項では、すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うとしております。つまり、義務教育の義務とは親の子供に対する義務ですが、一方で、学校教育法は、公立の小学校の授業料は無料としております。その範囲は、その無料の範囲は、しかし、教科書まででありまして、教材等には及んでおりません。

釈迦に説法を承知して申し上げますが、学校給食は、東北地方で貧困児童を対象に昼食を与えたのが始まりとされておりますが、その歴史は明治の半ばころまでさかのぼります。戦後は、連合軍の物資援助により昭和21年に壊滅した都市部でスタートし、29年には学校給食法が設立し、全国に普及しました。

多分、中川村の学校給食も、そのころは南向、片桐でしたが、そのころから始まったのだらうと思われまます。

その後、昭和31年の米国余剰農産物に関する日米協定が調印されまして、学校給食用として小麦10万t、ミルク7,500tの寄贈により中学校にも学校給食法が適用になったのが戦後の学校給食の始まりのころの経過であります。

私自身について言いますと、小学校4年生のころからパン食と脱脂粉乳を中心とした給食を支給されました。欠食児童の言葉に代表されるような戦後の混乱、特に日本

の子供の困窮を見かねた形で学校給食は行われていたように思います。

その後、児童の困窮支援から始まった給食が、単なる食事から教育へと変わり、平成20年の学校給食法改正により、食事のマナーから地場のしゅんの食材を使ったふるさとの味、生活習慣病にならない栄養バランスまで、家庭ではなくて学校で教えていかなければならない時代になったとして食育の推進へと変遷しております。

そうした中で、給食費につきましては、学校給食の実施に必要な施設及び経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育者、つまり中川村の負担とする、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とするとしております。

つまり、村としては、食材費は保護者の負担、その他の経費は設置者、つまり村の会計から支払うというように2本立てで学校給食の経費の運用が行われているということでもあります。

前段に申しました学校給食の変遷を考えますと、現在、給食は単なる昼食という食事ではなく、体育や読育などと並ぶ多くの総合的な教育を含む食育という大事な義務教育の一環だとすれば、給食費は学校教育法による授業料は無償との範疇に入るのはないかという、そうした議論に対して教育委員会はどう考えているか、まず、お尋ねいたします。

○教育長 ただいまのご質問でありますけれども、学校給食法、第11条の第2項に決められておりますように、食材にかかわる部分につきましては保護者負担が基本であるというふうにされておりますので、それにのっとなって、現在、行われております。

ご質問の中に、確かに学校給食が食育を推進する大事な部分であるということは認めるわけでありまして、それがゆえに、即、無償というふうにはならないというふうにご検討しております。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一君) そのようでありまして、全国的にも、ほとんどの場合、食材は保護者負担、その他の経費、人件費を含めた運営経費は公立学校設置者の負担と、このようになっておりますので、村が特別どうということではありません。それが普通の状態なわけですが、私は、それは一つの確認として、もう片方の側面、学校教育法や学校給食法などの法的なことでなく、子育て支援の立場から給食費の無料化についてお尋ねしたいと思えます。

報道新聞など、また、先ほど来からの議員の方々の質問の中でも、来年度の、次年度の予算編成の重点施策には子育て支援、若者定住が大きな比重を占めているというふうに思われるわけですが、占めるだらうというふうにご想像されるわけでありまして、そうした子育て支援の立場から給食費の無料化についてお尋ねいたします。

新聞報道などによりますと、そのような予算編成を行うとのことではあります。中川村の子育て支援では、高校3年生までの医療費の無料化、集いの広場のバンビーニにおける支援、放課後留守家庭等の児童の保護と健全育成を図ることを目的とした児童クラブ、若者専用住宅など、幅広く多様な施策がとられております。こうした施策

面でも中川村は積極的に取り組んで、他市町村に比較しても決して劣るものではありません。

一方で、今年、給食費の値上げが検討され、恐らく、その検討機関は給食運営委員会だと思いますが、そこで了解が得られているということでもあります。値上げ部分は、小学校の低学年と高学年の差額を同額にして、低学年の給食費を高学年と同じにするとのことですが、そうすると、22年の決算資料から累積すると、低学年の給食費が月額約1,000円の値上げになります。その計算で間違いはないか、ちょっと、そのところも確認したいんですが、昨年度の学校給食決算報告は、若干ではありますが黒字決算であります。今、この時期に値上げしなければならない理由と値上げ幅の根拠をお聞きいたします。

○教育長 給食無料化の問題と給食費改定の問題が質問の趣旨に沿うのかどうか、ちょっと私は沿わないと思うんですが、質問でありますのでお答えをいたします。

質問された部分につきまして、低学年の改定部分については、おおざっぱに申し上げまして、約一年間、1,000円まで行きませんが、900円くらいの差になると思います。ほかについては、余り大きな差はありません。

もう少し経過について申し上げますと、議員も、もう既に、そのところにつきましてはご存じだと思いますけれども、昨年の学校給食運営委員会、運営委員会といいますのは、保護者の代表であるPTA会長と学校の代表である学校長によって構成され、それに私ども教育委員会の事務局並びに給食の担当職員が加わっているものがあります。

そこで、昨年の給食運営委員会において、この現状では大変苦しいということになり、値上げを含めた料金の改定を考えていくということが決定されておまして、23年度、本年度になりまして、その新しい運営委員会を組織しまして、詳細な資料等をもとにして検討いたしました。その結果、給食費改定の原案をつくりまして、各学校のPTA関係、そしてPTAの理事会等に諮りまして、それぞれの3校の意見等を集約して、11月の末だったと思いますが、ちょっと日付は覚えていませんけれども、その給食運営委員会において24年度からの料金改定を決定いたしました。そういう経過でありますので、そのところは十分ご存じだと思いますが、その中で決定されておまして、一番の根拠は諸物価の値上がりということがありまして、例えば、前回の給食費の改定は平成14年でしたので、今回、改定すると10年ぶりの改定ということになりますので、その間、牛乳等につきましては、もう10円の値上がりをしておりますし、その他、いろんな食材が値上がりを今後もされてくる予想のあり、値上げをしてされていくと、そして、さらに、食の安全ということを考えてきたときに、安ければ何でもいいというものではありませんので、どうしても子供たちの食の内容を十分に確保するには、それ相応の金額は必要になってくるだろうと、そういうことで、その給食費の改定ということに踏み切ったわけがあります。

以上であります。

○7番 (湯澤 賢一君) 昨年ですが、給食費っていうのは、10ヶ月、集金なわけですね。

ですから、月900円、約1,000円かと思いますが、1万円の値上げっていうふうな、低学年、子育て中のお母さんといういろいろあれした場合、接点を持つ機会が多かったんですが、本当に子育て最中のお母さんは出費に対してもものすごくシビアで、大変なこだわりを持っていることを、本当、身をもって知りました。

また、若者にとって非常にきびしい経済情勢も現実であります。

子供のことだから仕方がないとしながらも、低学年で月額1,000円の値上げは、大変つらい思いをしているようにも考えます。

22年度の決算報告書によりますと、村が学校給食の設置者として負担した金額は2,246万円、保護者が支払った金額は2,540万円、主として食材費、この保護者ののは、ほぼ食材費ですが、小学生は5,525円、中学生は6,256円、これが、このようになった場合に、小学生2名、中学生1名の家庭では、年間17万3,060円の負担と、給食費となります。これを、先ほど申しました、全額、村の負担とするには、まさにトップとしての村長の政治的判断が必要なんだと思いますが、今のままの状態でも単純に考えて2,500万円に予算増が必要となります。子育て支援対策として非常に大きなインパクトがあり、さらなる出産につながり、少子化対策としても大きな効果があると考えますが、24年度予算編成に当たって考慮する余地はないか、村長のお考えをお聞きいたします。

○村長 ちょっと原稿を多少つくりましたので、それも含めてお話をしますと、次の世代を担ってくれる子供たちというのは、本当に社会全体で、宝でありますし、社会全体で育てていくのが筋であると思います。そういう意味で、教育は公費で賄うべきだというふうに思います。

ただ、今、教育長さん、答弁ありましたとおり、給食、その中でも食材については、その範疇外だというふうに定められているようで、なるほどと思ったんですけども、今でもお弁当、給食ではなくてお弁当にしている市町村というか、学校というか、ちょっとよくわかりませんが、そういうところもまあまああるというようなお話でございまして、じゃあ、お弁当にしたら、その分、給食費を現金給付するのか、給食費相当額を現金で渡すのかというふうなこともやっていないと思いますし、そういう意味では、やっぱり、義務として無料にすべき範疇には入っていないんだらうなというふうに思います。そのことを聞いたときに、お弁当っていうのも、でも、捨てるのがたいなというふうな思いも、その親子のコミュニケーションというふうなことで言うと、やっぱりつながりの一つの思いでっていうか、いろんな意味でも、それはそれで、お弁当にも意味があるなと思ったりもしながら、そういうお母さん、お父さんも多いでしょうし、現実に福島県なんかでは給食を拒否してお弁当を食べさせる自由というのを求めている方々もいらっしゃるというふうなお話も、最近、聞いているところなんですけれども、ただ、とは言え、今の社会情勢の中で、議員もおっしゃったとおり、なかなかすべての家庭でバランスのよいお弁当を毎日上手に用意するっていうことができにくい家庭もあるのかなというふうに思います。そうすると給食かなというふうに思うところですが、それを、その2,200万円余というものを村費でっていうのは、

ちょっと、やっぱり、なかなか負担の多い、医療費無料化の1学年というふうなことから、ちょっと考えると、ちょっと、こう、大変負担の多い世界かなというふうに思います。

その値上げのつらさというふうなことでいきますと、これまでも要保護児童、準要保護児童につきましては、食費相当額というものを支給をして負担軽減を図ってきているところですが、今後です、今、同じことですので、給食費相当額を無料にするということですから、もし値上げをするということになれば、その分の値上げ後の額というのが補助というふうな形になるかと思えます。ですので、少なくとも一般のご家庭、特にお子さんの多いご家庭には確かに負担かもしれませんが、要保護・準要保護児童につきましては、そういう形のバックアップをしているということでご理解をいただけたらと思います。

○7 番 (湯澤 賢一君) この給食費につきましては、先ほども教育長のおっしゃられたとおりで、全国的にも、まだ、恐らく数えるほどしか無料化に踏み切っている自治体はないのではないかと思います。しかし、そうした自治体もあります。

切り口をちょっと変えて、この問題をお聞きしますが、例えば幾つか、対象だとか、幾つかインターネットなんかで調べますと、若者定住、あるいは少子化対策などの面での、まさに戦略施策ですね、として取り入れている自治体がありまして、そうしたところには、かなり視察が行っていると思います。

医療費の高校までの無料化が当たり前になりつつある現在におきましては、学校給食費の無料化の方向に多くの自治体が進むのではないかと思います。

昨年、一昨年あたり、政府はさまざまな交付金、地域活性化とか、きめ細かなとか、地域空間などの交付金を地方へ、ばらまきかなと思えるほど交付してきました。この時期になぜかと思うこともありますが、おかげで村の財政は、まさに借金が減って貯金が増える、一般的な社会常識では理想的な姿ではあります。そのほうが村民としても、借金増えたり、赤字になったりするよりは、はるかに安心なわけですが、3・11の大災害の後、もっとぎゅうぎゅうに締めつけがあるのかとだれもが厳しさを覚悟したことと思いますが、政府の目は、消費税を初めとする増税や公的年金、公共料金などの国民の個々の負担を求める方ばかりに行っているようであります。

そうした情勢ですが、村は、将来に備えて基金を積み立てていくことはわかります。今年も積み立てることができたのではないかと思います。本来的には、どのように税金を使うかっていうことが行政の使命であるとするれば、村民のため、村の発展のために有効に使うことであるとするれば、現在、やはり子供たちの子育て支援、そのために、毎年、使われても、例えば、毎年、単年度の黒字は求められていないのではないかと私は思ったりするわけです。

少子化対策は、老人福祉対策にも通じます。安心して老後を暮らすためにも子供が増えていくことが望ましい。

また、都会で暮らしてきた人が老後を中川村で暮らすことを、高齢化率や療養費の増大などで必ずしも歓迎しない風潮がありますが、それは大変悲しいことでもあります。

だれもが日本中のどこでも同じように暮らせる国が日本であり、中川村村民も何かの都合で老後をどこかに移住しても、そこの住民から歓迎され、同じように暮らせるはずです。しかし、そのことが当たり前であるためには、人口の年齢バランスが、どうしても必要です。その意味でも、若者定住と少子化対策は、さまざまな意味を含んでおります。

学校給食の無料化ですべての問題が解決するわけでは、むろんありませんが、住民の元気という意味でも大きな効果があるのではないのでしょうか。

24年度の予算編成の中で、あるいは、丸々無料化でなくても、何らかの方策で、そうした負担軽減ができるような体制、できないか、再度お伺いいたします。

○村 長 話題ということには、確かになるかと思えますが、もうちょっと、その話題よりも、それが、ひょっとすると、話題から、その子供が増えるというふうなことに繋がっていくのかもしれませんが、もう少し直接支援になるような、これも恐らく支援には、給食費が下がるってことは支援になるんでしょうけども、ちょっと金額的に大きいのかなというふうなことを感じます。

それと、何を言おうと思ったのかな、ちょっと、何かもう1つ思っていたんですけども、ちょっと言っている途中で忘れてしまいました。申しわけない。

○7 番 (湯澤 賢一君) 私は、先ほど教育長が言いました無料化についての質問を通告してありますので、値上げをしない、下げろという質問をしてはいけないのかもしれませんが、例えば、工夫として、例えば中川村でとれるお米の部分だけは、米飯給食を増やして、その分を、何か1つの工夫は、少し、もし、すぐに無料化ができないとしても、工夫があり得るのではないかと、少し親の負担を減らせる工夫はあるのではないかと思います。そうしたことも何とか次年度の予算編成の中で考えていただけないかと思えますが、もう一度、お願いいたします。

○教育長 お米の部分でというようなお話もありましたけれども、現在、米飯給食主体でありまして、月火水木金のうち4日間は、もう米飯になっております。1日が、各週なり、それぞれの飛んだ形でめん類とかパン食が入ってきておりますし、そのパンの中に月1回は米粉パンが入っております、かなりの部分で、もう、米が主体というふうにご検討いただけて結構だと思っております。

それで、米につきましても、ちょっと詳細については、その言葉はいけないと思うんですが、細かいことについて、ちょっと、今、資料を持っておりませんので、ちょっと細かいことはお答えできませんけれども、JAを通して、この中川村も含めて、この地域の米が入っているというふうに思っております。

それから、昨年から中川村の学校給食等への食材を提供している、その生産者グループというのができまして、いろんな新聞等でも報道されておりますから、おおよそご理解いただいているかと思うんですけども、そういうグループの方々が、自分たちが子供たちの給食のために積極的に計画的に、いろんな野菜等々を栽培して、学校給食

や保育園等へも提供していただいておりますので、かなり、ほぼ半分以上くらいは村の野菜等、そういった食材が入っているというふうになってきておりますので、かなり安く提供いただいている部分もありますし、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地産地消イコール安いというふうには、すべてがならない部分もありますので、その点をご理解いただきたいと思いますが、そういった面での努力はしてきておりますが、値上げを、そういう苦しい中でもせざるを得ない状況に追い込まれているのは、周りのいろんな諸物価の値上がりと、それと、もう一つは低学年の給食費が極端に低く設定されておりまして、十分に、その中だけでは、もう賄えきれない状況になってきているので、あわせて検討していく中で今回のような決定になったということでもありますので、各学校のPTAの理事会等でも特に異論がなく、やむを得ぬという意味合いが強いかなと思うんですけども、了解をいただいているところでもありますので、そんな点をご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一君) 教育委員会の運営していく立場でのご苦勞と、村全体、若者対策を考えていく中での村長の立場と、両方かみ合わせて、何か少しでも負担が軽減される方向を模索していただきたいと思っております。

次に、先ほどから、それぞれ、さきにやられた議員の方から出ております。JA上伊那中川支所から提案されている地域丸ごと農業公園構想、農業の担い手構想についてであります。

これは、もう、ほとんど答えが出てしまっている部分もありまして、八重てしまうかもわかりませんが、私の立場でお聞きしたいと、このように思います。

JA上伊那中川支所との懇談会が、先ほどお話がありましたようにあったわけですが、多くの農業政策が提案されていることを知りました。

地域丸ごと農業公園構想は、昨年、行われた異業種交流会で梅の里構想とともに、概略、説明を受けておりました。そのときにJAと行政、営農組合、商工会など連携で、かなり進められているのかと思っておりましたが、地域丸ごと農業公園構想では、異業種との連携により、中川村村内にある地域資源、観光資源の掘り起こしを行う、観光資源として活用されていないもの見直しを行うとしております。

日本で最も美しい村、中川めぐりのツアーでは、先ほども話にありましたが、シクラメン買いつけなど、とても魅力的な構想が盛り込まれております。それは、軌道に乗れば波及効果があり、村内の料理、飲食店などにもよい影響をもたらすだろうと思われま。

こうしたJAの構想に対して、村はどのような対応をしているか、先ほど振興課長からも回答がありましたが、再度、お願いいたします。

○振興課長 この質問に対しましては、先ほども関連した答弁をしているわけですが、村の農業振興だけではなく、商工業も含めた産業全体の振興を図る上でも、各関係機関を初め、関係者が協力していくことは重要と考えております。

実際は、村としましては、営農センター及び観光協会がかかわりを持っておりまし

て、営農センターでは事務局である振興課農政係、観光協会の事務局である振興課の商工観光係が担当し、それぞれの担当分野の中で支援をしているのが実態であります。

また、農・商・工連携につきましては、一応、中川村観光協会の会員として、JA、それから商工会、それぞれご加入していただいているところから、観光協会が事務局ということで関係者との協議等を行っております。

まだまだ、確かに前進はさほどしていないという面もあるかと思っておりますけれども、実際、正直申し上げますと、この中川へ農業体験等が入ってくる、この丸ごと農園構想のほうは、まだ、ほんのかじり始めたばかりであります。

現実的に申しますと、駒ヶ根の観光関連業種産業が観光ツアー会社のほうと協力をして上伊那各地へ農業体験等にお客さんを連れてきていただいております。また、現段階では、その一環としての、一部、中川へ入ってきているというのが実際であります。

ただ、今後、これらの、今までに村内へバス10台、400人ぐらい入ってきているわけなんですけれども、そして、この12月13日、あしたからは、先ほどお話のありましたシクラメンの買いつけツアー、これが14日間ぐらいですか、延べ5,600人くらい入ってくるということで動き出しております。それから、来年は、陣馬形へのトレッキングツアー、こういったものも計画されておりますけれども、まだまだ取り組みが始まったばかりかなと、今後、まだ、今までやった経過、また、今後、取り組みが決まっている経過を踏まえまして、さらなる取り組みを進めていくことになるのかなというふうに考えております。

○7 番 (湯澤 賢一君) ぜひ、先ほどからも話があります農・商・工連携を進めながら、そうした施策が本当に力強く進められていくことを望みます。

担い手の問題では、私は、前も言いましたが、つくり手を失った果樹園が、やむを得ず切られていくこと、本当に残念に思い、問題を感じております。長年、先輩たちが開墾し、営々と栽培してきた果樹園が切られて荒廃地化していくことは、やむを得ないことなのでしょうか。

農地の荒廃は、また一方では農業技術者の消失をも意味をしております。

担い手を育てることは、恐らく一朝一夕ではできないことだと思います。

荒廃地化する前に集約し、企業化して、農地を守ることも方法の一つかもしれません。

また、例えば、都会で職を失った方に農業を呼びかけるにしても、また、そうしたことに仮に希望者がいたとしても、現実に採算を上げることは至難のことだと思われま。

先ほど、その面で、やはり振興課長が、いろんな担い手のことをお話になっておられましたが、本当にいろいろ考えているんだというふうに思ったわけですが、プロになるための通らなければ、やはり、この道も、農業も本当に自立した形にはなっていない、簡単なわけにはいかないだろうと思っております。

果樹に限らず、中川村で可能な農業全般について、希望者に一本立ちできるまで技

術を指導し、その間の生活を支援する、いわば学校的な制度も必要なのではないか、このように思います。

農業の担い手の問題を村ではどのように考えているか、この面も、先ほど、ある程度の答えは出ておりましたが、再度、お願いいたします。

○振興課長

先ほど、この必要性等についてはお話ししたところでありますけれども、ちょっと新しい情報が入っておりますので、ちょっと、先ほど述べていない部分、お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、国のほうで平成 24 年度の予算の取りまとめが行われておりますけれども、この中で、新規就農者に対し年 150 万円を最長 7 年間支援するというようなことを農林水産省が要求しております。詳細については、まだ明らかではありませんけれども、一応、研修期間、それから、その後を含めて最長 7 年間ということのようですけれども、予算が議決され、詳細が明らかにされた際には、こういった制度も活用しながら後継者の育成を、担い手の育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

現段階は、まだ予算要求の段階でありまして、これ以上の詳細は、まだ、私どものほう、わかっておりませんので、ご了解願いたいと思います。

このほか、国や県の技術指導、あるいは資金の工面など、各種支援策があります。新規に就農されたい方については、相談していただければというふうに思っております。

以上であります。

○ 7 番

(湯澤 賢一君) とてもいいニュースが飛び込んできたのではないかと思います。

この件に関連してですが、例えば農業の荒廃とか担い手の問題とかであります、それに関して、先ほど 4 番議員から出されました T P P の問題について、ちょっと私の考えを述べてみたいと思いますが、先ほど村長は、T P P は農業問題から入るとどうか、そういう意味かと思いますが、相手の——相手のつていうのは、T P P を推し進めようとする人たちの術中にはまるよというような感じのニュアンスのことを言われました。

しかし、この問題、私は、やはり農村である私たちの村のようなところは、やはり、これは農業問題なんだと、一番多くな問題は農業問題なんだというふうに、まさに悲鳴を上げる形で訴えていく必要があるんじゃないかと思います。

私は、基本的には、農業は T P P が入れば、やはり壊滅する、家庭菜園か、あるいは本当に内職的な農業になってしまうのではないかと思います。

既に自給率が 40% である、今の状態で 40% であるということは、今の状態で大負けに負けているんです。それは、農業が悪いわけじゃなくて、農民が悪いわけじゃなくて、本来、保護されるべき農業が保護されずに、自由競争の中に今の状態でも放り出されているような状態の中で、やはり、大きな国土を持った国々に対して、もう負けている。それをさらに、T P P のような、わずかに 40% しか自給率のない国が、さらに競争のためのあれを外したら、関税なんかを外したら、もう、負けてしまうにきまっている。120% の国が 20% を売るために、そのようにするんだったらわかるけれども

ていうふうなことだと思いますと、やはり、こうした問題、私どもの村は悲鳴を上げるような状態で T P P に対して論を進めていく必要があるのではないかと、このように思います。

とりあえず、農業は大変で、歴史なんかを読んでいると、例えば中国では、漢の時代、今から 1200 年も前から、ほうっておくと農民は過酷な労働から、いろいろ、天然災害からいろいろ受けちゃって大変だからということで、安易な商業とか、そっちの方に流れていくから、それを何とかして食いとめなきやならないというような施策がその時代から行われるくらい、しかし、食は人間が生きていくための絶対必要なものであるからということで、保護政策がとられております。保護政策がとられて当たり前なんです。保護政策があるから農業がだめになったなんていう刺客転倒の論は、とても受け入れられるものではないと私は思います。

いろいろ幾つものことが二重になっていってしまいますので、私の一般質問、これで終わります。

○議 長

これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、8 番 柳生仁議員。

○ 8 番

(柳生 仁君) 私は、さきに通告いたしました消防についてと子育て支援と少子化対策について質問してまいります。

初めに消防団についてでありますけれども、3 月 11 日、東北を襲ったあの巨大地震は、いまだに私たちの脳裏から消えさることはありません。

こうした状況下の中、地元の消防団員は、住民の避難誘導、防潮堤の閉門と、我が身の危険も顧みずに行動し、また、津波の情報も正確に伝えることなく、津波に巻き込まれて尊い 250 名という消防団員が犠牲になりました。

消防団員は、それぞれに異なる職業を持ちながら、自分と家族、そして地域住民の生命、財産をあらゆる災害から守るという崇高な使命のもとに、団長の指揮命令により行動しています。

こうした消防団員の活動に、中川村は、その任務を理解し、消防委員会で議論されている数々の問題に的確に対応してもらいたいということで質問してまいります。

また、これから何うことすべてが消防委員会に諮られているということではありませんが、よろしく願います。

中川村でも三六災のときには消防団員の活躍が非常に目立ちました。当時、横前地区は比較的災害が少ないということで、横前分団が、四徳が大変だということから、荷物を背負って、1 人 10kg ですか、道なき道を歩いて四徳へたどり着いたと、そして、現地の方々の本当に喜んでもらったという、本当の実績があります。

また、五八災害でも、153 の通行どめにより消防団員が昼夜を徹して誘導にあたり、交通をちゃんと確保したと、そういったすばらしい実績もあるわけでありまして。

しかし、こうした中で、最近は消防団員の確保に非常に苦労していると、こんな話を聞きます。毎年 1 月から 3 月にかけて、消防団員の確保に、それぞれの部の幹部が各家庭を訪問してお願いをしているわけですが、なかなか団員確保が大変だと、

今話、聞いておりますけれども、中川村として、こうした消防団員に入っていたく適格者の家庭に前もって、文書か何かで、村長名でお願い文を送っていただき、そして、消防団の幹部がお伺いし、加入するというような仕組みがとれないかどうかお伺いします。

○村 長 今、お話のとおり、消防団員の確保というのは、ずっと頭の痛い問題であります。平日の昼間の火災、皆さんお仕事がある中ですので、そしてまた、お勤めに出られている団員も多いということで、平日の昼間の火災、あるいは、今、お話のありましたとおり、災害時における何日間にもわたる長期にわたる出動で、昼夜を問わず交代で勤務をするというような、疲労のたまるような出動を考えるとですね、大変、消防団員の定員も減らしながら、なかなか、それもまた、確保できないという状況は、心配な状況はございます。

住民基本台帳上でいいますと、消防団の男性、とりあえず男性だけ、女性は別にして、男性だけで申し上げますと、年齢的に対象者の方は390名余の方々住民票上はいらっしゃる、一部、住民票はあるけれども実態の生活はないという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう中で、そのうちの団員の数については180人ということでございます。つまり、半分以上の対象者が消防団に、対象年齢ではあるけれども未加入となっているという状況がでございます。

先日消防団長さんといろいろお話をしたんですけども、昔に比べて、なかなか、先ほど申し上げたとおり、仕事の仕方、働き方というふうなことも多様になって、勤務先も遠くなったりというふうなこともあるかと思うけれども、それだけが理由ではなくて、私の、ここから先は私の個人的な創造の部分もあるんですけども、消防団っていうのの実態に合っていない、昔の古いイメージみたいなのが、現在の消防団とは全然違うもの何だけでも、その古いイメージが残っていて、それによる、若い人も、本人もだろうし、ご家族の誤解というか、そういうものもあるのではないかなというふうに思っています。現在ではですね、出られなくても、別に、それによって不足みたいなことが発生するようなこともございませぬし、皆さん遠いところで仕事をなさっているわけですから、必ず、どんなことがあっても出動してほしいとか、何か、なぜ聞こえなかったのかというふうなこともない、可能な範囲で、勤め先の理解も必要でしょうし、可能な範囲でやってくればいいんだとか、あるいは、役職がつかない間はですね、日常だって、そんなに拘束回数がおおいわけではないんだとか、それからまた、よくイメージがあるところの、お酒も飲むというふうなことにつきましても、気が乗らない場合とか、いろいろ用事がある場合はですね、別に参加しないと変に言われぬというような、そういう雰囲気も、もはや、もうないと、そういうものは、すべて過去のものに過ぎないというふうなお話でございましてけれども、にもかかわらず、なかなか、かつてのイメージというのが、活躍の分だけ強いイメージが残っていたのかなというふうなことも思います。

一方で、災害ボランティアというようなこととですね、今回の震災のみならずですね、災害に向かって、ボランティアで、みずから旅費も払ってですね、行く若者も

結構数が多いというような実情があります。ですから、人の役に立ちたい、地域の役に立ちたいという思いというのは、決して若い人もないわけではないというふうに思っているところでございます。

そういうふうと思うので、私としましては、消防団の、先ほど申し上げたような実態が理解をしていただければ、そしてまた、消防団活動の中で、団員同士ですね、つながりとか、いろんな和とか、友情とか信頼関係とかというふうなことの中ですね、交流が深まっていく、そういう中での喜びといいますか、手ごたえといいますか、そういうことも、参加している団員は、みんな等しく口にすることでございます。だから、その辺がわかっただけのようなことをしっかりとやっていかなければいけないのかなというふうに思っています。

なかなか団で頑張っていたい皆さん方は、みんな熱い心で頑張っていたいので、これだけやっているのに、無理解があつて、それからまた、入らなくて当り前だみたいな感じの方が多いうことについて、ちょっと憤慨をしておられるところもあるんですけども、それは大変もつともなことなんですが、なかなか、誤解をしておられる方々、消防団について偏見を持っておられる方、そういう方々はどうしようもないとしても、ボランティア活動なんかに参加していらっしゃる方もいらっしゃるし、若い人たちの中でも、消防団に共感し得る人と、もう全然、偏見がちがちの方もいらっしゃるかと思っておりますので、それを少しでも多くの方々を消防団のファンにしていく、そのためには、外から消防団を見ている人たちの視点から消防団の理解が深まるような方策を考えていかないと、消防団は、これだけ頑張っているんだ、それを理解しろっていうことだけでは、そんな大変なことはちょっとできないなというふうな気持ちになっちゃうかもしれないので、その辺は、ちょっと上手な形で、無理はしなくていいんだ、消防団のやりがいがあるんだとか、仲間づくりの楽しさがあるんだとかいう、そういうポジティブな面のコミュニケーションを図っていかなくてはいけないのかなというふうなことを個人的には思っています。

今、お話の、そういう中ですね、今、申し上げたのは、なかなか私の想像の部分もありますので、若い人たちの意識調査みたいなこともしてほしいというふうなお話が団長さんのほうからもありましたし、消防団、いろんな接する機会がございまして、そういう中でも、そんなふうなことも考えていかなくてはいいだろうし、お話のありました、その村からの、何ていうか、消防団への参画のお願いというような形の文書というふうなものもあればアプローチしやすいという話もございましたし、そういうふうなことについても、消防団の皆さんと相談して進めていきたいなど、また、ほかの女性団員というふうな取り組みも、今、検討が進んでいる状況ですので、いろんなほかの消防団の取り組みの事例みたいなことなんかも勉強しながら、団員確保、入ってよかった消防団にみたいなものの実現にですね、努めていきたいなというふうに思うところで。

あと、もう少し詳しいことは、もうちょっと補足をさせていただきたいと思っております。すみません。お聞きしたことは答えてしまったようなので、ちょっと小出しにし

ます。ありがとうございます。

○8 番 (柳生 仁君) 今、るる長く説明いただきまして、ありがとうございます。

それだけうまい説明ができるんですので、ぜひ、文書をつくって、的確者のご家庭に文書をお届けして、地区の総代の方々、また、幹部の皆様方とともに消防にお願いしていくような仕組みをしていただけるように、もう一度、文書を送れないかお伺いします。

○村 長 先ほど申し上げたとおり、文書の中身等々、まだ、そこまでの話までは至っておりませんので、団長さん等々、消防団幹部の皆さん方、消防委員会の皆さん方、あるいは、ほかの事例等々もあるのかもしれませんが、そういうことも含めて研究して進めていきたいなというふうに思います。

○議 長 ちょっと、直接の対話方式で進めないようにしていただきたいと思います。

○8 番 (柳生 仁君) ただいま、文書の件については検討するということではありますが、行政で言われる検討とって、なかなか、はしはし進んでいかないんですけれども、ぜひとも24年度の勧誘に間に合うように早く検討して、年末には消防委員会もあるようでありまして、検討されてますね、24年度から、そういった協力が、行政と消防団、一体となって地域社会にお願いしていただけるような仕組みをお願いしまして、次にまいりますけれども、2番手の質問の消防団に対する企業のお願いでありますけれども、過去には、消防団のほうから活動に対する企業へのお願いを村から文書を送ってくれないかと、こういうことで、だれだれ君は消防団員なんだで協力してもらいたいという文書を送ってくれんかっていうような事例がありまして、当時、桃沢村長のころだったか、送付したことがありましたけれども、今、企業の理解がなかなか得られないということも聞いております。

村としても、村内企業は、比較的、理解、多いかもしれませんが、村外企業で必要とする企業に、ぜひとも村長のほうから、こういう団員がいるんで、消防団活動にお願いしたいというような文書の送付ができないかどうかお伺いします。

○総務課長 社員の方に消防団員がいる事業所につきましては、所在の市町村が消防団に協力いただくよう働きかけております。

団員の出勤につきましては、今、議員がおっしゃるように、一部、生産ラインがとまる自体にもなることから、事業所の協力は非常に難しいという事業所もあるようでありまして、聞いておりますところ、欠勤扱いでも出勤してくるという事業所があるというふうにも聞いております。

企業との懇談会を行いまして、消防団活動に対する理解を深めることを、実際の話には、少しずつでも行う必要があると考えているところであります。

この制度につきましては、また関連したものが出てくるかと思っておりますけれども、それぞれの市町村で、所在する町村にある企業については、その市町村のほうからお願いに行く、あるいは団のほうで協力を依頼するというをやっております、少なくとも上伊那の中には、消防団の協力事業所は、かなりの数に上っていると思っております。

ただ、これを拡大していくってことは非常に必要なことですが、その所在する市町村をお願いをしていくというのが、そこが、まず働きかけていくということが大事だと思っておりますので、すべての団員が、それぞれの所在市町村の事業所に行っている現状、これを、団として、あるいは中川村として何とかお願いしますということは、ちょっと難しいのかなあと思っております。

○8 番 (柳生 仁君) 全国津々浦々、消防団がありまして、それぞれの市町村が、それぞれの所在する企業には、消防団活動に協力をお願いとっているわけですが、団員から、もし、そういう要望があれば、村長名でもって協力依頼をお願いするような文書を送ってもらえるような施策はあっているんじゃないかと私は思っております。

例えば、よその町村でお願いしておるんだで、中川村の消防団がおっても当たり前というんじゃないで、中川村は中川村として、きちんとお願いする、消防団活動は、これは、やっぱり地域社会として大事じゃないかと思っております。ぜひとも、その部分をお願いいたします。

次の3番目の消防団員の装備についてお伺いしてまいります。

多くの災害現場で、消防団員もプロの消防署員も、おおむね似たような現場で作業についております。そうした中で、専門職の職員と消防団員では装備の格差があると聞いております。中でも、燃えないかっぱ、防災かっぱ、それから、水防のときには雨がっぱ、それから、夜間ですと頭のヘッドライト、それから、水防ですと、水に落ちても溺れないようにライフジャケット、こんな装備は、どうしても必要なあと、団長に伺ってみますと、なかなか、こういった装備は、なかなかしてくれていないっていうのが現実だと思っております。

特に水防などにおいては、見回り等をしておっても、消防団員なのか近所のおいさんなのかわからない部分もあります。ヘルメットを見れば、白くて線が入っているんで、まあ、消防団員かなと思えますけれども、ああいった公務の活動においては、きちんとしたかっぱが支給されてもいいのかなあと、また、燃えないかっぱでありますけれども、冬の火災現場などは、向かい側から水が飛んできます。これが1月2月の火災で夜間ですと、びしょぬれになっていますと非常に寒いんです。これは、体験をしてみないと、口で寒いって言うても、そうかなあというだけですが、体験してみると本当に寒いんです。それでも消防団員は頑張っているわけです。

こういった装備については、ちゃんと装備してあげて、頑張ってもらう施策が欲しいかなあと、費用はかかりますけれども、かっぱ、一度、買ってあげれば、当分使えますので、こうした装備が必要であります。

ヘッドライトでありますけれども、夜間の火災現場では、足元が非常に危険であります。ホース1本つなぐにも、手持ちの懐中電灯では、なかなかいいようにつなげないし、道中、走り回るにも足元が危険であります。

それから、水防においても、昨今の大地震でも、消防団員がライフジャケットを全員着用していたならば、もう少し多くの命が救えたかなあと、こんなことも思うわけがあります。

中川村でも、水防活動では堤防の見回り等をするわけでありまして、1人が鼻先を歩き、1人が裏からロープを持っていくというのが基本でありますけれども、ライフジャケットを着用していれば、万が一、足を滑らせても命が助かるのではないかと、こういったことで、消防団員の命を守るためにも、こういった装備ができないかどうか、多分、検討されていると思っておりますけれども、お伺いします。

○総務課長 各部にどの程度の装備があるのかということ、こちらで、ちょっと調べました。ヘッドランプ、ヘッドライトでありますけれども、各部に5つ～10個、これは部のほうで購入をいただいているものでありまして、恐らく関連する地区のほうから負担が寄せられ、それをもとにして購入をしているというふうに理解をしております。

それから、ライフジャケットにつきましては、どうも装備をしております。防火消火服であります、各部に1着ずつあります。この間、部の再編成を行っておりますので、2着ある部もございます。ただし、今、おっしゃられたような放水の先、伝令、消火に当たる皆さんが、すべて行きわたっている状況にはないかと思っております。

それから、投光機、発電機につきましては、最低、各部には1台ずつございます。消火、それから、もう1つ、かっぱでありますけれども、かっぱについては、自前で、確かに、体型ですとかもございますので、自前の物を使っているのが現状であります。

ですので、消火ですとか水防、搜索活動等の中で必要な装備につきましては、一つは、各部に調査を行い、数を改めて把握し、何が本当に、こういった物が必要だということがありましたら、これは、それぞれの意見を聞く中で、まず現状を把握することをしてしたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁君) 今、必要な物を調査して、現状を把握しながら対応していきたいというので、できるだけ早急に、災害というものは、いつやって来るかわからないわけでありまして、できるだけ早急に調査をし、団から必要とされるものに対しては対応していただければ幸いですし、消防活動を安心してするためにも、ぜひとも装備の充実をお願いいたします。

次に4番のポンプ車についてでありますけれども、上伊那2市6町村の中でポンプ車のないのは、現在は中川村だけあります。

今、小型動力ポンプは、大変性能がよくなりまして、火災現場でもしっかりと水を出せるわけでありまして、大きな火災など発生した場合に、同時に2線放水できるのはポンプ車だけあります。その先へ行って小型動力ポンプの中継等ができるわけでありまして。

地域住民の火災の安心・安全のためにも、この威力あるポンプ車の導入があってもいいのかなあと、こんなふうに思うわけでありまして、村としてポンプ車の導入はどのように検討されているか、このことも、消防委員会でも議論をされておりますけれども、見解をお願いします。

○総務課長 これにつきましては、議員が今おっしゃられましたとおり、平成18年3月1日の消

防委員会での審議をいただく中で、消防団の車両更新計画といったものを確定をしております。この計画といいますか、方針では、消防ポンプ車、過去にあったものでございますが、平成20年の10月の車検切れまで残し、以後、更新は行わないということ消防委員会の中で確認をしているというふうに理解をしております。同時に、暗闇、暗いところでも水利に不自由のしない全自動ポンプ付水槽車1台を、それから、固定配管積載車を1台、導入するというを同時に決定をしております。この議論の中で出されたことは、恐らく機能性ですとか、今、議員もおっしゃられましたが、突出能力等を検討した結果、消防ポンプ自動車は不要といった結論に至ったということを理解してございます。

したがって、この計画を尊重するという形でありますので、今のところ、消防ポンプ自動車については、配備をする考えはないということでありまして。

○8 番 (柳生 仁君) 確かに、車検いっぱい使っておしまいにしようっていう経過はあったと思っておりますが、全くなくなってみて、やはり、こう、力の威力は今でもあるんですが、大きな火災では2線放水して、その機能を十分発揮するということにおいては、ポンプ車に勝るものはないわけでありまして。

消防のほうから、そういった意見が出た場合には、今後、十分議論をいただけますかどうか、もう一度、お願いします。

○村 長 いろんな、おっしゃったようなパワーの問題、あるいは狭い、あのときは、確か狭い所まで、いろいろ行けるような機動性のある物のほうが村にとってはいいだろうというようなお話になって結論が出たかと思っておりますけれども、当然、消防委員会で、また、消防団の意見等々も聞きながら、その後の、今、何年までに何を更新してというふうな形のスケジュール等をとって全車両を更新してきたわけですので、それが、また老朽化していく中で、じゃあ、どうしていくのかという計画は、また、立てていかななくてはいけない、その中で検討していく形になるかと思っております。

○8 番 (柳生 仁君) そういう経過はもったもでありますけど、消防団のほうでも威力のあるポンプ車が欲しいなあと、そんなような意見もありましたのでお伝えしていきませんが、どうか、そういった意見が出ましたら、快く話を聞いてもらって前向きに対応してもらえるようお願いしたいわけでありまして。過去に決めたから、もう、やめたと突っぱねるんじゃなくて、村長のいつも言っているぬくもりのある対応をできれば、ありがたいなあとと思っております。

次に5番の問題へ行きますが、消防の女性消防団の参加について、このことにつきましては、中川村は、今から16～17年前ですかね、箕輪村が、いち早く女性消防団員を導入し、導入っていう表現、入っていただきまして、消防団活動をしてまいりました。その後、各市町村、消防団員が、女性消防団員が介入し、それなりの持ち場でもって消防活動をやってまいりました。

中川村でも、そろそろ、そういう時代が来たのかなということから、うわさが持ち上がっておりますので、現在、女性消防団員についての方策とか目標とかありましたら、ぜひともお聞かせください。

○総務課長 消防委員会の提言を受けまして、女性の消防団参加については検討をしているところであります。

まず、女性が消防団をどの程度、その内容、活動内容も含めて理解しているかということが一番問題になりますので、このところで、じゃあ、だれを聞くのかということをやりましたが、消防委員会の中では、当面、村の新しく、今年、23年度に採用になった女性職員に、まず、声をかけてみて聞いてみたらというようなことでありましたので、懇談を行ったところであります。女性団員の任務として考えられるのは、防火、防災の意識づけを行うための広報活動ですとか、保育園、小中学校児童・生徒に防火教育を行うなどの活動が、広報活動の一つは考えられます。

また、本部詰めで火災や捜索現場との無線連絡等の現場に出ずとも能力を発揮できる場が、もう一つはあるのかなというふうなのが、今、考えているところでございます。

ただし、この話をした中で、女性の職員の皆さんから出たのは、1つは、消防団の活動について余り知らないというのが大きいことと、なぜ私たちにその話がされるのかなというところの戸惑いもありましたし、もし仮に自分が女性団員として活動するとしたときに、実は、女性も、もちろん、それぞれ仕事を持っているわけでありまして、また、一般事務の職員ばかりではありませんので、いざ火事だったときに、それを放り投げて——放り投げてっていう言い方はありませんが、それぞれの仕事につけるのかどうかというところでの不安もございました。

これについては、長い目で見ながら話をしていく必要があろうかと思っておりますし、その人たちだけじゃなくて、周りの女性、話をした女性の友人の女性の皆さんですとか、そういった方たちにも、本来は広く声をかけなきゃであります。まずもって、一体どういう意識にしているのかというところの意識、消防団に、団活動に対しての、その理解、このあたりがどうなのかということを手始めに話を始めたところでありますので、すぐの結論というのは、当然、出ないかと思っているところであります。

○8 番 (柳生 仁君) ただいま消防団活動が見えてこないとか不安とか言われておりましたけれども、どんな場所でもそうですけど、初めて行くって非常に不安であります。だれでも。職場でもあります。初めて就職しますと、非常にわからないところへ行くんで不安でありますけども、入ってみれば、そんなに難しいもんじゃないと、それで、今の説明によりますと、広報とか子供の対応とか火災現場の連絡とか、非常に仕事も対応できる素晴らしい仕事があるわけありますので、男性の各位は現場へ出向いて、そういうような方々と連絡をとれば、消防団活動として十分機能を発揮すると思えます。ぜひとも、今、幾らか目星があるようでありますので、女性消防団員の体制をちょっと考えていくことも重要なあと、これは念押しをすることかどうか、ちょっと疑問があるかもしれませんが、ぜひとも一歩前向きな対応をしてもらいたいと、消防委員会でもしっかり議論をしておりますので、この意見が常に尊重されますようお願いをいたします。

次に6番の役場の本部員体制でありますけども、現在、役場の本部員は7名体制と

聞いております。現在、役場本部員は7名体制ですけども、いち早く駆けつけて火を消すという体制に至っていないと聞いております。

私は、これからは、役場の本部員数を増やして、いち早く駆けつけて初期消火のできる体制が大事なあと、全国でも、そういったの、取り組んでいる行政も出始めております。なぜならば、ご存じのとおり、昼間の火災で非常勤消防団員の出動が非常に少なく、なかなか、また、勤めから飛んできて、来るっていうのは、時間がかかるわけあります。役場ですと、村の中心部にありまして、第1報でもって、ポンプ車を持って行って、火災現場へ行くには、恐らくは南署より早く行けるかなと、こんな期待がされるわけあります。

現在、本部員は、約35歳までが本部員って聞いておりますけども、既に宮田村では40歳まで歳を上げてもって本部員の確保をしていると聞いております。

中川村でも本部員の年齢を40歳まで引き上げて、ぜひとも、地域防災のかなめとなるような、また、消防団員の模範となるような体制ができないかどうか、そここのところをお伺いします。

○総務課長 本部班の今現在の班員の数であります。6名でございます。6名で構成しておりますが、その中には、分団に所属をしていた後、本部班員となった、いわゆるポンプ操作に長じているというか、十分経験と実績を持った経験者も所属をしているところであります。

それと、役場職員の中に、これは本部班という位置づけではありませんが、特別消防団員という形で本人が申し出ていただいて活動している者もおりまして、火災の際には、現場で、この者たちが——この者というか、職員が現場で消火活動に当たっているところであります。

本部車というのはございませぬので、どういうふうな活動をするかといいますと、今、申し上げたような役場の職員で特別消防団員になっている者が、まず、自分のところの部に帰りますして、消防車を引っ張り出して、現状では2人以上の操作ということになっておりますので、大体こういったところについてはチームができておりまして、それで現場に飛んでいくというような体制をとっているところであります。

実際、本部長、それから等に、今、実際どうなのかということ聞いておりますけれども、現在の、その構成人員で実際の消火活動に支障を来しているということは、どうもないというふうに認識をしているようでありますので、今現在のところで実際の仕事はどうなっているかといいますと、本部班の班長が、これ、ポンプ操法もできますけれども、実際に操作はできますが、ここの無線について指令を行い、連絡をするという形を中心にしてとっておりまして、あえて年齢を引き上げて班員の数を増やす、村の職員の数を増やして現場に飛んでいくっていうような体制をとらずとも、今のところは問題が出ていないというふうな認識でおりますので、これ以上の年齢引き上げについては、ちょっと、考えているところではございません。

○8 番 (柳生 仁君) もう一度、くどく伺いますけど、一番近いんで、火災現場にいち早く駆けつけるだけの体制は十分とれていると、そういう考えでいいわけですね。

○総務課長 本部班については、そういう形でいると認識しております。

○8 番 (柳生 仁君) 非常に力強い答弁でありますので、今後、災害現場でも、ぜひともご協力をお願いします。

次に7番の消防に協力優良企業、村内でありますけれども、これに村からマークが出されているようでありますけれども、このマークの申請でありますけれども、企業のほうからの申請でもってマークが出ているって伺っておりますが、私は、優良企業には村のほうから優良企業としてのマークを申請していいんじゃないかということで、その方策を、もう一度お伺いします。

○総務課長 今おっしゃられたのは、協力優良企業証という形だと思います。これは、長野県のホームページをちょっと調べてみましたけれども、幾つか要件がございまして、何といたしますか、資本金または出資金の額が3,000万円以下の中小の法人に限るとか、3つほどの要件を満たすこと、つまり、その中の1つには消防団員が2人以上いるということ、それから、消防団協力事業所として、地域の——市町村、地域の消防団から認定をされていること等の要件を満たすことが必要とされておまして、これ、行政的なやり方で、いたし方ないかと思いますが、申請をしていただいて交付をするというような格好に、どうしてもなっているものということでもあります。

○8 番 (柳生 仁君) そう聞いておりますけれども、なかなか自分のほうから、おれは優良企業だよと、優良マークをくれやうというんじゃないかと、行政のほうから、お宅は優良企業ですということでマークを出してもいいんじゃないかと、規則は規則として曲げることはできませんけれども、私は、そういった行政としての感謝の気持ちがあつていいかなあということをお願いしたわけでありまして。ぜひとも、もし、そういうことができれば、今後は、そういう対応もお願いします。

次に8番の消防団員の公務災害補償についてお伺いしてまいります。

消防団員の公務災害につきましては、中川村でも大変立派な決めがありまして、出ておりますけれども問題は死亡したときの補償であります。

今回の大震災で、消防団員の共済でありますけれども、通常、死亡で2,000万円の補償をされるところが、大勢なくなったということから1,500万円に削られたと聞いております。

そのほかに、中川村でも死亡に対して1人当たり、殉職者賞じゅつ金でありますけれども、3条の1項に殉職者賞じゅつ金が490万円以上2,520万円以下とあり、功労の程度によって定めとなっております。

この功労っていうのを辞書を引いてみますと、功績とか努力となっておりますけれども、この部分の説明を、490万円から2,520万円っていうことの説明をお願いします。

○総務課長 今のご質問に関して、申しわけないんですけど、どの程度の、いわゆる功労に対しては、どういうふうな支給ということは、ちょっと細かくは調べてございませんので、すぐは、説明は、ちょっとできません。申しわけないんですが。

○8 番 (柳生 仁君) 私が言いたいことはですね、人の命は、やはり、どんなに立派な方でも、消防団員であるならば、今年入団した団員でも、10号の団員でも、命は変わ

らないと思うんです。それを功労の部分で片づけると、いかがなものかと、これは、きっと法律の中で、きっと載ってくるんだと思いますけれども、こういった命の選択っていうのは、やっぱり、功労とか何かで決めるんじゃないかと、一定額の補償がきちんとされるべきじゃないかと、こう思っております。

その際、3条でもって3,000万円の特別賞じゅつ金っていう分もありますけれども、ぜひとも、功労でもって、この消防団員の殉職に対して片づけることのないように、しっかり支援してもらいたいなあと、障害とか、いろんなことについては、各いい支援があるんですけども、殉職しますと、そこで終わってしまうわけでありまして。ぜひとも、この490万円～2,520万円って、この格差のある、この殉職者の賞じゅつ金の種類については、格差のない対策が欲しいなあと、こんなことを、きょうはお願いしておきます。

今、功労については答えられないっていうんで、そこまでにしておきます。

次に9番の消防団員の待遇についてお願いします。

消防団員は、それぞれ異なる職業を持っておって、家族の協力なくして消防団活動はできないわけでありまして。そうした中で、前段、村長が言いましたように、いろんな問題があるって聞いておりますけれども、やはり、そのご家族にもいくばくかの感謝の気持ちが村としてあつていいのかなあと、聞くところによると、村長も腹案を持っておられると聞いておられましたけれども、その消防団員家族にいくばくかの商品券、これは、足りるか足りんかわかりませんが、感謝の気持ちの姿があらわせないかなあと、こんなふう思うわけでありまして。消防団員家族に何らかの、こうした感謝の気持ちをあらわせないかお伺いします。

○村 長 たくさんいろいろ、今までいろいろいただきましたけれども、消防委員会でのご審議をいただいて、検討を深めて対応していきたいと思っております。

先ほど突っぱねるのではなくとおっしゃいましたけど、全然突っぱねておりませんので、消防委員会のご審議というふうなことでご意見をお聞きしながら進めていきたいということでございます。

これについても同様に消防委員会の皆さん方のねらいだとか、いろんなことをお聞きしながら検討していきたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁君) 消防委員会の意見を尊重していただけるっていうんで、しっかりと、よろしくをお願いします。

最後になりますけど、消防団長の報酬でありますけれども、中川村と松川、大鹿とでは格段の差があります。村長も、このことは隣接町村会議に行ってみておられまして、約半分の違いがあるなっていうことは知っておられると思います。

消防団長の任務っていうのは、非常に、なってみると副団長のころとは格段の差があつて、その緊張度っていうものは大変なものであります。

私は、過去の経験ですけども、やはり災害を最小限に抑えることと同時に団員がけがをしないこと、これをいち早く願っております、こうした面でもって、果たして、この消防団長の報酬がいいんだろうかと、いつも不思議に思っておりましたけれども、

中川の団長と話しましたが、ちょっと、「金額でものを決めるわけじゃないけども、この金額は安いねえ。」と言っておられました。

こういった報酬を決めるには報酬審議会の議決が必要でありますけども、消防団長報酬について、もう少し便宜を図ることができないか、お願いします。

○村 長 消防団員だけではなくてですね、さまざまな訓練手当等につきましても、下伊那、把握しているのは隣接消防でやっている大鹿と松川でございますけども、恐らく下伊那も多分そうだろうと思います。に比べて、上伊那とは随分差があるなというふうなことは感じております。消防団長だけではなくて、団員の訓練手当等々についても差があるなというふうなことは感じているところでございまして、その辺のところについても、また、同じように、いろいろ過去の歴史等々もあるでしょうし、今までの中川村消防団としての考え方というふうなこともあるでしょうし、上伊那の中での位置づけというふうなこともあるでしょうし、いろいろ、いろんな要素、配慮する必要がきっとあるんだろうと思います。その点も含めて、広い視点で消防委員会にご審議をいただくべきことではないかなというふうな、ここで決めるべきことでもないし、私の一存でどうこうするぞって今ここで言えることではないのかなというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁君) 今の団長及び団員の報酬について、消防委員会に出てくれば、しっかり議論されるっていうことに解釈しまして、時間も来ますので、次の子育て支援と少子化対策について伺ってまいります。

いこいの広場バンビーニは大変評判がよくて、これは村長の施策として実行されて、本当に素晴らしい制度だなあと思っております。子供たちの触れ合いの広場としては、位置的にもよくて、条件の整った場所であり、スタッフも大変対応がよくて、来た方々から本当に喜ばれております。

先日伺いまして、お母さん方一人一人とお話ししますと、本当にここはいいところだと、支援センターだと昼休みがあるんだけど、バンビーニは昼休みもなくて、ずっとおらせてくれると、うれしいと言っておられました。本当によかったなあと思っております。

そうした中で、お話の中でですね、こういった施設は、子供の発達のために、また、他の子供の発達のために必要なんだと、また、これがお母さん同士の話し合いでもって、お母さんの子育てのためにもいい交流の場だというような話がありました。

こうした中で、前段、村長のあいさつの中でバンビーニは子供の遊び場じゃないと言われましたけども、私は、子供の遊び場でいいのかなあと、こんなふうに思っております。

それで、ちょっと話が変わりますが、バンビーニは500円の会費をいただいておりますけども、村長は、その500円の会費は継続するって言うておられましたけども、担当者の話を聞きますと、壁を取り払うってことは、500円の壁を取り払うと、気楽に一歩足を踏み入れられるかなあと、こんな話がありました。

できれば、500円っていうものは、財政的に、そんなに潤う金額ではないので、バ

ンビーニを、もう少し開放的な感覚でもって、500円という年会費が取り払えないかなあと思っておりますので、村長に伺います。

○村 長 バンビーニが遊びの場ではないということは繰り返し申し上げてきていることなんですけども、そもそもは、中川村に来て、お嫁さんという方の多くの方は、ご実家を離れてきていらっしゃる方が多い、そんな中で、お嫁に来た方もいらっしゃるだろうし、ご夫婦だけが見えた方もいらっしゃるだろう、新しい環境の中に、特に奥さんの多くは入っておられる、その中で、なかなか友人関係もできない中で、子供と、子供ができて、環境が変わって、ご主人は仕事が忙しかったりする中で、子供と向き合う中で、友達もわからない、結婚した、嫁に行った先のご家族の方々と自分のふるさとのほうとでは、その子育てについてのやり方とかが、やっぱり違ったりして、いろんな悩みがある、その中で、子供と向き合っている中で、極端に言うと、もう虐待をしようになったというような、そういう本当に行き詰ってしまったというような、そんなお話がありまして、そういうことに対して輪をつくったり仲間づくりをしたりっていうふうなことは必要だということであるところでやっていることでございます。ですから、遊び場づくりってというのは、ほかでもいろいろあることなので、バンビーニに関しては、あそこだけは、そういう形で、お母さん、行き詰ってどうしていいかわからないというふうなお母さん方が行ける場所として、あそこだけは確保するということは、もう最初から考えていることですので、たまたま遊びに、子供たちと一緒に行って、仲間ができて楽しい、あそこに行ったらお母さんも楽しい、子供たちも楽しいから、みんなでわいわい、もっとできるようにしようよというお話はですね、そういう方は実際多いのかもしれませんが、少ない、もうほとんどいないかもしれないけども、虐待というようなことまで行くような方は少ないかもしれないけども、そういうことをなくすというのが趣旨でございますので、安易に遊び場でいいというようなお考えということは、ちょっと改めていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

その入会金のお話については担当課長のほうからお話しします。

○保健福祉課長 登録料の関係でありますけれども、集いの広場の利用に当たりますと、利用登録申し込み書によりまして申し込みをしていただきますが、その際、登録料として1家族500円というのをいただきまして、年度ごと、1年間有効のバンビーニ利用登録証というのをお渡しをしているわけでありまして。

集いの広場の利用に当たりますと、この登録料の500円以外には利用料はかかっていないわけでありまして、そういうことであります。

他町村の状況でありますけれども、無料化をしているところは、子育て支援センターとして運営をしている飯島町ですとか松川町、高森町などは、もともと無料でありまして、宮田村、駒ヶ根市は有料となっております。

それから、飯田市では、9カ所ある集いの広場が、今まで1回100円という利用料金を取っておりましたけれども、23年4月から無料にしたというような報告を受けております。

最初に集いの広場を開設するに当たりますと、子育て中のお母さん方と懇談をする

機会を持つ中で出た意見の中では、利用するに当たっては、受益者負担っていうのが原則であって、ある程度、利用料がかかってもしょうがないというような意見や、ただで利用をすると、どうしてもいい加減な使い方になってしまうというような意見が出されたような経過から500円というような登録料というふうになっていると思っております。

また、さきの9月の議会の中で平成22年度の決算審査を担当委員会でしていただいたわけでありすけれども、その担当委員会では、集いの広場の登録料については、これを維持していくのがよいのではないかとというような意見も出されております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁君) 時間が来てしまうんで、ここで時間をとってしまうと最後まで質問できませんので、次にまいりますけれども、ちょっと2つほど飛ばしまして4番の不妊治療についてお伺いしてまいります。

現在の日本は、少子高齢化っていうことで言われて久しいわけでありすけれども、その少子化対策の中に、やっぱり出生が少ないと、出生の少ない中に、やはり不妊の方が多いんじゃないかということで、いろんなものを書いてあります。

さきの9日のNHKのeテレのほうで8時から1時間、不妊についてありまして、来週も、もう1時間あります。やはり、今、現代社会の悩みは、子供さんの出生が少ないのは不妊が大きいと書いてありまして、その中で国立社会保健人口問題調査研究所の出生動向基本調査をやりますと、2006年でもって不妊を心配した方が25.8%、また、厚生労働省の生殖補助医療技術についての意識調査でもって治療を受けた方が1999年で28万4,800人、2003年では46万6,900人と、わずかの間に1.6倍、4年間で増えております。

中川村でも、実態、どのくらいの方が、こういったことで悩まれているかわかりませんが、今、県、中川村でもって、1回につき5回——5年ですか、限度に20万円、県が10万円、村が10万円の補助でございますけれども、少子化問題を解決するには、もう少し支援があってもいいかなと、こんなふうに考えているわけでありす。

24年度予算編成の中で、こうした少子化問題対策として、この不妊治療の補助金をアップできないかって思うわけでありすけれども、難しい判断でありすけれども、ぜひとも検討いただきたいことと、これを相談する窓口、保健センターでありすけれども、ここへの電話が、直通電話がないわけでありす。今、必ず役場を通して保健センターへ電話が行きます。担当者に聞いてみますと、ここは直通電話じゃないんだねと言われる方もいらっしゃる、やはり、繊細な悩みを相談するところは直通電話があつていいのかなあと私は思うわけでありす。と同時に、悩み専門の相談窓口があつていいかなあと、こんなふうに思うわけでありす。

時間が来ますので、ぜひとも不妊治療の医療費の増額、治療費の、それから、5年を限度じゃなくて、限度を撤廃してもらうこと、保健センターへの直通電話の開設、できないかっていうこと、それから、相談専門窓口、また、専門の勉強をされた方がおつて相談を受けられる体制ができないかと、こういった点をお伺いします。

○保健福祉課長 不妊治療の関係でありますけれども、今、議員おっしゃられたとおり、村では、この少子化対策の充実というのと、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減ということから、19年度から、平成19年度から治療費の一部を助成する事業を始めております。

助成の対象となる方は、県の不妊治療の助成を受けている方になるわけでありすけれども、村では、治療費、かかった治療費の自己負担額から県の助成を引きまして、2分の1以内の補助で10万円というように、現在、なっておりますけれども、また、1年度当たり1回で5年間ということになっております。

各ほかの市町村の様子を見てみますと、大体同じような助成の内容になっておりますけれども、飯島町では、若干、県と似たようなふうになっているところでありす。

それで、増やせないかという話でありますけれども、また、これから予算の時期でありますので、各市町村の動向などを見ながら、また検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、直通電話の開設のことでありすけれども、今現在は、役場に1本で受けまして、内線で回しているという状況でありす。

不妊治療の関係につきましては、相談者自身が医療費のことということで認識をしておりまして、保健センターのほうに相談をすると、相談を受けたというような事例は今までないということでありす。それで、直接、病院のほうへ相談をしているかというふうに思っておりますけれども、役場で受けて内線で回っているわけでありすけれども、特別、そのとき自分を名乗るわけでもありませんし、どういった要件で保健センターへ回してというふうなことを言うわけでもありませんので、プライバシーのほうも守られていると思っておりますので、今現在の方向でいきたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁君) もう2つほどお願いしたんですが、いろんなお母さんたちの悩みごとの相談窓口、それから、そういった専門的知識の勉強をしてもらう担当者の設置など、お願いしたいと思っております。

直通電話の理由は、不妊治療だけじゃなくて、そういった子育ての悩みとか、いろんな悩みのあるお母さん方のことから始まって、直通電話のほうを欲しいなあというふうに聞いておりますので、直通電話を欲しいというふうに聞いたわけでありす。

そういうことで、相談窓口の開設ができないかどうか。

○保健福祉課長 相談窓口でありますけれども、保健センターのほうで電話相談もありますし、直接、相談に来る方もいますので、そういう点是对応できているかなというふうに思っております。

専門的知識っていうことにつきましては、それぞれ、また、研修会等へ行くとか、そういった形で知識を増やしていくということになるかというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁君) なかなか質問がへたくそなもので、時間ばかり経過しちゃって、もう28秒しかありませんが、保健センターなどっていうものは、私は、どうしても個

人的な繊細な相談があるんじゃないかということで、役場へ通したから、その声が漏れると知っているわけじゃないけども、こうした小さい村は、結構、声でもって人がわかるもんであります。ぜひとも、今後、直通電話などの検討をいただきまして、対応していただけるようお願いし、また、消防のほうもよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後5時13分 散会]